

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○田邊委員

おはようございます。今回初めて環境福祉経済委員会に入るんですけど、今現在、水道工事の指定業者、これは幾つあるんでしょうか、そういったところをちょっとお聞きしたいというところと、水道局の工事指定業者の選定基準、こういったものを併せてお願いしたいと。1個1個言ったほうがいいんですね。

○委員長

1個1個のほうがいいです。

○田邊委員

お願いします。最初の業者が幾つあるのか。

○藤井工務課長

給水指定工事業者の登録件数ですけど、令和2年11月現在、138社の登録がございます。内訳としましては、市内業者39社、山口県内業者が92社、県外が7社ということになっております。

○田邊委員

138社、市内39、山口県92社、そして県外が7社ということですね。分かりました。この39社については年々減っているんですか、それともどれぐらいの変動があります。

○藤井工務課長

大幅な増減はございませんが、微増、微減というところでございます。数年前であれば144社という業者がありましたが、現在138社ということで多少減っているところでございます。

○田邊委員

分かりました。

この水道工事の指定業者の基準というのがあるのはお聞かせいただきたい。

○藤井工務課長

基準といたしましては、給水装置工事主任技術者免状を持っていないとできない工事でございますので給水の国家資格を持っている業者、それから、水道法第25条の各項目を審査します。

○田邊委員

いろいろ管工事の資格を持っているとか、土木の免許もあるんだらうと思うけど、そのほかに突発的な工事が恐らく水道工事の場合は日曜、また深夜に行われる可能性があるというところで、先ほどお聞きした39社は市内業者ということなんですけど、残りの99社、これは突発対応ができるのか。突発対応ができる業者というのは市内業者に限られるのか。それともどういったところなのかというところをお願いしたい。

○藤井工務課長

水道管は圧力管でありますので突発事故等が多々発生いたします。それにつきましては今説明した給水装置工事事業者ではなく、光市管工事協同組合と委託契約を結んでおります。当然、職員も24時間、365日対応できる体制でおりますが、いざ修理となりますと業者の力を借りないとできませんので、光市管工事協同組合10社と契約を結んでいっても、いかなるときも修理ができるような体制を組んでおります。

○田邊委員

突発の場合は10社と契約をしておると。これは輪番制、そういったものが当番みたいなものがあるんですか。この週はこの会社が受け持つと、そういった部分はそのあたりをちょっと詳しく教えてほしいと。

○藤井工務課長

これは隔週1週間ごとに業者が割当てられてございます。光市管工事協同組合でどのような体制で365日を組むかの提案があり、現在1週間ごとの体制で運用されています。

○田邊委員

水道管が破裂したりして、すぐ対応してもらっているんでそういったものをどういう形で行っているかというところをちょっとお聞きしたかったというところなんですけど、この業者はいわゆる高齢化とかそういったものは長年やっていて従業員が高齢化の方とかそういったところというのは見受けられますか。それともそういったところの問題とかはないです。

○藤井工務課長

そうですね。管工事組合10社ありますが、若手が入ってきている会社もありますし、確かに昔ながらの方々にやられているところもございます。管工事組合自体も当然増えたり減ったりというところもあります。そういった中、今言われた高齢化を感じますかということに対しますと多少感じる部分も見受けられると思います。

○田邊委員

分かりました。

これは別問題、水道ビジョンにおいて技術士というのかあるじゃないですか、国家免

許のやつ。それを取った方が水道局にはおられるとお聞きしておりますが、何人おられます、今。

○宮崎水道事業管理者

技術士が1名、技術士補が2名おります。

以上でございます。

○田邊委員

今後はその技術士が増えるのか、それとも1人で大丈夫なのかというところをお願いしたい。

○宮崎水道事業管理者

水道事業をやる場合において、特段そういった技術士を何人抱えなければいけないという規制はございませんので、これは自分が自分の知識等を高めるために本人が勉強して取っている免許でございます。水道局として応援はしていきたいと思っておりますけれども、人数制限等については考えておりません。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

以上です。

○大田委員

新型コロナウイルスに関することでちょっとお聞きしたいと思うんですが、水道局が行っている、今現在、支払猶予の取組という状況があるかと思うんですが、その現在の状況についてお知らせ願いたいと思うんですが。

○山根料金担当課長

新型コロナウイルスについてでございますが、新型コロナウイルスを理由とした支払相談につきましては、4月以降16名の方から支払相談を受けております。水道局では水道料金のお支払いがない場合は督促状等で催告を行っておりまして、最終的には給水停止を行っております。

今回、新型コロナウイルスを理由とした支払相談を受けた場合につきましては、支払いの猶予を希望された対象の料金が給水停止の実施日までにお支払いが可能かどうかというところで分かれることとなります。仮に支払いが可能な場合につきましては、その支払期日までにお支払いをお願いするということにしまして、仮にそのお支払いが難しくなった場合につきましては、また御連絡をいただくということで対応しております。

仮にお支払いが難しい場合につきましては、個別に水道局の窓口で支払いの相談をさせていただきますまして、今後の支払計画を相談しながら作成しまして、納付誓約書を交わ

しております。基本的には次回の給水停止、1か月後までにお支払いをお願いするということで今実施をしております。

具体的にはこの16名のうち、5月から11月までの期間、給水停止をしておりますが、このうち9名の方について給水停止の猶予をしております。支払いについては一応お約束どおりお支払いができていているという状況であります。

以上でございます。

○大田委員

個別に対応して猶予を1か月近く設けるという答弁じゃったと思うんです。またそれに対してコロナ禍による収益源の収益額、影響というのは考えられると思うんですが、どのくらい収益額の影響というのがあるんか、お教え願いたいと思います。

○中西業務課長

収益の減少ということでお答えしたいと思います。

コロナ禍によりまして、水需要にも影響が出ております。内容を申し上げますと一般家庭用水につきましてはテレワーク、年度当初の学校の休校、こういったものがございましたので在宅時間が長かったので微増傾向にあります。しかしながら、その他の営業用、公共用、工場用につきましては大きく減少している状況でございます。特に工場用水が減少していますが、その回復傾向はかなり緩やかでございます。収益は例年を大きく下回る予定となっております。

なお、現時点でございますと、この状況が後半にも続くという想定の中で申し上げますが、有収水量は前年度対比で約46万 m^3 ぐらいの減少となり、給水収益にして税抜きで約5,000万円の減収と見込んでおります。

以上でございます。

○大田委員

46万 m^3 、5,000万円の減少というのは随分水道事業に影響するんだろうと考えますが、ぜひともその状況が回復するように、コロナ禍に対しても祈っております。よろしくお願ひしたいと思います。

また、コロナ禍による水道代の減免というの也被えられると思うんですが、それに対する事業体があるのかどうかというのを、全国において事業体があるのかどうかというのを状況をお教えてください。

○中西業務課長

全国の事業体の減免の取組状況を、まずお答えしたいと思います。新型コロナウイルス関連で減免を実施している事業体の状況につきましては、厚生労働省が定期的に調査を行っております。既に6回の調査が行われました。直近の調査結果を申し上げますと、全国の水道事業体のうち約37%が減免を実施しているという状況でございます。

また、減免を実施している事業体のうち、その財源をどうしたのかということでござ

いますが、一般会計から全額もしくは一部繰り入れたといった事業体はその減免をした事業体のうち約7割にあたるという調査結果も出ております。

光市水道局の考え方としましては、現時点の相談件数、あとは水道事業会計への影響といったものを考慮いたしますと、減免といったものは不適切であると考えております。コロナ禍におけます水道事業の最大の使命は日常生活の感染予防として欠かせない手洗い・うがい、こういったものを行うための清潔な水道水を安定して供給することと考えております。そのため、断水することがないように老朽水道管の更新、あとは施設の維持管理などを途切れることなく継続していくこと、これが重要だと考えております。

以上でございます。

○大田委員

37%が実施して、一般会計からの繰入れが約7割があたっているというふうに全国の様子はそうお聞きいたしました。

また、光市では公共的な要件から光市としては今のところ考えていないというふうな答弁じゃったと思います。そのように公共的な立場でいろいろ考えてやられたんじゃないかなと思いますからよろしくお願ひしたいと思います。

次に、工業用水の供給がこのたび県企業局への供給事業を開始されました。現在の送水量の状況はどのくらいの送水をされているのかをお伺ひしたいと思います。

○嶋原浄水課長

県の県企業局への送水量は現在1万3,800m³でございます。

○大田委員

1万3,800m³、確か光市のあそこでやっておるのは1万5,000トンぐらいじゃったと思っておるんですが、大変多いように思うんですが、こういうふうに1万3,800m³も出さなかったら、今後どのようになっているのか状況を説明していただきたいと思うんですが。

○委員長

今後の見込みですか。

○宮崎水道事業管理者

7月22日から工業用水の供給を始めたわけでございますけれども、当初のスケジュールでは1年をかけて全量、今、委員さんが言われましたように1万5,200m³取水して、1万4,100m³の供給を行うこととなっておりますけれども、企業局の方から急遽前倒しで送っていただけないかというお話があって、その意向に沿って送水量を決めているところでございます。

このことによる影響なんですけれども、島田川の水量に対する影響につきましては、この程度の量の取水であれば何ら影響はございません。また、業務に対する影響につき

まして当然この供給業務に入る前にいろんなことを精査しておりますので、どういう状況になっても対応できる体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

どういう状況でも体制をとっているということで、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、確か光市の水道局は水道の供給量が年々下がってきているように感じております。新築の家は今だんだん増えてきているように見受けられるのですが、水道局はこのような状態をどのように分析されているのか、お聞きしたいと思います。

○中西業務課長

まず、近年の家事用水の使用量ですが、やはり人口減少影響し、減少傾向にあります。しかし、委員さんが言われましたように使用水量が減少している一方で昨年度決算で申し上げますと給水戸数は増加傾向にあるといった実態もあります。その内容を分析いたしますと、増加の内訳が比較的使用水量の少ないアパートといったものが多くを占めておりまして、新築でございまして最近の節水器具の普及などにより、使用水量の増加にならなかったのかなといったふうに分析しております。

以上でございます。

○大田委員

了解いたしました。

次に、熊毛地区に水道水を供給されておられます。供給量というのは一般水道でありますので一定だと思いますが、その後の水道局に及ぼした影響というのはあるかどうかちゅうのをお知らせをください。

○中西業務課長

まず、熊毛地区の送水量ですが、年間97万 m^3 ぐらいとなっております。これに伴う収益としましては、前年度でございまして税抜きで委託料として約3,500万円、施設の利用料として1,280万円を計上しております。なお、本事業につきましては、林浄水場の余剰能力を活用したといった事業でございまして、そのため、業務量の増加といったものはありますけど、それを上回る収益を獲得できたということでありますと、やはり我々の財政基盤の強化に貢献できたものだと考えております。

以上でございます。

○大田委員

熊毛地区に送るので財政基盤の強化につながっておるということで大変いいことだと思っておりますので、今後とも一定に水量を送るような業務をしていってもらいたいと思います。

それから、水道未給水地区がまだまだ市内にはたくさんあると思います。その後の未給水地区に対する水道水の供給を今後どのようにされるつもりなのか、お考えがあったらお聞かせください。

○藤井工務課長

給水区域内の水道未普及地域の対応でございますが、住民の要望を受けて配水管整備の可否を判断する要綱を作成しております。その要件といたしましては、件数、施設規模、地形条件など7つの確認を行い、水質の維持管理面、費用対効果を勘案した上で判断いたします。

水道局からの積極的な整備を促すことというはございませんが、水道を望まれる実情をお聞かせいただき、整備が可能かどうか、しっかりと対応を図りたいと考えております。

以上です。

○大田委員

そこに対して住民からの要望があったら、そこで給水ができるかどうかちゅうのを今から局内で対応を今後検討するということでよろしゅうございますか。

○藤井工務課長

まず住民の要望を確認いたします。それから整備可能かどうか、うちの要件に当てはまるかどうか話を聞き、現地を確認し、各項目ごとに精査した後に可能であれば水道局で整備を行うという流れで進めていきたいと考えております。

○大田委員

その場合において、給水してくださいというのが1戸の場合と、20戸ぐらいあるという場合というのは条件というのは同じですか、違うんですか。

○藤井工務課長

条件としまして1軒の場合は、個人専用の給水管になりますので、水道局が引くことにはなりません。配水管が40mm以上の口径であること、布設延長は最低50m以上であること、自然流下で整備可能な範囲であること、既設管が50mmしかないのに100mmを入れることはできませんので、新設管の能力が既設管の能力を超えないこと、施工及び維持管理が可能な公道への布設が可能であること、目的が申請者自らが住む家への給水であること、配水管の中の水の使用量が見込まれること、工事の概算費用の採算性が見込まれること、そして工事終了後、遅延なく給水を開始すること、これらの9項目に該当するのであれば、仮に3軒であろうと20軒であろうと対応を図りたいと考えております。

○大田委員

そういうような条件を満たす、もう少しちょっと突っ込んで聞くんですが、その9つの要件が100%満たされなかったら給水管を置くということができないというふうに考えるわけですか。

○藤井工務課長

基本的な考えはこの9項目全てクリアするということになります。この9項目は数が多いと思われるかもしれませんが、我々が通常配水管を整備する基本的な考え方でございます。

以上です。

○大田委員

分かりました。9項目の中で1件でもあれでもしてもらいたいと要望いたしておきます。

次に、水道局ですが、今後のスケジュールをいろいろ考えておられると思うんですが、どのようにされていきたいのか計画等があればお教え願いたいと思うんですが。

○中西業務課長

現在の光市水道局の計画類といったものの御質問だと思います。光市水道局につきましては、一昨年度でございますが、平成30年度に向こう10年間、計画期間を10年間とした光市水道事業ビジョンを策定いたしました。これを水道事業の最上位計画と位置づけております。本ビジョンの内容につきましては、50年後、100年後の水道事業のあるべき姿を示し、その実現に向けて10年間に行うべき強靱、持続、安全といった観点から具体的な取組を示したものでございます。現在、これに沿った施策を進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そのビジョンに沿って今後とも安定的な水道供給が光市民に対して行われるよう御期待しております。

以上で終わります。

○清水委員

工業用水なんですが、今、周南の工業地域に6月から送られていると思うんですが、その売上の金額を1億円いかないぐらいだと思うんですが、正確には幾らだったか教えていただければと思います。

○中西業務課長

まず、工業用水の単価というのがいろいろ新聞報道でもなされましたように1m³当たり17.1円ということで県企業局と光市が契約しております。日量でございますと1万

4,100m³で、私どもは取水業務、あとは企業局への供給業務というものを担っておりまして、そのうちその業務にかかる費用として1 m³当たり4.6円を一般会計のほうから負担金としていただいているといった内容でございます。金額につきましては、先ほど申し上げた日量の1万4,100m³、これに日数を掛けまして、今年度でございますと7月22日からの供給開始となりましたので約1,800万円で、来年度からは365日供給することとなりますので、約2,600万円の負担金ということとなります。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございました。宇部の工業地域、宇部興産とかも水、工業用水に困っているという話を聞いたんですが、今、周南地域から今度は宇部の工業地域にも工業用水を配水する計画とかというのは今のところあるんでしょうか。

○宮崎水道事業管理者

工業用水を供給する場合については、工業用水道事業というものを立ち上げないといけないわけでございます。私どもは上水道事業でございます、このたび山口県の企業局に送っておりますのは、山口県の企業局へ原水を供給しているということで、私どもが工業用水道事業を展開しているということではございませんので、山口県企業局のほうでそういった計画があるかどうかというのは、今のところ私どもは承知をしているところではございません。

○清水委員

分かりました。ありがとうございます。

最後に、この周南地域に工業用水を送ることが始まって、ここでの増収もあります。もし、まだ恐らく工業用水を宇部とかほかの地域に送るということも可能なんじゃないかなと思っておるんですが、そういったところが今後できれば新たな光市の増収のところにもつながるのかなとも思うので、そういうところができるように何か期待しておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○委員長

今のは要望ですね。

○清水委員

要望です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○清水委員

今、大和総合病院でも、光総合病院でも、医師不足が喫緊の課題だと思うんですが、医師不足の解消に向けて今取り組んでいる、そういったものをお聞かせいただければと思います。

○川崎病院局経営企画課長

医師不足についてでございますが、今、例えばU J I ターン等について、医師の確保についてできないかということで行っております。例えば、東京有楽町のふるさと回帰支援センター内にあります、就職から住まい・暮らしなど移住に伴う情報を一元的に提供している、やまぐち暮らし東京支援センターに情報提供したり、県人会の開催時には市の担当課を通じて医師募集のパンフレット提供などを行っております。

あと、本年度はふるさと光の会や県人会等が新型コロナウイルスの関係で開催をされてはおりませんが、11月に関西で県人会が開催されるという情報がありましたので、担当課を通じて医師募集のパンフレットを送付させていただいております。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます。このふるさとセンター、有楽町にあるものとか県人会にそのように送付したりとか、その費用の予算というのは、年間でどのぐらい金額としてはあるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○川崎病院局経営企画課長

予算ですが、主にはパンフレットを印刷する費用でございます。額は今覚えていないんですが、数万円だと思っております。

以上です。

○清水委員

この予算というのは、一般質問でも私、申し上げたとおり、今、コロナ禍になって、非常に移住、U J I ターンがかなり加速しておる現状でございます。山口県でも、昨年と10月とを比較すると661人の、相談ベースなんですけど、県への移住への相談というのが増加しておると。ぜひ、こういった機会だからこそ、しっかりとある程度コストをかけて、移住定住のところでのU J I ターンでの医師の確保、光市の魅力を発信しての医師の確保というのを積極的にやっていただきたいと、これは要望とさせていただきます。

以上でございます。

○田邊委員

おはようございます。

地域医療連携室についてお聞きしたいと。光市病院局において、この地域医療連携室、これは、どこにあるかというところをお願いします。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

光総合病院の地域医療連携室ですが、場所としては、正面玄関を入れてすぐ右手、中央受付のそばにあります。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院の地域医療連携室ですが、正面玄関入っていただいて右手側のほうですが、整形科外来がございまして。その隣に部屋があります。

それと、正面玄関ホール右手側のほうに相談窓口を設置しております。そこに地域医療連携室の職員を1名配置しております。

以上です。

○田邊委員

大和1名ということで、今、聞きましたが、その業務内容と、光総合病院は人数はまだ今伺っていないような気がしたんですけど、その辺りの業務内容をお願いしたいと。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

業務の内容ですが、病院と地域の医療・保健・福祉関係をつなぐ窓口としての機能を有しております。また、患者、家族が安心して地域生活が送れるような支援も行っております。また、外来、通院中あるいは入院の患者さん、家族の経済的、心理的、社会的な問題などの相談を受け、問題解決の支援を行っております。

また、人数ですが、職員の体制ですが、一応、地域連携室、5名となっております。内訳としましては、室長が1名、これは事務部長が兼任しております。あと、社会福祉士が2名、看護師1名、事務が1名の以上5名でございまして。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院の地域医療連携室の人員体制ですが、先ほど相談窓口は1名と言いましたが、その者を含めまして、申し上げさせていただきます。地域医療連携室には、医師は兼任でございまして1名です。看護師で社会福祉士の資格を有している者を1名、看護師を5名、事務員を2名配置しております。

○田邊委員

今、光総合病院と大和総合病院で職種によっていろいろな配置が違うように思ったん

ですけど、その辺り、何かあるんですか。看護師、事務員の方が多かったり、何か理由があるのですか。

○委員長

今、それぞれの病院答えていただきましたけど、私も聞いていて、資格のベースが違ったような気がしますので、まず兼務の方が何人で専任の方が何人なのか、もう一回答えていただいた上で、業務の違いがあればお答えください。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

職員ですが、室長は先ほど言いました事務部長が兼任しております。あと、社会福祉士2名、看護師1名、事務1名は専任の職員となっております。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院のほうですが、医師は兼任で1名です。看護師で、社会福祉士の資格を有している者、これが1名おります。看護師が5名、事務員が2名でございます。

○委員長

業務については、同じということによろしいですか。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

業務内容ですが、光総合病院と同じような業務と思いますが、他の医療機関や診療所、施設等からの患者に関する紹介や相談の業務、それと入退院支援の業務、入院患者や外来患者、またその御家族からの相談が主な業務になります。そのほかに、院内の医師、看護師、医療技術部門等の情報交換の業務も行っております。

相談内容については、やはり入院や退院に関する相談や外来診療に関する相談が多いと思いますが、福祉や介護制度に関することの相談や、お薬や医療費の相談などもございます。院内の各部署と連携して対応するようにしております。

以上です。

○田邊委員

人数の配置はまちまちみたいなところがちょっとあるんですけど、今言う内容のことを対応しちよるということなんですけど、これがどのような形で機能しちよるかという部分を教えてほしいんですけど。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

光総合病院の立場から申し上げます。

光総合病院と大和総合病院の違いというのが、機能の変化がございます。急性期と慢性期、療養型に変えていますので、急性期のことから連携を申し上げますと、まずうち

の患者さんを、大きく違うのは、先進医療の医療先への紹介等が基本的には入ってきません。逆に、急性期の医療のところとうちと、患者さんの受け取りという感じがどうしても医療に関して出てきます。医療が落ち着いて、ある程度慢性期的になったときに、今度、大和という感じになると思います。だから、医療の内容が若干違うので、対応する職員は変わってくるかなというふうに思っています。

○田邊委員

分かりました。人力的と機能が若干2つの病院じゃ違うというところで理解しますけど。

相談件数、これは過去3年分の実績をお答えお願いしたいと。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

過去3年分ということでございますが、平成30年度が5,021件です。平成31年度、令和元年度ですが、こちらが4,216件、今年度、令和2年10月末現在でございますが、2,556件となっております。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院の相談件数ですが、患者及び家族からの相談件数から申し上げます。

平成29年度は3,874件、平成30年度は3,786件、令和元年度が3,750件、令和2年度は、11月までですが、2,628件です。

施設等からの相談や情報交換の件数も調べておりますので申し上げます。

平成29年度は2,855件、平成30年度は2,896件、令和元年度が2,650件、令和2年度は、11月までが1,639件です。

○委員長

執行部の皆さんに申し上げます。同じ質問に対して2つの病院が答えられるのは役職上、仕方がないんですが、その際は対象年とか、できるだけ答えの基準となるものはそろえて答えていただくようお願いいたします。

○田邊委員

結構件数が多いんですけど、どういった件数をカウントしているんですか。これ、同じとかそういうふうなものもあるんですか、ないんですか。似たような。1人の方が同じ形でまた後日相談をすると、それは2つでカウントするのか。それとも、同じ方の相談は1つとしてカウントするのか。結構3,000件とか多いんで、その辺りはどういったところなんでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

令和元年度ですと、新規の方が1,770件ございます。継続というか、数回にわたって

御相談頂いている件数が2,395件です。一時期は相談が止まったんですが、再度再開されたという相談が51件ございました。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院ですが、新規の相談件数等の数字を持っておりません。日々の集計をしておりますので、同じ方が相談に来られたら、件数として上がると思われます。

○田邊委員

分かりました。データ上、カウントして、同じ方が何回もやる場合があるということなんでしょう。これについて、私どももいろいろ医療関係の相談を受けると、やっぱり地域医療連携室に話に行ったりしたこともあるんですけど、地域医療連携室については、光市民にはどういったことで周知しておられるか。そういったものが、病院局としてはどういった感覚でおるのかというところをお聞きしたい。

○委員長

地域医療連携室の周知方法について、周知の実情とかですね。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

光総合病院につきましては、ホームページでの紹介と、あと地域連携室が健康出前講座の受付窓口、またファミリー&フレンズCPRの受付窓口となっておりますので、その辺りの広報を市の広報等に載せたりしております。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院の地域医療連携室の周知の方法ですが、入院案内、ホームページに掲載しております。また、今年10月に発行しました大和病院だよりの表紙で地域医療連携室の紹介をしております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。その回数、ホームページはずっと載つとると思うんですけど、周知の出前講座とかちゅうのは何回やってるんです、光総合病院は。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

出前講座につきましては、年1回、広報のほうに載せております。

CPR講座のほうは、一時期、コロナの影響で研修自体はストップおりました。最近再開いたしましたので、来年1月の広報から、また募集の広報を載せる予定にしております。

以上です。

○委員長

光だけでいいですか。

○田邊委員

光だけでいいです。

地域医療連携室という、そういった患者の相談窓口がちゃんと設置してありますんで、職員体制も結構な数で体制しているというところで、今後とも市民の皆様の医療相談、お願いします。

続きまして、後発医療品についてお聞きしたいと。

後発医療品というのは、今、病院に行ったら、この薬にしますかとか言われるんですけど、これをそもそもどんなものなのかというところをお聞きしたい。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

ジェネリック医薬品、いわゆる後発の医薬品ですが、新薬の特許が切れた後に発売される同じ有効成分、品質、効き目、安全性等が同等の薬であります。

また、先発品と比べまして価格が3割から6割程度安く、また会社独自で味や飲みやすさの工夫、保管方法等が改良されている医薬品となっております。

以上です。

○田邊委員

この後発医薬品の薬価が、3割から6割安いと。効能についてはどうなんです、同じような成分というんですけど、私ども、見たら、ちょっと違うようなところもあるように見受けられるんですけど。本当にあれは同じような効能なんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

薬効に関する成分は同じだと聞いています。それに付随する小麦粉とかメリケン粉、一般に言う、その辺りの配合等が違うと聞いています。

○田邊委員

インターネットで、例えば痛み止め、ロキソニンに対する何か違うのが出てくるんじゃないけど、成分見たら、若干違うような感じがするんじゃないけど、今そういった説明なので、効能は一緒ということで理解します。

そして、後発医薬品の光市における使用率、これはどれぐらいですか。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院における使用状況ですが、直近の5か月で、11月は87.31%、10月が87.48%、9月が86.46%、8月が86.33%、7月が85.7%という使用状況になっており

ます。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院の後発品の使用状況ですが、11月が93.73%、10月が93.55%、9月が94.21%、8月が94.95%、7月が95.32%です。

○田邊委員

分かりました。90%近い数字で、大和の場合は90を超えていますということで理解したんですけど、後発医薬品のメリット・デメリットについてお願いしたいんですけど、先ほどの3割から6割というところは分かりました、価格の部分は。ほかの部分でどんな部分があるのか、教えてもらいたいと。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院では、後発医薬品の使用率が80%以上で、後発医薬品使用体制加算に1入院につき42点というものが算定できる施設基準上の要件を満たしております、今現時点で施設基準は届出済みでございます。

あと、光総合病院でDPC入院料や地域包括ケア病棟入院料を採用しておりますので、これらは1日ごとに診療報酬が設定されておりますので、後発医薬品を使用することで費用のほうを抑えられるというところで、収益の確保に寄与しているところです。

以上であります。

○田村大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和病院ですが、後発医薬品は薬価が低く設定されておりますので、購入金額も当然安くなります。療養や回復期、リハビリテーション病棟では、使用する医薬品が保険請求できませんので、後発品を使用することによって収入に対する費用を抑えることができます。

また、先ほど光総合病院でもありましたけど、後発品の使用率による診療報酬の加算がございます。この加算が1回470円、47点が加算になっております。

以上です。

○田邊委員

国が行う医療費の加算とか、そういったインセンティブの部分とは思うんですけど、あと高価な医薬品があるから、いろいろな。そういったもので、医療費を抑えるために後発になるとは思うんですけど、別に、私が質問した効能なり何なりが変わらないのなら、そのほうがよろしいかなと私は思います。ちょっと聞いてみたかっただけなんですけど、ありがとうございます。

あと、もう一点あります。

病院局で行う人工透析、これについてをお聞きしたい。光総合病院とは思うんですけど、現在、人工透析の患者は何人おられるかというところから入ります。お願いします。

○田中光総合病院医事課長

現在、人工透析を行っている患者が何名かということですが、59名が直近の1月では利用されております。

○田邊委員

人工透析患者、こういったものの治療を行う場合、病院局での1週間のスケジュールを教えてくださいんですけど、お願いします。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院の透析のスケジュールですけども、月・水・金と火・木・土で体制が異なっておりまして、月・水・金曜日に関しましては1日2クールを実施しております。1クール目の受付開始時間が7時30分で、透析室への入室開始が7時45分で、1クール目の終了が12時30分です。2クール目に関しましては、12時45分に入室で18時頃終了ということになっております。

次に、火・木・土曜日ですけども、こちらは1日1クールのみとなっております。7時30分の受付、7時45分の透析室入室、12時30分頃終了となっております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

ここで1つ、私、問題があると思うんです。人工透析患者の交通手段なんですけど、これについて、把握しております、病院局の方。一番朝早く光総合病院に着くうちの公共交通、8時なんです。今の透析の患者の方が7時半に入らないといけないと。7時45分とかそういった早い時間なんですけど、これ、仮に公共交通のバスをうちの公共交通を利用して8時に着いたら、その患者さん、ちょっと難しいんですよ。その辺りの把握しているのか。そして、まだ交通手段などは検討した上でのこのスケジュールなのかというところをお願いしたい。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

スタートの時間が7時半と申しましたけども、7時半は玄関が開く時間、透析の入り口が開く時間です。7時45分から多分受付を基本的には終わらせてくれという話じゃないかなと思っていますけども、その時間というのは、以前の病院のときから変化していません、スタート時間は。以前は、3時間透析とか3時間半、4時間まで行くのがあまりないんですけども、ここ5年前からは、4時間超える透析を安定的にしようと進めていますので、その時間を遅らせるということは、昼を遅らせる、2クール目をまた遅らせるという形になります。バスの時間は、議員さんが言われるように8時、7時57分というふうに見ましたけども、その時間では7時45分には間に合わないというのは分かります。ただ、スタート時間、全体、1クールで23人、24人、いらっしゃいますけども、

全ての方をそこに合わせるということは難しいかなと思います。患者さんを連れてこられるのに、朝通勤前に連れて来られるという方もいらっしゃいます。早くしてくださいという意見も聞いたりします。

今言われた8時前に着く患者さんについては、できたら透析のほうで相談してみただけないかなというふうに思います。数名でしたら、多分、23名とかが7時45分に来られても、一斉にスタートはできません。順次にスタートをしていくので、その受付はどうしてもそういう理由で遅れるんですしたら中で相談していただいて、ただ、そうなる最後のスタートになるので、終了も当然遅れるかと思います。

○田邊委員

今、地域交通の改善、地域の公共交通の改善という点と、今、先ほど私が言った地域連携室に相談をして、そういったものが相談して遅らすことも可能という意味合いでいいわけですね。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

相談は、連携室ではなくて、透析室のほうです。

○田邊委員

最後の質問は、私も市民相談でそういったものを受けたので、聞いてみたんですけど、透析室のほうで相談して、そういったものが可能であるということをご理解してよろしいわけですね。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

ここで、遅れるから大丈夫かと言われるんですけど、まだそこまで定義を決めているわけではないので、個々に相談をしていただければと思います。

ただ、バスで来られようとしている方は、今どういうふうに来られているかというのが把握できていないので、タクシー券を使われているか、どういう方法で来られているのかというのは分かりかねます。

○田邊委員

とにかくそういった事実が何名かおるということで、透析患者の方が透析室で相談をしてみるということは可能ということですね。分かりました。

その辺りを今後、問題点があるというところを、私、ここで指摘しまして、終わります。

○大田委員

今、透析室で相談するって、それほど柔軟に対応していただけるんですか、病院局は。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

柔軟に対応というよりも、一応、不安とかあれば相談していただいて、改善していくのが一番かと思います。

○大田委員

いや、それは分かるんですよ。大抵、病院局の人は、これ決まっていますから、このとおりしかできませんよちゅう対応がほとんどなんですよ。今、部長が言われたように柔軟に対応していただければ、それが一番ええことです。そうなんですよ。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

一応、決まり事は決まり事として申し上げますけども、ただ、市民の皆さんもいろいろな考え方があるので、相談されて、それがすぐできるかどうかは別にしても、相談していただくことがいいかと思っています。

○大田委員

柔軟によろしくお願いしますよ、そりゃ。

それと、同僚議員が一般質問でもされたんですが、5月に労働基準監督署が光総合病院に入られましたよね。査察を受けられました。その結果、128人もの人の残業代が、今まで認められていなかったんが認められて、実に1,520万円ぐらいの金額が支払われることになりました。この問題は、大体いつ頃から起きたんでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

いつからということになりますと不明ではございますが、今回、新病院に移転しまして、ICカードによる入退室、ICカードキーでの入退室になりましたので、出勤と退勤の時間が記録されているというところで、目に見える形でこういう問題が出てきたと考えております。

以上です。

○大田委員

この5月に労働基準監督署が入られました。光総合病院には、以前にも労働基準監督署が入られたのかどうか。それがもし入られたんであったら、いつ頃なのか。また、以前から光総合病院はどのぐらいの数、労働基準監督署が来られて、その査察内容は何か、あったら教えてください。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

今年の5月以前の直近でございましたら、平成30年6月6日に労働基準監督署の方が来られております。このときの内容としましては、労働基準法ではなく、労働安全衛生法関係の立入検査を受けております。

以前から、病院のほうには労働基準監督署が、定期的ではないんですが、何回かは来られたことがございます。ただ、記録として全て残っておりませんので、正式に何回と

というのがお答えできません。申し訳ありません。

以上です。

○大田委員

今回の基準だが、以前は安全関係で入ったということでございます。安全と基準、基準を満たしていないから今回基準が入られたんじゃないと思うんですが、それはまた後でお聞きします。

今度は、大和総合病院も監督署の査察ちゅうのはたしかあると思うんですが、それはいつ頃入られて、何回ぐらい来られて、その目的ちゅうのはどうやったんか教えてほしいんですが。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院にも労働基準監督署の方が、指導に来られております。ここ10年間で、平成24年と29年、2回来られております。

平成24年のときは、先ほど佐古課長からもお話ありましたが安全衛生法関係で、病院の中に特定化学物質とか有機溶剤を扱っている部署がありますけれども、こういうところに、有機溶剤とか、そういう有害性とか、そういうものをきちんと目に見えるところに掲示をしてくださいと。冊子で作ってはあったんですけども、そういう指導がありました。

また、29年においても、化学物質、そういうものについてリスクアセスメントをしてください。それから、作業日報のほうをつけるようにという指導がございました。

以上でございます。

○大田委員

大和は安全面で2回入られたと、ここ10年の間というふうに解釈をいたしました。

光は安全で1回と、このたびは基準で入られたというふうにお聞きいたし、解釈をしておるんですが、安全で入られて、今度は基準で入られた。どういうふうに受け止めておられますか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

労働基準監督署は、定期的ではないんですが、たしか毎年計画をされて、いろんな事業所に入られていると聞いたことがあります。

その中で、当然、正しく運用ができていれば何も問題なく、是正勧告なく帰られるんじゃないかと思っております。一応、監督署からすれば、正しく安全衛生法なり労働基準法が適用されている事業所の確認、できていればそれは問題ないんじゃないかと思っておりますので、そういった形で、定期的ではないんですが、回ってこられていると思います。

光総合病院につきましても、正しい適用ができているのであれば問題なく帰られたんだと思うんですが、今回問題を指摘をされまして、当院の適切ではなかった部分、そ

ういったところを指摘いただいて、いい形というか、よりよい病院として、事業所として運営していくように、監督署の方も指導に来られているのではないかなと思います。私どももその指導を受けて、正しい運用になるように改善していけたらと思っております。

以上です。

○大田委員

一部直轄で、今、光総合病院、大和総合病院は行って、一応公務員でありますよね、光総合病院も大和総合病院も。公務員において、こういうふうな基準で残業問題が起きたという問題は、どういうふうに捉えておられるのでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

病院局につきましては、市の職員とは違いまして、労働基準法が適用されておりますので、その部分で労働基準監督署の方は病院のほうに検査、査察に来られたと考えております。

○大田委員

そういうふうに監督署が来て、基準問題で、残業問題で賃金の不払い問題が起きているのに、大和総合病院ではそういう問題が起きてなくて、労働基準監督署も基準問題では入っていないと。一般質問の答弁のときでは、たしか管理者と意思疎通が大和総合病院ではできるような答弁だった。光総合病院では意思疎通ができていないような答弁だったと私はお聞きしているんですが、残業には管理者が残業を命令、また報告を行っているとございましたが、事前命令書はどのようにして出されているのか。なぜ意思疎通ができていないような答弁があったのか。大和総合病院はそれができていないような答弁だったのか。そこんところが理解しがたいんですが、お願いいたします。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

まず、光総合病院の時間外命令についてですが、まず職員のほうから時間外を行いたいという申出がございます。それに対して、時間外・休日勤務命令書兼報告書に勤務する日にち、曜日、勤務予定時間、勤務の内容を記入するようになっております。こちらのほうに記入して、命令書という形で出すようになっております。

以上です。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院のほうにつきましても、残業の命令につきましては、光総合病院と同様の方法で行っております。

以上です。

○大田委員

その残業命令書というのは、常に事前に出されるべきと思うんですが、出してないから、後から報告書で連絡をしてくださいということの答弁もあったように思っているんですが、残業というのは毎日ぐらい行われるわけであるから、毎日ぐらい出てもいいと思うんですが、その命令書というのは、どのように残業命令書ちゅうのは出されるんですか。看護部長が命令書を出して、看護師長に行って、看護師長から現場担当に行くのか。それとも、看護師長が命令書を出して、現場の看護師に命令していくのか。そこんところ、詳しくお願いします。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

今、看護部のお話でしたので、看護部で言わせていただきますと、直接命令をするのは看護師長がすることになります。当然、看護部長は後日確認はされるんじゃないかとは思っておりますが、直接その場で命令するのは看護師長となっております。

以上です。

○大田委員

看護師長ちゅうのは、入院病棟なんかやったら1階、2階、3階とか分かれておられて、その中に1人じゃろうと思うんですが、二、三人ぐらいおられるんですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

例えば病棟であれば、1病棟に1人、看護師長おります。

○大田委員

看護師長は、全員の把握、なかなか難しいと思うんです。夜勤の人が残業した場合、朝方残業した場合なんかとかそういうときとか、夜勤の人が12時頃まで勤めてまた残業するのかというのは、看護師長はその場において、これは残業せにやいけんから残業しなさいよと命令書を出されないと思うんです。そういうときはどうされますか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

病棟で言いますと、病棟には看護師長のほかに副看護師長というの也有ります。当然、交代制勤務になりますので、看護師長なり副看護師長がいないときもあると思います。そのときにはリーダーがおりますので、必ずその病棟の責任者、そういった方がおりますので、その方に申請ということになります。

以上です。

○大田委員

そうすると、看護師長ないし副看護師長が必ず出しているということですね。そういう解釈ですね。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

医療の現場ですと、緊急性があるときには後日ということは当然あります。だから、そういう意味でいうと、全てではないというふうには。

ただ、基本的には事前命令が原則でございますので、師長、副看護師長、リーダーとか、そういった責任のある方が命令をしているということでございます。

以上です。

○大田委員

このたび、128人もの残業代の未払いがあったという答弁でありました。一般質問のときの答弁ではたしか約半数が看護師だったと思ったんですが、私の聞き間違いかどうかわからないので、そこんところ、128名の内訳を教えてください。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

では、128名の内訳を申し上げます。

まず、看護師が109名です。次、准看護師1名、臨床工学技士が1名、理学療法士が6名、作業療法士が3名、薬剤師が2名、社会福祉士が1名、労務員が1名、事務が4名となっております。

以上です。

○大田委員

看護師が109人、残業未払いがある。ちょっと多いように思うんですが。128人のうち109人もある。どういうふうに捉えておられますか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

職員の割合から言いましても、看護師というの一番多い職種になりますので、結果的に多く出る可能性はあるのではないかと考えております。

以上です。

○大田委員

そりゃ、多いから多う出る、そういう答弁はそりゃそうかもわかりませんが、公務員であり、いろいろ協定を結んでおられるというふうになっておるんですが、未払いが起きるということ自体が大体問題になると思うんです、残業代未払いになると。これは、やっぱり管理者の責任じゃないかと私は思っとるんですが、そここのところはどういうふうに思っておられるんですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

今の管理者というのは、管理監督者のこと、いわゆる課長職以上の管理職のことだと思うのですが、それでよろしいですか。

○大田委員

いや、看護師は、看護部長さんが大体見られているんでしょ、全員を。看護部長さんの思いで看護師さん、病院の指針があつて。看護師の一番トップは看護部長さん。看護部長さんが残業代を、下から上がってきたからそれでオーケーすれば私はええと思うんですが、そこでオーケーがないから、残業代が出ていないから、こういう監督署が入ってきて128人もの残業代の追加が認められたんだろうと思うんです。約半年の間、1,500万円何がしか、金が出たんです。そこんところの管理責任というのは、どういふふうにされますか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

今回の未払いに関しましては、管理職の時間外に対する認識の不足でございました。職員に対しても、例えば時間外が事前の命令が必要であるということを知らない職員もおりました。（「知らない職員」と呼ぶ者あり）それが知らない職員はおります。それは、私ども、研修不足のところがあるのではないかと考えていますが。そういった事情があります。当然、適切な労務管理ができていないという点でいけば、管理職に当然責任があるとは思っております。

ただ、今回の未払いについてはそれだけではないと、今回いろいろ調査した中で感じたところがございます。

以上です。

○大田委員

おたくを責めているわけじゃないんですよ。こういう未払いの問題が起きちよるからお聞きしよるだけでね。

だから、今、管理職だけの責任でないと言われたら、その例はどねえな例があるんですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

今回の是正勧告でも指摘ございましたが、研修の部分があります。本来、診療報酬の面であれば、医療安全と感染の研修、年2回必ず受講するように職員に対してお願いをしたんですが、それに関しましては、当然、今までも時間内に複数回開催しておりました。それだけではどうしても受けられないという方もいらっしゃいましたので、受講の機会拡大のために時間外の開催とかeラーニングとかいろんな手段を考えて、研修会の受講率、少しでも上げるように努めてまいったんですが。

管理部長、本会議で申したと思いますけど、どの研修に出るかというのは職員本人に任せておりましたので、また、それに出なかったからといってペナルティーを科すとかそういったものは一切ございませんので、労働には当たらないのではないかと、間違った認識ではあったのですが、そういった認識もございましたので、今回の件でいけば、そういった例は、直接管理監督者、病棟でいえば師長さんの責任というところではないのではないかと考えています。

以上です。

○大田委員

研修会というのは、どなたかがやられるんですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

例えば、感染の研修であれば、認定の看護師がおりますので、看護師が研修するとか、感染のチームございますので、そのチームの例えば薬剤師とか、そういったいろんな職種の職員が講師として研修を行っております。

以上です。

○大田委員

その研修というのは、誰が研修しなさいと言っているんですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

安全と感染の2回の研修につきましては、診療報酬上必要な研修になりますので、誰がと言われれば、病院としてお願いしているところになります。

○大田委員

診療研修とかいうて、病院がやると、研修を受けなさいと。病院が研修を受けなさいと言う、これは命令でしょう。あなたは受けなくてもいいですよちゅうことはないんでしょう。受けなさいでしょう。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

研修で、病院が受けなさいという研修の部分と、そうでない部分が当然ございます。今回、業務として出す研修とそうでない研修を区別して明示をして、病院として受けなさいという部分については職員に明示をしました。ものによって違うんで、病院として受けていただかないといけない部分については、当然時間外にやれば時間外ですし、日中やっても、勤務が夜間の方は日中来たら時間外ですし、当然その部分は業務として出しますよというふうな、職員に対して明示をしています。

○大田委員

それは、今回、監督署が来た後になったわけでしょう。以前からそういうの、あったわけですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

以前が、そういうのが明示というか、決まりはありましたけども、周知がきちんとされていない部分があったので、今回の研修会の分で時間外が発生したという部分がございます。

○大田委員

それを時間外と取る、取られんは、認識不足でしたって、それで済まされるんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

この研修は業務ですよ、業務じゃないですよというのは、常々組合とも一応話をして、周知をしているつもりではありましたが、ただ、その理解が皆さんに通じているかどうかという部分に問題があったかという気がします。

○大田委員

そのような研修は大和病院には当然あったと思うんですが、なぜ大和病院はそのあれが出ないんですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和病院につきましては、先ほどから言われている感染及び医療安全につきましては、時間内で研修会を行っておりましたので、そういうものはございませんでした。

以上です。

○大田委員

そのほかの残業代についても、大和病院は今のところ問題が起きていないように感じておるんですが、そこんところはどういうふうに思っておられますか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

問題は発生していないと考えております。

○大田委員

じゃけん、大和病院は発生していない。光病院は発生している。何かちょっと、同じ病院で、管理者もいろいろおられて、光総合病院だけそれだけ出るといのは、何か管理体制がおかしいんじゃないんですか。看護師の全責任者は、私は看護部長だろうと思っておるんです。それを看護部長が責任持って答弁に来るのが私は当たり前じゃないかと思うんですけど、いかにお考えですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

問題点を挙げるのではなく、そういう事例があった場合には改善をしていくものだと思います。看護部だけでなく、病院全体で改善をしていかないといけないというのには必要ございます。問題を起こしたから、じゃあ、責任を取りなさいというのではなくて、改善をなささいという方向で行きたいと考えています。

○大田委員

責任を取りなさいじゃなくて、当然、説明をするべきじゃないですかと言っているだ

けであって、責任取れっていうて、当然、責任を取るんじゃないくて、そういうふうになった、今、このたび半年分だけの残業代上がったわけです。それ以前も、多分、残業代もあったと思うんです。そのような考え、またどのようにお持ちですか。まず、そこから聞きましょう。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

今回、職員を守るために、入退室記録を出して判断してもらいました。その入退室記録を出すに当たっては、当然、入退室をはっきりやらしてもらわないといけない。出るときと入るとき、職員は。それをやったのが、実は昨年12月に、管理部長名で、労働時間適正な把握というのを出されています、職員に対して。そこで、看護部長、当然ほかの職員もそうですけども、入るときと出るときは、並んでいても一応そこをタッチしなさいということにしました。それで、そのデータがそこで入室と退室の部分がはっきり確認できるかなというのがあって、その資料を基に、仕事ですか、仕事じゃないですかと本人に問いかけました。実際に、本人がここは仕事ですと言われた部分については、今回は検証をしていません。言われた部分については全て、認める状況になっています。それより以前はと言われると、拒むものではありませんので、当然、個人が言ってこられたら確認をして、やるべきもんだろうと思っています。

○大田委員

本人が言ってこられて、時間外ちゅうのは、まず、その前、タイムカードを設置されたのはいつ頃からですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

タイムカードはございませんで、セキュリティーの手配だけです。

○大田委員

IC何とかかんとかで、入った、入らない、まあ、タイムカードみたいなもんじゃろうと思うんですが、それが設置される以前は、看護師が何時に入って何時帰ったいうのを今までやりよったんじゃろうと思うんですが、それはなかったんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

今でもそうですけども、基本的には時間外は本人申請となっています。今でも本人申請なので、それは参考にしかないという形なので、タイムカードとは若干違っているというふうに思っています。それが時間外なのか、よく言われる研修の自己研鑽とかありますけども、どちらなのかというのを、じゃあ、6か月前にこの時間は何をしていたかというのは、実は、記録をしていけば分かりますけども、分かりません。職員の時間外がそのときに出ているかということ、実は出ているんです。

なぜそこまでやったかということ、実は、その時間外見たときに、18時までの時間外申請があって、実際に見たら18時15分までやっているという部分が若干見えましてので、

それはもう全て当然認めないといけないと思うんですけども、本当に仕事してたかどうかという判断じゃなくて、本人が言われたら仕事だったねという感じで今回はやっています。だから、実際、本人は仕事をしているという理解をしているので、時間外で認めていますけども、以前でも本当に時間外でしたら、基本的には時間外請求は既に出ているので、それ、全く出していないというんだったら問題があるかなと思いますけども、出ている段階で、これ以外にもしましたよというんだしたら、本人が記録を基に、誰々の記録を書いていたとか、その辺のものがあるべきじゃないかなというふうには思っています。そういうのはやっぱり難しいので、今回は入退室記録を毎月初めに本人にお渡しをして、その時間、時間外なのか勤務なのかそうでないか、それは記録をしていただいで提出していただくことにしています。だから、こういうことがないようにするために、そういう方策を取ろうとしています。

○大田委員

病院としては、当然、以前の看護師さんなんか、ほかの人もいろいろおられるが、それなんかの勤務日報ちゅうか、ずっと何年か取っちょるはずと思うんです。なぜ今回半年だけでやったのか。以前のやつはなぜ見られなかったのか。そこの基準ちゅうのはどういうふうに考えておられますか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

12月以降は今の話をして、出たのでやっていますが、それ以前はきちんとそのデータがそろっているかどうか分からない部分と、ICがないときは、当然以前ありませんので、それがいつ来ていつ帰ったかというのは当然分かりません。

今回、11月からということが労基のほうからありましたので一応出しましたけども、それ以前というのは本当に正しいかどうかというのも疑問があるところと、過去に本当に自分が労働していたというのを示していただきたいというのは基本です。

○大田委員

じゃけ、作業日報ちゅうか、労働日報ちゅうか、日誌というか、それは当然書類として残っているでしょう。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

当然、勤務実態は残っています。ただ、何時に来て何時に帰ったというのはありません。勤務が夜勤帯であるとか、日勤帯であるとかというのは当然残っています。

○大田委員

今回半年分じゃったんじゃが、それに対して認める——今回認めておられないんですよ、半年分しか。それを、以前にさかのぼって認めるということはされないんですかとお聞きしよる。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

以前に関しては、客観的数字がこちらから出せる状況にないので、本人からの本当に業務をしたというものが出れば考えるというか、どうだったんでしょうかという質問等あれば、調べていきたいとは思っています。

○大田委員

それは、光の事務部長として100%把握できているわけですよね、そういうような実態が。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

どこまで言われるか分かりませんが、そういう運用の仕方をしていこうということです。これからも、当然、本人さんが2年前に実は残ってしたんですよというのがあれば、当然言われていけば、調査をして、出すべきじゃないかなというふうに思います。それは、私だけじゃなくて、事務方の皆さん、同じ考え方と思います。

○大田委員

要するに、いろんな勤務実態とかいうのをいろいろ把握されて、今後とも改善していくって、以前のことは取り上げていってもらいたいと思っております。病院として、いろいろなことをやっていってもらいたいと思っているからだけなんです。

また、以前から、病院やら何かの在り方検討会か何かいろいろありましたが、光総合病院移転新築してはや1年半が過ぎております。その後の医師確保はどのようになっているのか、教えてください。

○委員長

医師確保、両方の病院についてですか。光のほうだけですか。

○大田委員

光総合病院が新築移転されて、はや1年半が過ぎておりますと。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

新病院開設後の医師確保の件についてですけれども、放射線治療の件に関しては、山口大学の放射線治療科のほうの、そちらも医師が不足している状況であって、派遣する状況にないというふうには、お願いをしに行ったときには聞いています。あと、緩和ケア病棟の開設については、極力開設できるように現在も努力している状況であります。今時点で、確保したというのはいません。

もう一つは、総合診療に関してですけれども、総合診療に関しては、医師をホームページ上で掲示をして出していますけれども、まだ募集がございません。そういう状況になっています。大学のほうも、総合診療科というのを、基本的には抽象的な部分があるので、やるとしたらうちの職員でやるべきかなとは思いますが、まず自分の科のほうで医

師が少ないので、いっぱいいっぱいになっているので、そこまでお願いする状況に今はないかなという。

なかなか確保ができていないのでうまく返事ができませんけども、できるだけ皆さんも何かあればお伝えいただければ、すぐ飛んでお願いに行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○大田委員

先ほど、同僚議員も医師確保のことについて、いろんな予算のこともお聞きされよったんですが、予算が数万円、用紙の印刷代で数万円の予算で医師が来られると思っていますか。

○川崎病院局経営企画課長

これについては、パンフレットといいますか。医師募集について、U J I ターンとか県人会とかに対してお配りするパンフレットについて印刷させてもらった予算でございます。

以上です。

○大田委員

そりゃ、U J I ターンについて、それはドクターがU J I ターンに募集してこられりゃいいんですが、医師確保のビラをU J I ターンでやるんですか。医師確保は医師確保で別にやっているんじゃないんですか。パンフレット作る数万円でできると私は考えられないんですが。それで確保できると思っていますんですか。

○西村病院局管理部長

医師確保についてのお尋ねでございますけれども、今、先ほども課長のほうから、パンフレットを作ってそういうのを配布していると。清水委員さんのほうからも先ほどありましたけれども、コロナ等で、都会のほうでも医師がかなり疲弊して、退職して地元に戻りたいと、そういうふうな話などもいろいろ聞いております。そういった方に、可能性として、そういうパンフレットが目に触れることができればこちらのほうに問合せをしていただけることになるんじゃないかということで、今までも県人会であるとかふるさと光の会であるとか、そういった都会のほうに住む山口県地縁の方にももしかしたら目が届くんじゃないかということで、そういうふうなパンフレットを作成して配布させていただいているということでございます。ですから、全く可能性がないというか、可能性があると思ってやっているわけでございます。

以上です。

○大田委員

帰ってくる医師がおるかも分らんと。パンフレット何万通、何十万通作って、全部配っているんですか。

○西村病院局管理部長

枚数については記憶はございませんけれども、1,000か2,000ぐらい作ったのかもしれませんが。それを……。(「何通」と呼ぶ者あり)1,000か2,000ぐらい作ったんじゃないかと思うんですけれども。それこそ県人会で会合とかありますと大体100人とか200人単位になりますんで、それぐらいの部数を配布しているということでございます。

○大田委員

目につくというのは、相当な枚数配って、目につくところに置いておらなけりゃ、なかなか目につかないと思うんです。県人会とか配って、100人来たら100人全員お渡しするようにしているわけですか。200人来たら、200人全員に。そこにパンフレット、ぽつと何通か置いちよるとかじゃなくて、全員配っているんですか。

○西村病院局管理部長

出席された方に配布できるようなところであれば配布をお願いしておりますし、配布はしないというところであればパンフレットを置かさせていただいているところがございます。

○大田委員

まあ、それで医師が来てくだされば本当にええことでございますが、私はもっと日々の努力といいますか。まあ、そりゃ、コロナ対策、コロナ禍の中で現地に行くちゅうことはなかなかできないでしょうが、それ以前からの努力ちゅうのが私は必要だったんじゃないかと思っております。それは、光総合病院は山大の医局の関連病院でありますから、山大の医局に再々行かれて、山大の内情、光総合病院の内情なんかいろいろ訴えられて、それについて送ってやろうかという考え方もできるんじゃないかと思っております。先ほど、放射線科の医師が足らなくなったから、光のほうに回すのがなかなか無理だという答弁頂きましたが、放射線科の医師というのも、光総合病院の一つの大きな柱であります。それが1年半も放射線科の医師が来ない、予算化ももう削られました、それで今ずっとおっていてもろうたんじゃ、今後の光総合病院もなかなか難しいんじゃないかと思っております。

だから、ぜひとも光総合病院、初めから、言われたように3名の、緩和ケア病棟、放射線科、総合診療科の医師、それを最低でも早急に確保されて、光総合病院を盛り立ててほしいと思っております。ぜひとも光総合病院、最低でもその3名の医師は早急に連れてきてほしいと願っております。

また、大和総合病院において、順次先生が退職、辞められていっておられます。それに対する先生の応急的な処置として、非常勤の医師で賄っておられるんです。そうすると、昨年9月に厚労省が策定された病院再編計画、大変だろうと思うんですが。大和総合病院は、その後どういうふうになっておられるか、お聞きしたいんですが。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

昨年、厚労省のほうから、地域医療構想に関しまして再編・統合が必要であるという公立・公的病院の公表がなされました。大和病院もその中の一つに入っております。

医師が少なくなっている、そのような状況で、これに対してどういうふうに対応していくのかということなんですけれども、医師の確保が一番課題であるというふうには思っております。各方面、医師確保のほうできるようにいろいろ対応はしておるところなんですけれども、現在のところ、残念ながら確保ができていない状況です。

非常勤の先生方も、大学とかそういうところからお願いして来てはいただいておりますけれども、現状では、今行っている慢性期中心の医療、これを継続してまいりたいと考えております。

○大田委員

市川市長は、一般病床40床絶対残すというふうに言われておるんです。今の答弁では、慢性期中心にやっっていこうと思うと。ちょっと違うように思うんですが。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院は、40床の一般病棟を有しておりますので、急性期の患者さんを、一般病棟で診ているという認識がある方が多いとは思いますが、そこまでの急性期の患者を受け入れている状況では今ございません。急性期の病院から紹介を頂いた患者さん、それから当院でかかりつけの患者、そういう方を一般病棟のほうに入らせておられるような状況なので、そこまで急性期の診療をしているとは考えておりません。

○大田委員

ちょっと待ってくださいよ。一般病床40床守る、一次診療やると、市長や公約でも挙げておるんですよ。それをそういうふうな否定的な答弁されるんですか。一般病床40床守る、一次医療を守ると言っておられて、一次医療の診療の先生が、常勤の医師が少ないから非常勤で応急的に賄っているから、入れたらええんじゃないですかとお聞きしちよるんで、向こうからの紹介で救急をやるんじゃないというふうに、慢性期の病人をそこに入れちよるから、そういう答弁はないと思いますがね、それは。

○西村病院局管理部長

今、大田委員さんのほうから、いわゆる地域医療構想の再検証について、一般病床についての取扱いについてのお尋ねだろうと思います。

今、厚労省が言っている一般病床でありますけれども、大和については40床、光については百六十何床かあるわけですが、この一般病床は、いわゆるこの一般病床について、それを変えるというもんでなくて、一般病床の機能について、その辺を再検証して見直してほしいというふうなことを言っとなるわけです。一般病床といいましても、高度急性期、急性期、回復期、慢性期と4つの区分がございます。一般病床であってもそれらの区分に該当する機能はあるわけですので、必ずしも一般病床イコー

ル急性期というわけではないということを、その辺の認識が一般の方にも伝わっていないところがあるかと思っております。

○委員長

ちょっと委員の皆様にお諮りします。

ここで1時間経過して、12時になりました。大田委員、まだ質問は。あとどれぐらいありますか、まだ。

○大田委員

まだあるから昼からで、休憩でいいんで。そういうふうな言い訳的な言い方をしないで、一般病床の40床について、今から休憩されますから、そこんところよく検討して、昼一番に答えてください。お願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村病院局管理部長

厚生労働省から一般病床の再検証を求められておりますけれども、大和総合病院の一般病床40床を残せるよう、様々な方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

一般病床、様々な方向で検討していくということで、ぜひとも残すように努力、残していかなくちゃいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、大和総合病院の、先ほどから質問させていただいたんですが、非常勤の医師で応急的に賄っておられると私らとしては感じておるわけなんです。そのところで、医師の確保はどのようにされているのか、どういうふうに努力されているのか、お知らせ願ひたいと思うんですが。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

医師の確保に関しましてですけれども、先ほどから医師確保、U J I ターンの先生方のこともありますし、大和病院の中でも、ホームページ、それから全国自治体病院、全国国保協議会などの機関を利用して医師の募集に努めている。また、山口大学の関連病院でもございますので、そちらのほうに赴いて医師の派遣のほうをお願いしている、そういう状況です。

○大田委員

それ以上言うても同じ答えじゃろうと思うので、ぜひとも医師確保求めて、大和総合病院、一次診療確保に向けて一生懸命取り組んでいってほしいと思っております。

また、先ほどからも話出ておる、昨年9月、厚労省からの通達で大和総合病院の一般病床の見直し、また光総合病院の病床数の見直しなど、今後の方針を地域医療構想調整会議での策定などがいろいろ示されていくという方向で私たち議員に知らされておりましたが、その後、策定はされたのでしょうか、どうでしょうか。現在はどのような状況になっているのか、お知らせください。

○川崎病院局経営企画課長

厚生労働省のほうの再編・統合については、管理部長が一般質問でも9月議会でお答えさせていただいていますが、6月の厚生労働大臣の発言、あと7月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020においても、工程の具現化だとか議論の活性化を図るということは示されていますが、新型コロナウイルス感染症の対応が喫緊の課題であるということが示されております。

あと、8月31日に厚生労働省の医政局長から、2019年度中とされた再検証等の期限に関して、厚生労働省において改めて整理をするとしたところであるという通知が出ておりますが、その後は特に具体的なものはまだ示されておられません。

以上です。

○大田委員

改めての再検証通知ちゅうのは出ていないということですが、一応、200床、一般病床百六十何床ある中で、光総合病院もその検証ちゅうのを行ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その検証ちゅうのはどういうふうになつとるんでしょうか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

光総合病院として申し上げますと、今の病床数を計画的に減すとかいうことは基本的には考えていませんで、考えている部分については、緩和ケア病棟の20床を一般病床から外して、ケア病棟として開設をしたい。そこをぜひとも急ぎたいというふうに考えています。それで一般病床の減少になるのかなど。ほかのところはこのまま続けていきたいというのが基本的な考え方です。

○大田委員

一般病床、このまま続けていきたいという答弁なんですが、以前お聞きしたところ、満床になったら今の看護師数では足りないよという答弁頂いたと思うんです。そこんところ、どういうふうに考えておられるんですか。当然、医師も確保しなくちゃいけないんですが、看護師も確保しなくちゃいけないと思うんです。その辺のところはどういうふうに考えておられますか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

言われたとおりに、満床の場合には看護師数は不足します。ただ、議員さんも言われたように、基本的にその病床を満床にさせようと思うと、医師数が不足しています。そ

ちらのほうに力を使っていきたいなと思います。

看護師数については、今、例えば満床になったから急に増やさないといけないかというところでもなくて、1年分の入院患者数を基に計算をしていきますので、増やす余裕というのが若干はあるかなど。徐々に増やしてはいますけども、急に増えることはないので、徐々に増やしていこうとは考えています。

○大田委員

ぜひ、医師と看護師数確保に努めてください。

それと、公共病院として経費削減に取り組んでおられると思っておりますが、私もぜひともそれは必要だと思われております。物品購入がなされた後、その物品納品に対して、利用ができなくて倉庫などに積まれたりあるいは廃棄などされて買換えをされたことはないと思うんですが、その実情があったらお知らせください。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

物品等につきましては、在庫が不足するというのが一番いけないとは思っておりますので、当然、必要な数は確保しています。廃棄したものがあるかどうかということ、数字ではありませんが、無駄なものは購入していないと思っております。

以上です。

○大田委員

無駄なものは買っていないとは思いますが、そういうことはなかったんですか。あったんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長

私のところには入っていないので、基本的にはなかったというふうに考えています。

古いものに関しては、年数が古いものから使用していく部分と、違う物品が変わるときに過去の物品をなるべく使い切って新しいものに変えるようにというふうには材料委員会とかでやっていると考えています。

○大田委員

今、過去にはなかったようにお聞きしておりますので、今後、そのようにしてもらいたいと思っております。

それから、ナイスケアまほろばについてお聞きしたいと思います。

ナイスケアまほろばは、現在、赤字経営がなされております。貯蓄も底をつきかけており、今後の方針を決めていかななくてはならないというふうに考えられるんですが、今後の方針はどのようにお考えなのでしょうということをお聞きしたいんです。経営努力はされているんでしょうが、外部からはあまり見受けられません。ぜひとも努力をなされまして、立て直ちに奔走してほしいと思うわけですが、そのことについていかにお考えか、お聞きしたいと思います。ちょっと厳しい言葉かも分かりませんが、

ただ、私は事務長に任命されたのだから、そこにいるだけという考えをされないように、真剣になって考えていってほしいと思うんですが、答弁をお願いします。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

まほろばの経営について、今年度も入所者数、それから通所者数も、満床、満員という状況ではございません。コロナ禍ということもございまして、なかなか入所者の確保に至っておりません。よって、経営状況も昨年並み、昨年より少し状況は悪い、そういう状況になっております。

しかしながら、職員全員で経営の立て直しをしていこうという気持ちは持っております。一人でも多くの方に入所していただきたいと思っておりますし、通所の方も増やしていきたいという気持ちは持っております。

現在、コロナ禍ということがございまして、経営の向上も図っていかねばいけませんけれども、コロナ禍の状況の中で感染も絶対あつてはならない、そういうふうには思っております。感染対策につきましては万全を尽くしている状況でございます。この先、この状況がどうなるか、不透明なこともございますけれども、職員一丸となって経営の向上を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

経営の向上を図るのは当然と思うんですが、経営の向上をどのように図ろうと計画されているのかどうか、お聞かせ願いたい。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

まず、入所者数の増加と、通所者の方の人数を増やすということだろうと思います。以上です。

○大田委員

入所者、通所者、以前から増やす増やす言いながら今に来ちよるわけですね。今、逆にコロナ禍じゃから感染対策に対しても慎重にならざるを得ないような、だから入れるのもどうかというふうな答弁じゃったと思うんですが、そこにおいて、入所者、通所者を増やす、相反する答弁じゃったと思うんですが。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

感染対策に万全を尽くした上で入所者数、通所者数を増やしていく、同時に行うのは大変難しいところではありますけれども、それを目指して、今、頑張っているという状況です。

○大田委員

どこの園にしたって、入所者数、通所者数は増やしていくというのは、当然、皆さん、

それは思っておられるんですが、入所者、通所者を増やすとしたら、まほろばにおいて、こういうことがよそよりは違うんだとかいう案が出て入所者数、通所者数を増やすというんじゃないかなと分かるんですが、ただ漠然と入所者数、通所者数を増やすというんじゃないかなと思えないと思うんですが。そういうような改善策を今後考えていくべきじゃないかと思うんですが、通所者数、入所者数を増やすんじゃないかな。ただ漠然と増やす増やすじゃあ済まないと思うんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

お答えします。

入所者に関しても通所者に関してもなんですけども、先ほども事務部長が答弁したとおり、コロナ禍において、病院からの紹介数がかなり減っております。うちのほうもこのままではいけないということで、訪問とかをしたいけれども、訪問しようとする、もう来てくれるなというようにお断りをされます。なので、電話によって、相談員がかけて、支援をしてもらえるように努力をしているところです。

それと、額は小さいけれども、今まで取っていなかった加算を取れるようにいろいろ取組をしております。金額といたたらもう恥ずかしいぐらいの金額なんですけども、質の向上ということで、皆さんにまほろばは良いところというふうに思っただけのように努力しているところです。

それと、当施設に関してはリハビリが主な中心の施設になっておりますので、リハビリをしっかり行って、機能の改善を図って、皆さんが自宅に帰れるよう支援していきたいと今後も考えております。

以上です。

○大田委員

そういうふうにもいろいろ言われると、ああ、そうかなちゅうふうな、今後も頑張っていってほしいなというふうに思うのは思うわけですが、リハビリあたり、理学療法士なんかがいると思うんですが、それは何人ぐらいおられるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

入所の担当としては2名おまして、通所の担当としては1名おります。

○大田委員

現場では、そういうふうにも一生懸命頑張っておられるというのは分かりました。今後とも、貯蓄ももう少ないですから、よいよ切羽詰まって喫緊の課題と思うんです。じゃから、そこにおいて、いろいろな試みをされることも必要じゃろうと思うし、それに対して通所、入所が来てもらわんにゃ売上げが伸びませんから、そういうふうな努力をいろいろ今後ともされて、まほろばが健全経営になるように努力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、要望ではあります。医師確保の問題であります。

医師確保に対して、今、病院局は、事務長ないし管理者の人たちが医局なんかへ行かれて、パンフレットなんかで医師確保とかいうふうに現在言われておりますが、専門チームといいましょうか。医師確保の専門チームちゅうか。専属にチームをつくられて、医師確保に努力されたらと思うんです。そうしないと、私は今ちょっと仕事しよるから行かれないとかいうふうなことになってくるじゃろうと思うんですんで、専属チームを2人か3人でもつくられて、当然、山大医局の関連病院ではあります、日本全国どこからでも連れてくださるよう、下関の国立病院とか長野の佐久総合病院なんかは今やひっきりなしに日本全国から来るようになっておりますが、関連病院で山大を大事にされながら、そういうふうにつくって、山大のほうも深い関係のままで、医師確保専門チームなどつくられてから確保に奔走されたらと思うんでございます。これは要望としておきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

すいません。終わります。

○田邊委員

地域医療構想が出ましたんで、あともう少し確認しておきたいのをちょっと聞きたいのですが、2014年の医療介護総合法で、新たに病床削減の仕組みである地域医療構想が導入されたということなんですけど、この厚労省の地域医療構想ガイドライン、これについて、分かりやすくお答え願ひたい。またコロナ禍によって、一時期、調整会議が中断したということも、今、理解しましたけど、この厚労省の地域医療構想ガイドラインがいまだに残っていると。2025年までの期限というところがあるのですが、その辺りも詳しくお願ひしたい。

○西村病院局管理部長

地域医療構想についてのお尋ねでございます。

2014年に医療介護総合確保推進法、これが成立いたしましたして、限られた医療資源を効率的に活用して、切れ目のない医療・介護サービスの体制を築くという、これを目的に、将来の医療の需要と病床、これの必要量を推計して、地域の実情に応じた方向性を都道府県、これが策定する、これを義務化されました。これがまず発端でございます。

そして、この地域医療構想では、都道府県の医療圏ごとに2025年の医療の需要と病床の必要量、これを推計しております。同時に、2014年からどの病院を、病棟別に、先ほども言いましたけど高度急性期と急性期、回復期、慢性期、この4つの病床機能を選択して都道府県に報告することになりました。この病床機能の報告と2025年の病床の必要量、これを照らし合わせたときに、そこにギャップが生じているわけです。このギャップを埋めようというのが、いわゆる各医療圏ごとに設置されている地域医療構想調整会議、この会議を設置して調整しようということにされているわけでありまして。

それで、それぞれの地域の病院は2025プランというのをその地域医療構想調整会議のほうに出して、私の病院はこういう医療機能で2025年行きますよと、そういうのをそこで報告して、会議の中でそれが合意をされて、ある程度の成果が出たわけですが、国がそれを見たときに、病床数のギャップがあまり埋まっていなかったと。全然解消されて

いないということで、昨年9月、公的病院を中心に、その辺の一般病床がある公的病院については、9つの領域ごとで一律の基準で、医療機能の度合いといいますか。あまりそれはやっていない、そういったものを全部数値化して、そういった病院に対して再検証しなさいというふうにあったのが、昨年の9月にあった公的病院の再編等という問題になっております。

○田邊委員

今、部長の答弁であります。この病床の再編について、構想の中では、都道府県にこの権利を持たせるといふ部分は県知事よっての命令、そういったものが可能になるわけです。

○西村病院局管理部長

詳細よく覚えていないんですが、その当時、県知事のほうにかなり権限が移譲されております。ですから、例えば大学病院の定数であるだとか、病床について、おたくの病床はある程度適正な病床にしなさいとかと発言する権限とか、そういったものが付与されたように記憶しています。

○田邊委員

今、光市は周南医療圏ですね。周南医療圏で、何床を少なくするという部分。光には公的病院が2つあると、その病床がありますよと。そして、民間の病院もありますよと。それで、県知事がそういった病床を削減に促すという場合に、民間が促してくれたらもちろん減らずに済むかも分からないけど、民間はこの病床は減らしたくないよ、許可を得ているからと、その場合、自治体のほうが減らすようなことになるわけですか。

○西村病院局管理部長

この地域医療構想調整会議では、そういったことを各医療機関が、地域ごとの必要病床数に応じてどういった医療機能が必要なのか、その地域で。それらを協議する場というふうになっております。ですから、県知事自体にはある程度権限はありますけれども、病床を削減しろというふうなことまでは言わないというふうに思っておりますし、地域医療構想調整会議の中で、それぞれの病院が、私の病院は2025はこういうのが必要ですよということを言って、それが合意をされれば、もうそのままそれが認められるというふうに思っております。

ですから、光、大和においても、今、調整会議自体が今年度になってまだ開かれておりませんが、今後再検証を求められておりますので、改めてその辺の方針を調整会議のほうで示して、協議されていくことになろうと思っております。

○田邊委員

もう大分理解できましたけど、それが国のいわゆるガイドラインに沿って、そちらで行われるというんですけど、補助金なり公的融資の対象から除外と、また各種医療機関

に対しての指定の取消しなどペナルティー、こういったものもこのガイドラインの中には含まれているんです。その辺りはまだはっきりしていないんですか。

○西村病院局管理部長

申し訳ございません。その辺りは、詳細よく把握しておりません。

○田邊委員

その辺りをよくチェックしてください。

それと、また、先ほどの調整会議において、光市の病床はこれだけ必要なんだというのを主張してほしいというところをお願いします。これは市長の公約でもありますし、この選挙戦でも病院問題、市民もこれは興味があるところなんで、病院局にはこの調整会議において、ぜひともそういった主張をお願いしたいということをお願いします。

○仲山委員

ただいま世間ではというか、日本中で今コロナウイルス第3波拡大して、感染拡大起きているところは結構あって、医療環境、通常の医療が十分に行えなくなる危機的な状況という話も伝わってまいります。

光市において、まだそういった状況に至ってはいませんが、今後、そういったことに対する対応の準備といたしますか、こういった状況のときにこういった対応をしていくんだというような、そういったような備えの部分についてお伺いしたいと思います。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長

光総合病院につきましてですが、光総合病院は、一応コロナ患者の入院協力医療機関というふうになっております。患者さんの受入要請がございましたら、約1週間程度で病床を準備するというふうになっておりますので、準備のほうは進めております。というか、もう整っておるという状況でございます。

以上です。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院についてですが、大和総合病院においては、感染者の方の受入れは行っておりません。発熱外来というのは設置をしておりますので、診察、検査等はできるようになっております。

以上です。

○仲山委員

いろんな段階でそれらが進められていくのかと思っておりましたので、今のお答えだと、いざとなれば光総合病院のほうにも入院をされる可能性まで考えていると。それを考えた上で、院内でそれらが他の医療行為に影響を及ぼさないような備えを考えているというふうに理解してよろしいですか。

○佐古光総合病院総務課長兼防災対策室副室長
そのように準備を進めております。

○仲山委員
了解いたしました。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件調査

①議案第82号 光市牛島憩いの家デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員
現在、牛島の人口と世帯をお願いしたいと。

○福原高齢者支援課長
今年の11月末現在で申し上げます。
人口は33人、世帯数は23世帯でございます。
以上です。

○田邊委員
はい、分かりました。このデイサービスセンターに利用されている方は何名おられるか、お願いします。

○福原高齢者支援課長
利用者でございますが、利用者数で申しますと約29人で、1月当たりの利用者数が29名、利用率としては87.9%になっておりまして、年間の利用実績等も参考までに申し上げますと、令和元年度時点で累計で1,300人利用されております。
以上です。

○田邊委員
はい、分かりました。23世帯、33人で、これ高齢化率、65歳以上の方って何人ぐらいおられるんですか。

○福原高齢者支援課長
65歳以上の方が31人です。先ほど高齢化率という話も出ましたが、率にしますと

93.94%になります。

○田邊委員

必要な施設でありますので、ぜひともいろいろな形でこれを継続してください。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第83号 光市介護保険条例等の一部を改正する条例

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第75号 令和2年度光市一般会計補正予算（第10号）〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第77号 令和2年度光市介護保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

54ページ、歳入、介護保険事業費補助金166万円があるのですが、この56ページの一
般管理費介護保険システム改修委託、これは介護を来年の第8期に向かってという説明
がありましたが、この166万円はどういった内訳なんでしょうか。

○福原高齢者支援課長

歳出予算のほうで介護保険システム改修委託料ということで、334万円あるというふうに申し上げました。これは来年の4月からの介護報酬改定に伴うシステムの改修経費になるんですが、それに伴って国の補助金としては、その2分の1に当たる166万円がこのたび歳入であるというものです。

○田邊委員

はい、分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①第3次光市障害者福祉基本計画（改定）及び第6期光市障害福祉計画（案）中間報告

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○木村委員

先ほどから御説明がありました光市地域自立支援協議会、これ15人というメンバーなんですが、どういった方々が協議会のメンバーになられるんでしょう。

○山根福祉総務課長

15名のメンバー構成でございますが、学識経験者、これは高等学校の福祉コースの先生などが2名、障害者関係団体から5名の方をお願いをしておりますが、身体障害者相談員、視力障害者協会の会長、肢体不自由児者父母の会の会長、手をつなぐ育成会の会長、あと精神障害の関係になりますが、周南さわやか家族会の会長さんをお願いをしておるもの、それと福祉従事者、これはいろいろ施設であったり、社会福祉法人の関係者に4名御就任いただいております。

その他関係団体としまして、社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会から各1名、行政機関から2名でございまして、職安と周南健康福祉センターから1名ずつ出させていただいて、合計で15名という構成でございます。

○木村委員

了解。

②光市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）中間報告

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○大田委員

先ほどの説明で、12ページですかね、光市の高齢者数が平成30年度をピークに減少しているが、一方で介護需要の高まる後期高齢者数はこのため、毎年増加する見込みとの説明がありました。

12ページを確認いたしますと、2019年で1万7,951人に対して9,658人、後期高齢者ですね、58.3%だと思うんですが、そのようなことに対し2025年では1万7,419人に対し、後期高齢者が1万1,130人、実に63.9%を占めるまでに上昇することが見込まれております。これは遠い未来の話ではなく、5年後の光市の姿であると考えられます。

光市における高齢者支援としての取組は待ったなしと私は考えております。

そこでお聞きしたいと思いますが、介護需要が増加する中で、介護サービスを利用できない人が出ないような対策が必要となってくると考えております。これからどのような対策を計画されているのでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○福原高齢者支援課長

ただいま御説明しました計画におきまして、今、委員の御指摘があったように、高齢者数等もどんどん伸びております。そういった中で、今後の高齢化の進展等を踏まえまして、適切な介護需要等を見込んで、このために必要なサービス量を計画的に整備するという事を考えております。

例えばでございますけど、介護度の重い方で在宅での生活が困難な方を対象にした特別養護老人ホーム、こういったものの整備を本計画では位置づけております。

また、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、現行計画では医療と介護が連携した複合型の介護サービスを行える看護小規模多機能居宅施設や、認知症の方、こういった方が生活できるグループホームという小規模施設がございますが、こういった施設の整備等を進めてまいりました。

同様に、第8期計画におきましても、第7期計画を引き継いで、引き続き事業所との連携をうまく図って質の確保と適切なサービスの提供、こういったものに努めていきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

適切に努めていくという答弁、これは多分44ページから47ページに書いちゃることを言われたんじゃないかと思うんですが、いろいろ介護の特別養護老人ホームの整備

計画とかいろいろ書いてありますが、サービス提供に努めておられるとお聞き今いたしましたが、待機者というのもおると思うんですが、待機者は現在のところどのぐらい人数がおられるんですか。

○福原高齢者支援課長

ただいまの委員のほうから御紹介していただきましたが、47ページにちょうど事業ピックアップということで、特別養護老人ホームの整備というのが書いております。一般的に待機者と申しますと、特別養護老人ホームの待機ということになります。現状では下段の表に令和2年10月末現在で、特別養護老人ホーム整備状況403人ということになっております。

これに対しまして、昨年中に私ども、この計画をつくるために待機者調査をしたわけですが、その中で調査した結果、200の方が待機者と。しかしながら、その200人を精査しますと、まだ介護に至っていない元気な方がありますとか、この特別養護老人ホームにつきましても、介護度が3以上でないと入れませんので、それ以下の方、そういった事前の申込者もいらっしゃいました。そういったものを除きまして、約70人が待機者と見込んでおります。

待機者調査では200人で、精査した結果70人ということです。そういった中で、第8期計画におきましては、47ページの上段に表がございますが、特別養護老人ホーム整備計画、こちらのほうで令和3年度に2施設29名、4年度に1施設29名、これに3年度予定の1施設6名のショートステイからの転換を加え、合計が64で約70床近いぐらいの整備を予定しております。そういったことで、充足していくんではないかと考えております。

以上です。

○大田委員

今、第7期計画で令和3年度に29と6名の35名、それで令和4年度には29名の増設を計画されて、70人を見込む待機者に対してはある程度の人数確保のできたんじゃないかという答弁じゃったと思っております。

そのように市当局のほうもいろいろ考えてやっておられると思っておりますので、今後ともしっかりした対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○清水委員

障害者の一般就労の件についてちょっとお伺いしたいんですが、今現在、一般就労への移行、障害を持っていて、A型の事業所、B型の事業所に通所されている方、もしくはそれ以外の方で、今年度と昨年度の一般就労へ移行できた人数というのは何名か教えていただきたいです、よろしく申し上げます。

○山根福祉総務課長

すみません、人数的なものを持ち合わせておりませんので、もしよろしければ休憩を。

○委員長

また後でもちょっと。

○山根福祉総務課長

よろしゅうございますか。

○委員長

はい。所管事務調査の最後ぐらいにまた後で休憩取りますから。

○清水委員

私自身も議員として働く傍ら、A型の事業所の運営をしております、今現在、光では約30名の障害者の方雇用しているんですが、なかなかやっぱり一般就労へ移行するというハードルが非常に高く、私、今ちょっとお伺いしたのも、私自身も4年間A型やってきて、一般就労へ移行できたというのが5名しか4年間でいないというのが実情なんです。

やっぱりそこには、なかなか一般企業との接点がないという、それが非常に少ないという実情がございまして、何か一般就労するための、例えば企業説明会だったりとか、よくあるいろんな企業がブースを構えて、そこに対して企業が説明して、面接を希望される方、企業の説明を聞きたい方がそこに順次行って話を伺うとか、そういったイベントといいますか、企業説明会の実施計画等はあるのでしょうか。

○山根福祉総務課長

障害あるなしにかかわらず、一般就労につきましてはハローワークが相談窓口でございますので、市の福祉所管としては、お尋ねのような企業説明会を開催する予定はございません。

障害のある人を対象とした企業説明会の開催の希望の声があるようであれば、ハローワークや障害のある人の一般就労の支援機関である障害者就業・生活支援センター—周南圏域はワークス周南というところになりますけれども、そういうところに働きかけをさせていただけたらと考えております。

○清水委員

今おっしゃられたハローワークとかワークス周南さんへの働きかけもそうだと思うんですが、今後、今私、企業説明会とちょっと例を挙げて申し上げましたが、何か具体的な、今後新しい取組というか、就労の支援として何か計画されていること、こういうことを実施しようと今計画しているんだ、計画段階でも構わないので、もしそういうものがあれば教えていただければと思います。

○山根福祉総務課長

光市におきましては、現状就労支援として行っておりますのが、就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業といった障害福祉サービスによる就労支援をしております、そのほかに市の独自事業としまして、障害者就業・生活支援センターの仲介による職場実習等に係る交通費等の助成をする、職場実習等サポート事業を実施しておりますのでございます。

引き続き、これらの支援を行うほか、必要に応じてハローワークや障害者就業・生活支援センターへ相談をつなぐなどして、障害のある人の就労を支援していきたいというふうに考えております、委員さんの仰られる支援というところまでは踏み込んでおらない状況でございます。

○清水委員

分かりました。先ほども申し上げたとおり、障害を持たれているA型に通所されている、B型に通所されている方、本当に一般企業となかなか接点がない。おっしゃられたように、ハローワークとかには行くんですけど、非常に求人もやっぱり狭い範囲だったりとか、なかなか実際に面談までこぎ着けられないケースというのも非常に多くて、何かもっともっとチャンスがあれば、企業側も私もいろいろ営業してこんな人がいるんですっていうのを話すんですけど、やっぱり一般企業側も障害者ってどのぐらいできるかなっていうのがやっぱり分からなかったり、ちょっと色眼鏡というか、ちょっとうん大丈夫、働けるのかなという思いのところもあるので、実際に面と向かって話す機会があれば、その辺りってもっともっと軟らかくなって、一般就労への道というのがもっともっと開けると思うので、何かワークス周南、ハローワークさんであれば周南圏域の下松・周南と一緒に企業説明会とか、少しでも何か今後そういった接点を持てる場というのがつくっていただくと非常にありがたいなと思って、これは要望としてお伝えいたします。

ちょっともう1点なんです、高齢者の足問題についてちょっとお伺いしたいんですが、公共交通以外での高齢者の足問題の今実施している策、そういったものは今おありでしょうか、教えていただきたいです。

○福原高齢者支援課長

ただいまの御質問で、公共交通以外、例えばバスや電車等以外ということだと思います。こういったものを除き実施する策ということですが、現在、高齢者支援課におきましては、生活支援体制整備事業というのを行っております、これは地域の高齢者の困り事について話し合う場、そういったものを設けて事業を進めております。

その中で、公共交通以外での高齢者の足問題の解決策として、地域が主体となり、高齢者の移動手段をはじめとした話合いが持たれております。

話合いの内容を一例で申し上げますと、光市の伊保木地区と周防地区、こちらでは介護支援ボランティアポイントという、ボランティアに対してポイントをつけて補助金、金銭を交付するという事業がございまして、そういった事業を活用して自家用自動車によるふれあい・いきいきサロン等への送迎、また地域内での交流する場への送迎、そう

いったものを実施されております。

また、同じような形で、これは買物支援になろうかと思いますが、伊保木地区と塩田地区では、買物への移動に困っている高齢者の課題解決策としまして、移動販売をしている事業所と直接協議をされまして、移動販売車を地域内に誘致しているという事例がございます。

以上、事例を申し上げましたが、こうした地域における話合いの場での御意見や、助け合いによる取組等を含め、本市の状況に応じていろいろと考えられているところありますので、そういった支援を私どものほうでしております。

以上です。

○清水委員

ボランティアポイントが今室積の地区の一部では、車をボランティアの方が運転して、何人か乗り合わせて買物へ行ったりとかされていると思うんですけど、その車のランニング費用というか、車検だったりとか、そういった費用というのは市の予算で出しているんでしょうか。

○福原高齢者支援課長

今委員が御紹介されたのは、経済部が所管しております、伊保木らくらく号ということになると思いますが、こちらは所管が違いますので、また経済部所管のときにお尋ねいただければと思いますが。

○清水委員

これは経済部で聞けばいいんですね。

○福原高齢者支援課長

はい。それとは別に、質問の趣旨はどういった形の経費とか出しているかという話なんですけど、先ほど申し上げました伊保木の事業で、個人の車を使われて、ふれあいサロン等に行かれる例がございます。そういったものにつきましては、介護支援ボランティアポイント事業、こういったものを活用されて、実施されていると聞いております。

以上です。

○清水委員

ありがとうございます。こういった足問題、特に買物とかは車の免許は返納して、要支援とか受け入れていないと、ヘルパーさんもちよっと利用とかも実費でなかなか高いってような課題もあるうかと思うので、これはやっぱり喫緊の課題だと思っております。

例えばデイサービスとか、そういった介護事業所の日中動いていない車を利用して、そこにボランティアの方だったり、少し費用をもらってドライバーとしてできる、そういったものをどんどん地域に根づいていっていけると、またこういった足問題もどんど

ん解決していけるんじゃないかなと思ひまして、これは一つ提言とさせていただきます。
以上です。

○山根福祉総務課長

すみません、先ほどの清水委員さんからのご質問で、一般就労への移行の数字的なものでございます。

まず、平成30年度であれば、就労移行支援のほうから一般就労で2名の方、A型のほうから5名の方、B型から1名の方ということで、平成30年度で合計8名の方が一般就労のほうに移行されていらっしゃいます。

もう1点、令和元年度でございます。就労移行支援のほうで2名の方、A型のほうから7名の方、B型の方は昨年度は1名もいらっしゃらないという状況で、合計9名の方が一般就労のほうに移行されていらっしゃいます。先ほどすぐにお答えできなくて申し訳ございません。

○田邊委員

路上生活者の実態の把握についてちょっとお聞きしたいんですが、また支援についてもお聞きしたいと。

路上生活者、光市内の実態を今現状把握しておりますか、それともどういった形で把握するのかというところをお願いしたいと。

○山根福祉総務課長

光市内の路上生活者の実態をとということでお問合せを頂きました。

福祉保健部のほうでは保護係、生活保護の部署と、都市政策課の公園緑地係が連携いたしまして、市内の公園などを定期的に巡回しまして、路上生活者にあつては、現状、光市内にはいないという認識をいたしております。

○田邊委員

保護係と都市政策公園緑地と今言われたと、その定期的にとはどのような形なんでしょうか。

○山根福祉総務課長

月に1回とか、そういう定期的なものというよりも、公園緑地係のほうでは公園をある一定の時期で見て回る間とか、あと保護係につきましては、定期的に生活保護者を訪問して回りますので、その際に公園等で確認をしておるところでございます。

○田邊委員

定期的にというけど、仮に通報があつたら回ると、見回りもするということですね、ね。定期的にちゅうのが微妙なとこなんじゃけど、仮に今路上生活者がおるんじゃないかという市民からの通報なり電話があつて、保護係と公園緑地係と見回つてるとい

ころで、現状は今いないよというのが先ほどの答弁ですね。今のところいないよという形ですね。

○山根福祉総務課長

定期的な生活保護の訪問であったり、公園管理の一環でという意味での定期的なというお答えとさせていただけたらと思います。

それともう1点が、通報等があればという、通報等もひよっとしたらということでの御連絡を頂くこともございますが、その際の確認もその都度しておるところでございます。実際、現状では光市内にはいらっしゃらないという認識でございます。

○田邊委員

あのね、私も去年の年末にね、市営住宅の何々さんが連絡取れないんですよと、いきなりかかってきたことがあるんですよ。そういった生活保護の方とか、そういったのもね、今ないと言われたんですけど、もし仮にいた場合のこういった体制を取るのかというところをお願いしたいと。

○山根福祉総務課長

仮に路上生活者がいらっしゃったらということでございますが、生活支援が必要という申出がありましたら、生活保護の申請を直ちに行っていただきまして、住居の確保等も検討しなくてはなりませんので、建設部の住宅係等とも連携をしまして、最低生活に必要な支援を早急に実施することとしております。

また、社会福祉協議会に設置しております自立相談支援センターにおいて、当面の食料品等の支援をするなど、関係機関と連携して切れ目ない支援策が実践できるように協議をしておるところでございます。

○田邊委員

警察にも連携するんですか。警察はどうなんですかね。

○山根福祉総務課長

警察のほうとも連携はさせていただいております、何らかの情報があれば、警察からもこちらに情報がありますので、こちらも何らかの情報を持っておれば警察とも連携は図っております。

○田邊委員

認知症の方とか、生活保護の方、直近じゃったら外国人の方もちょっと迷ったりしたりね、そういうふうなものもあるから、今後ともそういったものをよろしくお願ひします。

あと生活保護のほうで聞きますが、生活保護のケースワーカーの体制、これを今どのような状況になっているかをお願いしたいと。

○山根福祉総務課長

生活保護のケースワーカーの御質問でございます。

医療・介護施設に関するケースワーカーが1名、それと地区担当のケースワーカーが4名の計5名で要保護世帯に対する支援を行っておるところでございます。

○田邊委員

今地区担当のケースワーカー4名と、医療・介護施設と合わせて全部で5名ということなんですけど、5名ですいね、5名ですな、これでケースワーカーが現状は足りているのかどうかということです、この光市全体でね、どうですか。

○山根福祉総務課長

今年の11月末の保護者、生活保護の世帯数が速報値で314世帯いらっしゃいます。国の基準ではおおむね80ケースに対し1名のケースワーカーを配置することとされておりますので、光市に照らし合わせると、地区担当のケースワーカー4名というふうにお伝えをさせていただきましたが、光市に照らし合わせると3.9人ということになりますので、現状の4名のケースワーカーでの対応は問題ないと考えております。

○田邊委員

これ要望ね、生活保護、ケースワーカーについては専門性が高い業務であるので、光市においてもケースワーカーの採用は、今、国の基準はそうなんですけど、もしまだケースワーカー足りなくてちょっと大変だというんだったら、あくまでそれは国の基準なんで、1人、2人多くて、ケースワーカーの部分が補充できるものなら、そして補充した部分で結構いろいろ行き届くことができるんなら、そういった方向性でお願いしますというところで。

それで、あとは新型コロナの第3波、これが社会的な検査の徹底を図る取組ということで、厚生労働省が10月19日に高齢者施設等での検査を徹底するような事務連絡、これを発表したというところなんですけど、高齢者施設等において、クラスター対策として、陽性者が出た施設での入所者と従業員の全員検査を求めています。

そういったところで、こうした国の通知を福祉保健部では把握しておりますか、また、検査費用に対しては、国の補助が活用できることを国の厚生労働省では掲げております。こういったものを把握しているかどうか。

○福原高齢者支援課長

国の通知につきましては、高齢者施設等への重点的な検査の徹底について、そういった要請が書かれた文書があったと認識しております。

また、検査費用に関しても国の補助が活用できるということが、その文書に記載されております。

以上です。

○田邊委員

それなら、今の国の新型コロナ緊急包括支援交付金、これを充てる判断はどういった判断で行うんですか。

○福原高齢者支援課長

検査費用に充てられる補助金につきましては、今委員から御紹介のありました、新型コロナ緊急包括支援交付金が活用されます。

この交付金につきましては、既に事業所のほうで、例えば市内の特別養護老人ホームですと、3万8,000円に定員数を掛けたものとか、通所介護でありましたら、一律89万円というような形で既に頂いておるものです。

この交付金につきましては、検査費用も対象になりますけど、その他、例えばありますが、マスクや消毒液、そういったものが対象になりまして、その辺りをどれに充てるかというのは、各事業所の判断で、新型コロナの検査に充てるということは可能でありますし、その他のものにも充てることも可能となっております。

○田邊委員

だから、私が言うたのは、11月19日に高齢者施設での検査に充てるためにというんですけど、既にそういった備品に充てちよるちゅうことなんですけど、今度、仮に第3波になったときに、検査の費用として充てられるかどうかいうことを言いよる。だから、それがあるのかないのかと。

○福原高齢者支援課長

ただいま言った交付金を既に使っていないような団体がありますと、それはその検査費用に充てられるということになります。

○田邊委員

それなら、光市においては、使ったから、仮にこういったものがなくてもできないわけ、だから、どういう形で検査の費用は出すんですか。

○福原高齢者支援課長

検査の費用につきましては、既存の交付金を充ててくださいという通知でありまして、それに対して市が現時点で助成するというものはございませんが、高齢者施設のほうの判断においてなされるものだと認識しております。

○田邊委員

今こういったものが充てられるよと後出しで国は出してきたんじゃけど、光市はもう先に使ってしまったというところで、そういったところの行き違いみたいなものもあるんですけど、これは僕が持つとる資料じゃったら11月19日になっちよる。

その辺りのところ、今後のコロナ対策については十分に、いろいろ基金なりなんなりでまた所管のほうでお願いしますというところで、これ分からないですからね、第3波はどんなになるか。

それで、光市の施設はそういったものの幾つあるんです、コロナの対策における施設、高齢者施設で検査が受けられる施設が幾らなのかというところ。

○福原高齢者支援課長

先に施設数を申す前に、誤解があったらいけませんので、先ほど国の新型コロナ緊急包括支援交付金、こちらを頂くのはあくまでも施設側でございまして、市が一旦受け入れて、それを配布するのでなく、施設のほうで直接頂いております。

ですから、施設対応により、既に使っていらっしゃればこの検査には充てられませんが、使っていらっしゃらない施設がありましたら、それはそれで充当できるという理解でございまして。

それと、御質問のありました施設が何施設かというお話ですが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、そういった入所系施設が対象になってまいりますので、施設数でいきますと10施設になります。

以上です。

○田邊委員

先ほどの市が国からもらって施設にはもうそういった交付金は支給したという形で、それが全部使っているかどうかは分からないよというところで理解はいいんですね。

それともう一つ、コロナの検査、今の10施設、これは全員検査ができる状況にあるのかというところをお聞きしたいと。

○福原高齢者支援課長

コロナの検査の関係ですが、症状のある方につきましては、10月1日より開設されました光市地域外来・検査センターにおいて、医師が必要と判断した方については、検査ができる体制にございます。

また、症状のない方につきましても、山口県予防保健協会において自費による検査を受けることができまして、その費用についても、先ほどの新型コロナ緊急包括支援交付金を活用することができるようになります。

この緊急包括交付金でございまして、あくまでも市を介して補助金を頂けているわけではなくて、事業所への直接の補助となりますので、そういったものを活用して事業所判断で検査されるようになろうかと思っております。

以上です。

○田邊委員

分かりました。コロナのところはいろいろ国がいろいろな施策も打ってくるんで、直近がどねえなっとるかちゅうのがよく理解していないと分からないんで、ありがとうございます

ございました。

もう一つ、地域外来・検査センターについて、お伺いしたいということですが、この開設から2か月余りが経過しましたが、検査実施の状況、これについてお知らせください。

○田中健康増進課長

地域外来・検査センターの検査の実施状況ということについての御質問でございますが、10月1日に開設し、11月末までの2か月間で祝日を除く毎週火曜日と木曜日の16日間の開設を予定しておりましたが、実際の実績といたしましては、開設日は7日間で9人の方の検査を実施いたしました。

ほかの日は登録かかりつけ医からの紹介予約がなかったという状況でございます。

○田邊委員

7日間で9人ということで、地域外来・検査センターの関連の業務の流れについてを少し詳しく説明してほしいと、お願いします。

○田中健康増進課長

地域外来・検査センターの業務の流れについてでございますが、新型コロナウイルス感染症かもしれないという方が、まず登録かかりつけ医を受診していただいて、診察を受け、登録かかりつけ医がPCR検査が必要と判断した方について、健康増進課に検査予約を電話で行い、予約日時に光総合病院敷地内の地域外来・検査センターに行っていたら、ドライブスルー方式で検体採取を実施します。

その翌日に検査機関からの結果通知について、健康増進課及び登録かかりつけ医経由で本人に通知される流れとなっております。

以上です。

○田邊委員

今、流れがちょっと登録かかりつけ医と光総合病院、医師会から光総合病院、そして所管の健康増進課という連携なんですけど、この連携については、7日で9人ということなんですけど、7日で9人だからそんなに実質的にはデータはないんですけど、これ、流れはスムーズにいくんですか。大体どれぐらい、1日、2日かかったり、どうなんですかね。

○田中健康増進課長

業務の流れにつきましては、関係機関とは相互に情報提供等を行うという形で対応できております。

流れに係る日にちについてですが、火曜日と木曜日の検査ということですので、検査の予約を入れられて、実際の検査まで3、4日かかる方もいらっしゃいます。また、なおかつ、検査結果は当日ではなく、翌日に判明いたしますので、1日で進む流れという

形とはなっておきません。

○田邊委員

なら、火曜日に仮にかかりつけ医に行って、そしてまた光総合病院、3、4日かかるということで、火曜から、そして翌日に結果が出るということなんですけど、その間は自宅待機がどういう形ですか。

○田中健康増進課長

検査の結果が出るまでの期間につきましては、新型コロナウイルスに感染しているかもしれない状況ということで、登録かかりつけ医のほうから患者様には自宅待機をお願いしております。

○田邊委員

分かりました。そして、なら、9件の検査の結果は公表できるものなんですか。

○田中健康増進課長

検査の結果についてですが、光市単体での公表はしておりません。

光市の検査結果については、県に報告いたしまして、県が全体数の中で報告をされるという流れになっております。

この9件については、全て県に報告をしておりますケースですが、光市においては、ここしばらく陽性者は出ておりませんので、全て陰性でございました。

○田邊委員

毎日、今日山口県は5人とか、昨日は5人とかね、そういったもので市民の方も本当に不安になっていると思うんですけどね、いわゆる地域外来・検査センターというのが本当に機能して、光市においてもできることが望ましいと、そして早急にコロナ対策にできることを私は思っております。

そして、検査センターは1日最大検査数、これ光市においてどれぐらいなんですか。

○田中健康増進課長

1日最大12件を見込んでおります。

○田邊委員

この検査なんですけど、予定件数からすれば実際の検査の実施数は少ないと、今7日で9件ということなんですけど、これが10月1日から11月末までの2か月間なんでこういったことが9件ということですよ。だから、その辺の辺りは健康増進課の方では、こういった捉え方をしていますか。

○田中健康増進課長

本市においては、これまで4名の方の陽性を確認しております。ただし、5月5日以降の感染者は出ておりません。これは市民の皆さんが感染予防に気を配っていらっしゃる成果かと思っております。

そういう状況の中で、濃厚接触者については保健所のほうで検査をされますので、コロナかもしれないと疑って市内の登録かかりつけ医を受診される方が少ないのではないかと考えております。

○田邊委員

了解しました。年末に向けて、みんな何かとどこの場所場所も忙しい中で、コロナがクラスターで発生して大変なことにならないように、市役所の所管のほうについても、いろいろ啓発活動、また、そういったものをお願いしたいということで終わります。

○大田委員

今同じくコロナ禍でございます、住宅確保給付金についてお聞きしたいと思っております。

コロナ禍などで勤務した収入減等により、家賃給付を受けることができる住宅確保給付金について、さきの議会で委員会においても、同僚委員が申請者数や支給決定数を確認しておられましたが、その後の状況について変化がありましたら、お教えいただきたいと思っております。

○山根福祉総務課長

住宅確保給付金についてのお問合せでございます。

さきの委員会におきまして、申請件数が3件で、内訳として支給決定が1件、非該当ということで不支給決定が1件、申請手続中が1件とお示しをさせていただいております。

その後、申請件数自体は増えておりませんで、申請手続中であった1件が支給決定となったところでございます。

○大田委員

申請件数が3件で、支給決定が計2件ということでお聞きしました。また、不支給が1件ということでございましたが、その不支給1件というのは、どういう理由で不支給になっているのでしょうか、確認のため、いま一度お教え願えませんでしょうか。

○山根福祉総務課長

不支給となりました1件につきましては、契約書上、借家人が別の方の名義になっていたというものでございました。名義変更の上で再申請をされるとお伺いをしてございましたが、現時点では申請に至っていない状況でございます。

○大田委員

借家人が別の名義だったから不支給ということで、また今のところ支給に至っていないということでございましたが、これからもしっかり対応をお願いしたいところでございます。

また、コロナ禍の収束が見通せない中でございますから、今後申請件数も増えていくだろうと思っているんですが、今のところは増えていないということで、私も一抹の不安を感じておるわけでございます。

だから、そのようなことを周知ということに對しましては、適切に行われているかどうかちゅうのを、いま一度お聞きしたいと思っております。

○山根福祉総務課長

周知につきましては、市のほうでは市広報の6月号であったり、9月号であったりでお知らせをさせていただいております。

また、申請窓口となっております社会福祉協議会のほうでは、社協だよりのほうで掲載をしまして、周知を図っておるところでございます。

また、貸付けではなく、給付ということでございますので、新聞、テレビ、インターネット上においても数多く取り上げられておりますので、一定の周知は図られておるものと考えております。

○大田委員

貸付けじゃなく給付だから、国やら県なんかも、テレビなんか新聞なんかでも取り上げられておるといふふうに思っておるから、周知はできているんじゃないかというふうに、市当局は思っておられるということでございました。

この寒空、今から寒くなっていくのに応じて、払えないから借家を退去させるといったところがあれば、今先ほどの同僚委員のようなこともあると思っております。

また、命に係ると思われまますので、福祉活動に今後も適切な周知活動をされて、引き続き、地味ではあるかと思いますが、じっくり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、生活支援体制整備事業についてもお聞きしたいと思っております。高齢者の生活支援についての協議ができますよう、平成29年度から生活支援整備準備事業というのが開始されております。

地域の話合いの場への支援を行っているというふうに私は聞いておりますが、これについて2点ほどお聞きしたいと思います。

現在、どのくらいの地区において、この話合いの場というのを行われているのか、それについての支援を行っているには、地域課題として取り上げられているには、どういうものがあるのか、両方2つ支援を行っているのと、地域課題を取り上げるのとの一体どういうものがあるかというのを、2点ほどお尋ねいたしたいと思えます。

○福原高齢者支援課長

ただいま2点ほど質問を頂きました。1点目のどのくらいの地域で話合いの場が持た

れているかということなのですが、今年11月末時点で申し上げますと、中島田、伊保木、塩田、周防、三島、こういった5つのコミュニティ単位の地区において話合いの場を持たれております。

それに対する地域課題でございますが、災害時等に支援が必要な人の把握と、有効な支援体制についてといったことや、先ほど質問頂きました地域内交通の検討、生活のちょっとした困り事に対する支え合いの仕組みづくりなどが課題となっているようです。

以上です。

○大田委員

今、中島田、伊保木、塩田、周防、三島の5地区で話合いの場と支援が入っているということでございますが、それでは、支援が入っていない他の地区については、今後どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○福原高齢者支援課長

本事業につきましては、コミュニティセンター単位で全地区への支援を目指して随時情報発信等をしている状況であります。

本事業でいいますと、地域づくりの要素を含んでおりまして、コミュニティ連絡協議会において、各コミュニティの会長等へ情報をまず発信させていただいておりますが、各地区のコミュニティプランの内容等を見ながら、各地区の三役会、こういった機会を通じまして事業提案をさせていただいております。

内容的にも、課題も地域が考えて、地域が主体的にするような課題、そういったものがありまして、そういうものを主体的に地域で進めていただくことが重要でありますので、先ほど現在実施しております5地区、こういった5地区を先進地区としまして、そういった地区の事例等を会議等で示しながら、分かりやすい説明に取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

そういうふうにコミュニティ協議会、地域づくりの要素を考えられるということでございます。これからも光市全域において、生活支援につなげていかれますように、ぜひとも支援をよろしくお伺いしたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

自殺対策についてお尋ねいたしたいと思っております。

本年3月に、光市では初めて光市自殺対策計画が計画されたと思っておりますが、この計画について数点お尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

計画策定が令和元年度で、本年度が策定初年度となると思っております。当初計画していた

事業は、計画どおりに進んでいるのかどうかちゅうのをまずお尋ねしたいと思います。

○田中健康増進課長

自殺対策事業の進捗ということですが、自殺対策に資する事業については健康増進課が行うものだけでなく、庁内関係各課が行うものもあり幅広いのですが、健康増進課の事業ということでお答えをさせていただきます。

自殺対策は、生きることの包括的支援として、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成、市民への啓発と周知、生きることへの促進要因への支援、児童生徒へのSOSの出し方に関する教育を基本施策として掲げ、事業を実施していくこととしております。

本年度の事業としましては、これまでの継続事業として、こころの体温計により心の健康チェックを行う事業や、こころの健康相談、癒やしのカウンセリング事業などがありますが、これらについては例年どおり事業進捗を図っております。

一方、新規重点事業としておりましたゲートキーパー養成研修及びゲートキーパー指導者養成研修については、コロナ禍により事業の進捗に遅れが見られたり、また、講師の派遣が困難な状況であるため、延期するなどの状況となっております。

コロナ禍の状況ではありますが、状況に応じて実施方法を工夫しながら事業の進捗を図っているところでございます。

以上です。

○大田委員

委員として知っておかなければいけない点だろうと思うんですが、今ゲートキーパー養成研修、ゲートキーパー指導者研修という新しい言葉が出てきたんですよ、誠に私、勉強不足で申し訳ないんですが、ゲートキーパーという言葉自体がちょっと把握したいと思うので、説明をお願いしたいと思うんですが。

○田中健康増進課長

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、お話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のことで、言わば悩んでいる方の心のサポーターとなる方のことをいいます。

このゲートキーパーになるには、ゲートキーパー研修を受け、自殺対策の初期対応のスキルを学ぶことで、誰でもゲートキーパーの役割を担うことができます。

以上です。

○大田委員

ゲートキーパーちゅうのはサポーターで、スキルを学ぶ、研修ちゅうのはスキルを学ぶことだというんじゃないかと思います。先ほど答弁で新規の重点目標として、ゲートキーパーの養成研修及びゲートキーパーの指導者養成研修における予定どおりには一コロナ禍で進捗、予定どおりには進捗していないとのことでございました。

それぞれどのような状況になっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○田中健康増進課長

ゲートキーパー研修の進捗状況についてですが、まず、ゲートキーパー研修については、上半期はコロナ禍の影響において、研修を実施することが困難な状況にございました。

それで、下半期に入りまして、研修計画をもう一度立て直して、今年度200名のゲートキーパーを養成する計画としておりましたので、後半で改めて目標達成に向けて事業を進めている状況です。

あと、ゲートキーパー指導者養成研修については、招聘を予定していた講師が感染拡大地域からの講師でしたので、時期を見合せておりましたが、ちょっと今できる状況になく、今年度の事業実施は見送ることといたしました。

ただ、自殺対策に係る人材育成ということで大変重要な事業でありますので、来年度、改めて実施したいと考えております。

以上です。

○大田委員

指導者養成研修の講師がコロナのどこから来るから今年度は見合わせたと、来年度に向かってやっていきたいという答弁であったとお聞きいたしました。

また、キーパーの養成では200人程度のゲートキーパーを確保したいとのことでしたが、コロナ禍のために研修会があまりできなかったということでもございました。

それはそれは、では、そしたら今まで養成を行ったところにおいて、現在はどのぐらいの人数確保、ゲートキーパーの人数確保ができたのでしょうか、お教え願いたいと思います。

○田中健康増進課長

ゲートキーパーの人数についてでございますが、ゲートキーパーの養成は平成23年度から実施しております。令和元年度までの累計で、1,444人のゲートキーパーの養成をしております。

また、今年度につきましては、下半期において研修計画を立て直して今実施している状況ですが、ちょっと正確な数字が手元にないのですが、3回程度開催して今年度50人程度がゲートキーパー研修を受講されております。

以上です。

○大田委員

23年度から累計で1,444人の養成した方が、ゲートキーパーを確保された方が——養成してゲートキーパーをされている方が1,444人おるということでもございます。また今年においては、200人ぐらいのゲートキーパーを確保したいのだが、コロナ禍において3回程度しか開催されていないので、50人程度の確保しかできなかったのも

それを来年度には200人程度に持っていきたいという答弁じゃったと思っておるんですが、間違いはないですね。

○田中健康増進課長

今年度、計画を立て直して200人弱ぐらいを確保したいと考えておりました、これから12月から3月までございますので、あと5回から7回程度開催をしたいと考えております。

○大田委員

じゃけ、今後もそれに向かって一生懸命研修会を重ねていききたいというふうに、そういう答弁じゃったと思います。

それでは、ゲートキーパーの研修とゲートキーパーの指導者養成研修内容についてのどういう内容なのか、お答え願いたいと思うんですが。

○田中健康増進課長

研修の内容についてでございますが、ゲートキーパー研修では、悩んでいる人に気づくポイントや傾聴の方法、支援につなぐ方法等について研修を行います。研修に要する時間は1時間から2時間程度となります。

一方、ゲートキーパー指導者養成研修は、ゲートキーパー研修の講師となる人を育成するもので、内容はより詳しいものとなり、実施を含め7時間程度を要する内容となっております。

以上です。

○大田委員

ゲートキーパー研修は約1時間から2時間の研修をされるとお聞きしましたが、ゲートキーパーとして1時間か2時間で役に立つのでしょうか、お聞きしたいと思うんですが。

○田中健康増進課長

先ほど申しましたように、いかに悩んでいる人に気づくかというようなポイントをまとめて研修いたしますので、1時間、2時間という時間でも真剣に聴講していただければ大体の状況を把握していただいて、ゲートキーパーとして活動していただけるものと考えております。

○大田委員

分かりました。1時間、2時間でそういうなんができるように研修をしていくという答弁じゃったと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

これに対して少し視点を変えて、自殺者の状況についてお聞きしたいと思います。

国からの情報等などを見ますと、コロナ禍で自殺者が増えているように見受けられる

のですが、光市ではどのような状況になっているのか、お聞きしたいと思います。光市で答えられる範囲でよろしゅうございますから、お願いしたいと思います。

○田中健康増進課長

委員仰せのように、自殺者数については全国的に見ますと、7月ごろから前年度比より増加しているという状況がずっと続いております。

本市における状況についてですが、コロナ禍の影響かどうかという判断はできないのですが、一定程度の発生はあるという状況でございます。

○大田委員

一定程度の自殺の発生が見受けられるということでございます。自殺対策に対して何が重要か、市の方針としては何が重要かというのが、何か政策でもあればお教え願いたいんですが。

○田中健康増進課長

本市におきましては、昨年度、自殺対策計画を策定し、自殺対策の推進に取り組んでおりますが、重要なことと申しますと、やはり悩んでいる人にいかに周囲が気づくか、そしてまた、悩んでいる方が自分からSOSをいかに出すか、その始まりから相談につながり、必要な支援につながって、そこで、その方の困り事とか悩みが解決されていくということが一番重要だと考えております。

以上です。

○大田委員

そういうような悩み事を見抜けるように、ゲートキーパーの研修が大事だろうと思います。私もいろいろ議員活動をして様々な人に出会いをさせてもらって、相談いろいろ受けておるんですが、なかなかそういうふうに見抜ける力はよう持ち合わせていないんですね。

だから、こういうようなゲートキーパーの研修なんかも受けたらいいのかなと今思っておりますので、今後とも頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、やよい幼稚園についてお聞きしたいと思います。

平成30年度じゃったですかね、つるみとさつき幼稚園がやよい幼稚園に集約をされましたが、児童数の推移を教えてくださいと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

今、委員御紹介のとおり、平成30年度につるみ、さつき、やよい幼稚園をやよい幼稚園1園に集約いたしました。公立幼稚園です。その園児数についてのお尋ねでございます。

平成30年度、集約した初年度が29人、令和元年度が20人、そして令和2年度が22人でございます。

以上です。

○大田委員

30年29人、元年に20人、2年22人、せっかく集約されたのにあんまり増えたように感じられないんですが、公立幼稚園が園児数を増やすためには今後どのような取組をしたほうがいいのか、また、されているのかをお聞きしたいと思っております。

○西村子ども家庭課長

まず、公立幼稚園と申しますか、やよい幼稚園のまず特性でございますが、教育方針でございますけども、現在、小学校に上がるまでの小1プロブレムという、いわゆる子供が戸惑ったり適応難などを解消するため、現在、三井小学校と隣接している強みを生かしまして、児童が相互の施設を活用し、様々な連携を図っている、こういった特性がございます。

また、先ほど委員言われましたけども、人数が逆に小規模ということで、そういったものを生かしまして、きめ細やかな幼児教育や個別支援を実施しているところでございます。

また、募集の努力といたしましては、職員が画用紙等に手書きのポスターを作成しまして、園やゆーぱーく、JAなどにそういったものを配布したり、各コミュニティセンター、通園区域内の小学校などに掲示をしているところでございます。

また、月に一、二回程度園庭開放というのをやっております、未就園児が来られる会でございますが、そちらに来られた方に声かけをしております。

以上です。

○大田委員

周知のために先生方が手書きのポスターを作成し、その周辺のところに掲示をしているという啓発活動や、月に一、二回の園庭を開放して、今、父兄共々来られているんだろうと思っておりますが、それに来られた方に声かけをしているという、周知活動もされておるといふふうにお聞きしました。

公立、そうになっているんですが、公立幼稚園には通園区域というのがあったと思うんですよ。今、やよい幼稚園は三井小学校の隣なんです、島田、三井、周防だろうと、やよい幼稚園には通園することができるんだろうと思うわけでございます。いわゆる島田中学校区でやっておられるんだろうというふうに推察をしております。

これはまた撤廃されて、やよい幼稚園の教育方針などに賛同された保護者が通園させたいという、思う保護者がいるかも分かりません。それを通園できるようにするとか、そうした考えはないんでありましょうか。

○西村子ども家庭課長

公立幼稚園を1園に集約しましたが、公立幼稚園の設置の意義といたしまして、市内全体の幼児教育の量的な補完機能ということで、まず、私立幼稚園等の経営を圧迫しな

いというものがございます。それがあり、通園区域というのを設定しております。委員御紹介のとおり、島田中校区でございます。

今年度、先ほど申しました園開放で、地域の区域外の保護者の方からやよい幼稚園に入園できませんかというお問合せがあったんですが、その2件が実は通園区域外だったという事例がございます。

しかしながら、通園区域ありますけども、これは教育関係になりますので、小学校と中学校等と一緒に、教育的な配慮が必要であれば校区外からの通園も可能でございます。ただし、これは教育委員会の判断ということでございます。

以上です。

○大田委員

今、教育委員会のあれと言われたんですが、教育的配慮というのはどういうことなんですか。

○西村子ども家庭課長

個別のちょっと案件になるので、なかなか、ちょっと人数が少ないので言いづらいのですが、例えば小学校の例で言いますと、例えばいじめとか、あとは卒園前の転居など、そういったものでございます。

○大田委員

分かりました。区域外だから行きたくても入れないと、断られたということもお聞きしました。園児の確保等のいろいろ課題に取り組んでいながら、公立幼稚園の今後の強みを生かした、さらなる幼児教育の充実に今後とも取り組んでいただけたらと思っております。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、子ども相談センター「きゅっと」についてお尋ねしたいと思ひます。

先月11月に、児童虐待防止月間だと思ひます、オレンジリボンですね、その期間では様々な啓発行動、活動が行われたと思ひておひます。国・県・市でどのような啓発活動が行われておひるのか、お教へ願ひたいと思ひます。

○西村子ども家庭課長

ただいま委員から御紹介のとおり、先月11月は児童虐待防止月間でござひます。これは、国・県・市が一体になって取り組んでおひる事業でござひます。

それで、国・県・市それぞれどのような啓発活動かという御質問ですが、国といたましては、テレビCMの放映、ポスターやリーフレットの作成、そういったものを各自治体・関係機関への配布を行っておひます。

県のほうでは、県政ラジオ番組での啓発、オレンジリボンの配布、オレンジリボンツリーの設置等を行っておひます。

本市におきましては、昨年引き続き、あいぱーく光ロビーをオレンジ色にライトアップを行いました。また、あいぱーく敷地内にのぼりを期間中設置しておひます。

また、未来のパパママ応援事業を終えた中学校3年生とその保護者から、相互にメッセージカードを記載していただきまして、オレンジツリーをそれで作成し、各中学校、あいぱーく等で掲示をしたところでございます。

また、市の職員、警察に対しましてオレンジリボンを配布し、着用をお願いしております。

また、今年度新たな取組といたしまして、光警察署からの依頼により、児童虐待防止を啓発するため、11月25日、光市内のショッピングセンターにおいてキャンペーンを展開いたしました。こちらのほうは光警察署から3名、あと児童虐待の関係機関から4名、子ども家庭課から3名と、きゅっとちゃんとで声かけをいたしました。

それと、今年度新たな取組の最後ですけれども、児童虐待防止を呼びかけるマグネットプレートを作成いたしまして、あいぱーくと教育委員会の公用車に期間中貼ったところでございます。

以上です。

○大田委員

オレンジリボン、私もつけております。課長もつけておられるんですが、そのようなリボンをつけて啓発活動もやっておられると、ほかにマグネットシートやらもやっておられたと、6件の啓発活動が行われたように今お聞きしました。

その中で、今年度、新たな取組が行われたようにお聞きしておりますが、その啓発活動に対しまして、市民からの声といいましょうか、反応とがあれば、事例でもよろしゅうございますが、紹介してほしいと思うんですが。

○西村子ども家庭課長

事例、市民からの声があったかということですが、11月25日に警察と行いました啓発活動で、啓発チラシとか、そういう用紙をお配りしたときに、例えば老夫婦の方だったんですけれども、毎日のように児童虐待の痛ましい事件を耳にして、すごく心を痛めておると、児童虐待がなくなってほしいですというような御意見や、若いお母さんからですが、すごく気に留めておきます。近所にもないかどうかちょっと気にしますねというような声を実際頂きまして、市民の関心も高まってきたなど、このように感じてきておるところでございます。

以上です。

○大田委員

児童を湯舟に裸でつけて、投げ飛ばしたりとか、たたいたり、つねったりでから死亡事故等起こしたとかいう、新聞報道もいろいろ出ております。そういうふうな児童虐待について、今後ともなくしてほしいと願っておるんですが、先日、昨年度、児童相談所に対応した児童虐待の件数も発表されております。全国で19万3,780件という、過去最多を更新したとも聞いております。

児童虐待はどこでも起こり得る可能性があると感じておるんですよ。だから、児

童虐待の早期発見の鍵は、ぱっと見て何か変だとかいうので、異変や違和感を見逃さないことだと私は思っております。また、その際に気づくことが、ぜひとも必要なのではないだろうかと思うわけであります。

私、児童相談所に一昨年かお伺いしたときに、虐待かなと思ったら、全国の共通ダイヤルの「いちはやく」というんですかね、189番に連絡するのが市民の義務だと、児童相談所からもお聞きしました。児童虐待の防止、発見の協力を、我々委員もそうですが、市民の皆さんにもしっかりと見てもらい、啓発活動を今後ともお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○仲山委員

1点、つつじ園のことについてお伺いしたいと思います。

廃止という方向であるかと思うんですけれども、利用者の方々の廃止後のどうなさる、どのようになっていくのかという辺りについて、お伺いできればと思います。

○山根福祉総務課長

つつじ園のことについてお尋ねをいただきました。

9月議会でもお答えをさせていただいたとおり、市内の障害福祉サービス事業所から受入れ可能という御提案をいただきましたので、当該事業所への移行に向けて、現在調整をしておるところでございます。

ただ一方で、利用者御本人が、本人の持つ能力の活用を希望されて、当該事業所以外の事業所を利用したいと希望されていらっしゃる場合には、本人の希望に沿うような調整をしてまいりたいと考えております。

○仲山委員

つまり、一応受け入れてくれる施設等が見つかる上ではあるけれども、本人の希望次第でまた違ったところもという状態だと理解いたしました。

これまでやってきていた作業等があるかと思えますけれども、移ることによってその辺りがどうなるのかということについてお伺いしてよろしいですか。

○山根福祉総務課長

作業内容に変化があるかというお問合せと思います。受入先となる事業所には、可能な限り今行っておられる作業内容を継続していただくようお願いをしておるところでございます。

ただ、一方で、受入先の事業所でも既存の活動でいろんなプログラムを用意されていますので、事前見学等を通じて本人の希望に沿うように対応することといたしております。

以上でございます。

○仲山委員

事前見学なんかもあって、先ほどの行き先ということもあったのかと思います。了解いたしました。

あと自己負担金があるかと思うんですけども、その辺りについてはどうなのでしょう
か。

○山根福祉総務課長

障害福祉サービスの利用に当たりましては、原則としてサービス利用に係る費用の1割を負担していただくこととなっております。ただし、障害者本人及びその配偶者が市民税非課税の場合は、費用負担なしということになっておりますので、この原則に照らし合わせれば利用者負担が発生する利用者は、現状いらっしゃらないという認識でございます。

なお、サービス利用に係る費用以外の食事代、レクリエーションの活動に係る費用については、実費分をこれまでも本人さんに負担をしていただいておりますので、その辺りの取扱いに変更はございません。

以上でございます。

○仲山委員

これまでと原則的に変わらないということだと思います。了解いたしました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4 環境関係分

(1) 付託事件審査

①議案第75号 令和2年度光市一般会計補正予算（第10号）〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第79号 令和2年度光市下水道事業会計補正予算（第1号）

説 明：中本下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田邊委員

おはようございます。その他所管事項事務調査ですけど、4月から下水道は公営企業会計になりました。いわゆるストックマネジメント計画は、従前は長寿命化という形、そしてストックマネジメント計画という形での流れ、ということなんで質問をします。

下水道の老朽化対策、これについてお聞きしたいと。私、環境の委員会じゃなかったんですけど、主要施策の成果を持ってきたんですけど、ここで国庫補助事業という、285ページにあるんですが、国庫補助事業の工事において、工事費はどのように算出したか。これは令和元年度の決算の主要施策の成果の285ページなんですけど、委員の皆様は資料がないとは思んですけど、こういったところで、この工事費、これをどのように算出していたのかというところをお聞きしたいと。

○山本下水道課下水道技術担当課長

工事費の算出についてでございますが、工事費の算出は、国からの通達などで下水道用設計標準歩掛かりなどを参考にするとともに、各都道府県において定められた基準によることとされております。これに従いまして、材料単価や労務費を設定し、数量を乗じるなどとして費用の算出を行っているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

この国庫補助事業、老朽化の、いわゆる長寿命化からストックマネジメント、何分の1が国から出るんでしょうか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

この主要施策の中に、老朽化対策として、改築第1工区から改築第2工区というのが載っているわけなんですけど、これの事業費として書かれている分の2分の1、50%が国からの補助ということでございます。

○田邊委員

分かりました。だから、今、この長寿命化もストックマネジメントにおいても、今後そういったものの係る工事については、国からの2分の1の補助があるということの理解でよろしいんでしょうか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

国の制度等が変わらなければ、2分の1ということでございます。
以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

工事方法、推進、開削について、これに詳しくちょっとお願いしたいと、簡単にでいいです。

○委員長

方法の違いについてですか。

○田邊委員

じゃから、推進工法と開削についてのどんな形でやっているのかということを知りたいと。

○山本下水道課下水道技術担当課長

開削工法と推進工法でございますが、これは管渠整備における工法でございます。開削工法は、地上から穴を掘って管を埋設する工法でございます。それに対して推進工法は、地上からは穴は掘らずに、地下から地中に管を押し込んで管渠を布設する工法でございます。開削工法では安全に施工できない、特に管の位置が深いとかそういった場合などによく推進工法を採用しております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。地上から穴を掘る形と、地上からは掘れない場合の推進という形で理解しました。どちらの工法が値段が張るんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

一般的にはございますが、やはり推進工法のほうが高価となっております。
以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

その次のページに、この国庫の補助事業なんですけど、これはストックマネジメントによるものと思うんですけど、業務委託、汚水中継ポンプ場改築実施設計、この内容について。これは、500万円の工事という、このことなんですけど、この辺り、少し、ちょっと教えてください。

○山本下水道課下水道技術担当課長

この業務委託でございますが、これは、先ほど委員仰せになられたように、平成30年度に作成いたしました下水道ストックマネジメント計画に基づくものでございまして、光井と室積にございます両汚水中継ポンプ場の機械・電気設備の更新工事のための実施設計でございます。これについては、おおむね4年をかけて改築を行っていく予定のものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

この設計と、改築実施設計と書いてあるんですけど、新規に図面が引き直すとかそういうものはあるんですか、ないんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

この実施設計でございますが、電気設備、機械設備になりますが、これらの規格の見直しが必要になるほどの汚水量の変化がないことから、従前の規格と同様の設備の更新を行う、いわゆる単純改築といたしますが、これの実実施設計でございます。

ですから、新設時の設計資料、図面等を用いながら改築といたしますか、更新に必要な設計図書、仕様書、図面などを作成しております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。この汚水の中継ポンプの据替工事、更新工事、これは何回目なんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

光井と室積の両汚水中継ポンプ場につきましては、これまでポンプの改築更新は行っておりません。今回の実施設計が初めてということになります。

以上でございます。

○田邊委員

新設で建ったのは何年前です、なら。今、今回、この、新たに、またやり替えるという形で、新設は、いつ建ったんです、これは。

○山本下水道課下水道技術担当課長

ポンプの改築は、光井汚水中継ポンプ場のみとしておりまして、光井汚水中継ポンプ場は平成7年に整備されております。

以上でございます。

○田邊委員

平成7年に、それが設備されたという形で、平成7年、今32年ということだから、大体25年、それぐらいの程度のことで毎回やるわけです、どうなんです。

○山本下水道課下水道技術担当課長

ポンプの改築につきましては、ポンプの状態を将来の予測をしながら行っております。特に、光井汚水中継ポンプ場は、光市の公共下水道の設備の中でも重要な施設となりますので、ポンプの標準耐用年数15年というものがございます。これを見ながら、あと、ポンプの重要度等を判断しながら、そして、これまで点検も行っております。この辺を見ながら総合的に改築の時期をストックマネジメント計画の中で判断をしております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。この汚水中継光井のこの改築工事についてなんですけど、電気設備と機械設備の割合はどちらが大きいんですか、これは。

○山本下水道課下水道技術担当課長

電気設備と機械設備の割合でございますが、具体的にちょっと割合があれなんですけど、機械設備のほうが若干大きくなっております。

以上でございます。

○田邊委員

機械設備のほうが大きいという形ですね。分かりました。

この電気設備についてなんですけど、このポンプが、先ほども、従前の仕様書があつて、何ら変わりが無いということなんですけど、ポンプなどについての性能の変化、また、技術革新による変化などは、今回の工事についてはどうかあるんです、何かそういった特殊なものが。

○山本下水道課下水道技術担当課長

ポンプに対する技術革新ということでお答えさせていただきますと、部品単位とか、そういった細かい部分での改良や改善などはあるかと思いますが、ポンプが大きく、小さくなるとか、容量とかの効率が極端によくなるとか、そういった技術革新はございません。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。もう一回聞きますけど、改築するポンプの性能、モーター、容量などは何ら変わっていないということですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長
そのとおりでございます。

○田邊委員

新築、新設時の電気及び機械設備の金額と今回の改築実施設計のこのまるきり図面もあると、それで、まるきり容量も変わらないという形で、最初は新設で平成7年にそういったもの、ポンプ場造ったと。そして、今度の改築工事、大体新設の割合で何割ぐらいのこの500万円というのは予算です、予算組んでおるんです、これは。

○山本下水道課下水道技術担当課長

新設時の設計と比べると、設計の範囲や内容、その辺で業務委託費が単純には比較はできませんが、さきに申しましたように、新たな設備での規格であったり、容量であったり、その辺の設計が従前のものを使いますので、その辺については費用を計上しておりません。ですから、全体としては安価になっているというところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

全体しかと、だから分からないとかっていうんじゃないしに、こういった予算があるんじゃないから、部分的にも分かるようにしてもらわんと、はっきり、これが、仮にこの決算のときに、審議するのに、部分的にも分からんと、やっぱりまずいと思うんですよ。

だから、全体がこうじゃったよと、前はこうじゃった、しかし、この部分改築するのにこの値段じゃという部分が比較ができんから、これからは、その比較ができるような答えを出してもらわんと。丸々図面があったものを、同じように造るんじゃないたら、その値段は違うんじゃないから、実際。無駄は別にそれは変わらんかも分からんけど。

だから、その部分的に出るんなら、その部分的は、あらかた分かるような形にしてもらわんと、これからは、願いますよ。

もう一つ。今後、下水道事業の取組についてお聞きしたいと。

この地方公共団体における下水道事業の経営基盤を強化するための取組について、歳入歳出の両面から、今後どのように考えて行っていくか。下水道事業の経営基盤を強化するための取組、歳入歳出の面から、どのように考えていくか、願います。

○中本下水道課長

委員御承知のとおり、施設の老朽化、人口減少等による使用料収入減、そういった下水道を取り巻く経営環境は、今後、厳しさを増すと予想されております。

下水道事業は、本年度から地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計へ移行しておりますけれども、公営企業会計導入による財務諸表の作成等を通じまして、資産の状況や経営状況、また、資金の流れ、キャッシュフロー等を的確に把握しまして、中長期的な視点から財政運営を行うことで経営基盤の強化の取組を進めてまいりたいと考えております。

○田邊委員

キャッシュフローなり、そういったものを出すのは分かるけど、それで、光市は下水道料が高い。それが、どうしてもならんとかじゃなくて、この改築でも、もっと厳しくやるべきと思うんですね。それで、市民に毎回、下水道がやっていけないから、使用料を上げるという方向じゃなくて、やはりちゃんとやってもらいたいと思うんですよ、この下水道については。今後、そのキャッシュフローが何じゃらじゃなしに、いろいろな部分で、いろいろな頭を使って下水道を値下げしてほしい。これ、お願いしますよ。これで公営会計になったんじゃから。

それで、国庫事業の半分、2分の1出るんですからね、これ。ほかにもいろいろなメニューが、国がメニューをしたものをちゃんと取り上げて活用するところを、この老朽化のいろいろ対策とかあるじゃないですか。お願いしますね。下水道については、これからもまた厳しくいきますんで、よろしくお願いします。

下水道はよろしいんですけど、次、浄化槽、浄化槽の整備についてお聞きしたいと。

これも主要施策、私、見たんですけど、137の辺りにある。下水道設置、この整備事業。いろいろ調べました、それで。浄化槽については、し尿のみを処理するこの生活雑排水単独浄化槽、これは全国に約400基残っていると。老朽化でまた、この破損している浄化槽も多数あると。それで、去年の改定された浄化槽法、これは都道府県知事が単独浄化槽を放置すれば、生活環境の保全、公衆衛生上の重大な補償が生じるおそれがあると。これが判断したら、指導、監督、命令ができ、命令違反には罰金を科す、それは30万円か、30万円以下の罰金と書いてある。

そして、この浄化槽についてなんですけど、単独浄化槽、本市にある単独浄化槽についての問題点をちょっとお聞きしたいと。浄化槽の問題点はどうなっているかと。し尿のみの単独。

○山本下水道課下水道技術担当課長

委員仰せのとおり、し尿のみの処理を行う単独浄化槽から生活雑排水も併せて処理する合併浄化槽への転換は、公共水域の水質保全には非常に重要であると認識しております。

この中で、単独浄化槽のことに関する問題点ということでございますが、浄化槽を設置する際には、市のほうでも設置費用の一部を補助金として交付しているところではございますが、しかしながら、申請者に対しては、一定の自己負担を伴うことがございますことから、転換が進まないということも認識をしております。

このことから、冒頭に申しました合併浄化槽への転換による効果や補助制度などの周知に努めながら行っているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今、単独浄化槽から合併浄化槽に替えるという部分で、県の補助と市の補助はどれぐ

らいなんですか、これ。

○山本下水道課下水道技術担当課長

県の補助は今ございません。本市が交付します補助金のうちの3分の1が国の補助というところがございます。

以上でございます。

○田邊委員

単独浄化槽は何基あります、今、光市に、数が分かれば。

○山本下水道課下水道技術担当課長

単独浄化槽の設置基数でございますが、市のほうでは、認識できておりません。

以上でございます。

○田邊委員

どうやったら認識できるの。認識なくても大丈夫なの、こういった補助も、市が出すでしょう、お金を。それで、国が出すでしょう。その場合に、認識なくても大丈夫なの、これ。

○山本下水道課下水道技術担当課長

市のほうで補助金を出す場合は、今使われている浄化槽が単独浄化槽であれば、交付対象の要件、その他の要件が合致すれば、単独浄化槽であれば、補助要件になりますので、特に基数とか台帳までは市のほうでは整備はしていないのが現状でございます。

以上でございます。

○田邊委員

今後整備する予定はないの。

○山本下水道課下水道技術担当課長

先ほど委員が言われました浄化槽法の一部改定の話にもなろうかと思うんですが、都道府県のほうで台帳をつくるという話もございます。

以上でございます。

○田邊委員

都道府県で、その県のほうで台帳をつくったら、その情報は市ではもらえるんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

その辺の確認というのは具体的にはできておりません。

以上でございます。

○田邊委員

先ほども言ったように、この単独浄化槽は、環境面でもちょっと、やっぱり何かあるわけですが、こうやって法律が変わっちゃうことになっている。この30万円の罰金が科せられるっちゃうんじゃから。

だから、市としても、それは把握せんといけん。極力、県が整備したら、市も情報を持つようにしてもらいたいと。お願いしますよ、そこは。

それと、この単独浄化槽の場合は、高齢者世帯が多いんです。高齢者世帯は、やっぱり合併のその浄化槽にするとかそういったのはお金がかかる。3分の1の補助なんじゃけど。どうしても、したいんじゃけどできないと。それで、仮に、そういった県知事から言われたら、30万円まで罰金がかかるという形の法律になつとる。だから、今後、浄化槽についても、やっぱりちゃんと把握せんと。お願いしますよ。

そして、最後、合併浄化槽への転換を進める必要があると考えるが、その辺りの考えと、市としての方向性、これをお願いします。

○山本下水道課下水道技術担当課長

下水道課としましては、重ねてにはなりますが、引き続き、冒頭に申しました合併浄化槽の転換による効果や補助制度などの周知に努め、合併処理浄化槽の普及による公共用水域の水質保全に努めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。その浄化槽が合併にして、その補助金が出ると。そして、単独浄化槽は、今、法律で変わって、県知事がそういったものを認めたら30万円の罰金がかかるというところなんで、今後の展開をまたお聞きしますので、下水道併せてよろしくお願ひします。

以上です。

○早稲田委員

関連質問でございますが、先ほど老朽化に係る補助が国から2分の1って出るとおっしゃられましたけど、上限とか範囲とか、金額に係る範囲というのがございますでしょうか。

○委員長

今の下水の件ですね。

○早稲田委員

いや、その前の国の補助金、汚水ポンプのほうです。まず、そちらからお願いします。

○山本下水道課下水道技術担当課長

国からの補助金の上限があるかという御質問でございますが、これにつきましては、特にこの額以内というのにはございませんが、市のほうから国に対して事業費の計画という形を出しております。ですから、制限といえ、この事業費が制限といったところになろうかと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

では、もう一つ、先ほどの単独浄化槽のほうの国の補助金の3分の1に対しても金額の範囲というのにはございますでしょうか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

これも、下水道等の事業と同様でございますが、特に国から幾らを制限とするという趣旨はございませんが、市のほうで計画的な事業費を定めたのが上限といった考え方になっております。

以上でございます。

○早稲田委員

それから、合併浄化槽などの普及に努めるとおっしゃられましたけれども、どのような形で普及に努められる予定でしょうか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

これにつきましては、周知ということで努めておりまして、ホームページや市の広報で定期的に周知を促すような形で掲載しております。

以上でございます。

○早稲田委員

もう一つあります。また戻って申し訳ないんですけども、汚水中継ポンプ場の老朽化についてですけども、何年に一回、または、どのような状態が老朽化の状態なのかを教えてください。すいません、ちょっと分からなかったもので、お願いします。

○山本下水道課下水道技術担当課長

ポンプ場の老朽化に対する御質問でございます。なかなか数値的には難しいところでございますが、国のほうから点検項目とかに該当するようなもので、どれぐらいになったら改築の目安というのが示されております。なかなかポンプ、機械設備というのは異常の兆候がつかみにくくございまして、例えば、ポンプの回転時の異常とか、そういったものから判断し、または、さびとか、電流とかの抵抗値の変化、こういったものによりながら老朽化という判断をしております。それは、あくまで国が示す基準に基づいて老朽化していると下水道課では判断しております。

以上でございます。

○早稲田委員

では、定期点検みたいは何年に一度ということの老朽化のチェックではないということでしょうか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

定期点検も行っております。そういった点検を踏まえた上での評価ということになります。

以上でございます。

○早稲田委員

もし、所管を間違えていたら申し訳ないんですけど、一般家庭のそういう下水道とかのチェックというのも何年か一度に行われているのか、この場でもし聞いてよければ。

○山本下水道課下水道技術担当課長

もし個人がポンプを設置されているとすれば、宅内排水設備といいまして、個人が管理される施設になろうかと思っておりますので、市のほうではそういったことは把握しておりません。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

○大田委員

ちょっと分からないので教えてほしいんですが。光井のポンプ場、平成7年新築して、今現在25年たっているんですね。それで、今、範囲が、耐用年数が15年とたしか答弁されたようにお聞きしちよるんですが、それで今、25年たって初めて改修される。それ、耐用年数が15年なのに、なぜ今、25年で、教えてほしいんです。

○山本下水道課下水道技術担当課長

確かに耐用年数は超えております。しかしながら、耐用年数を超えたからといって急に使えなくなるものではございませんので、これまでの点検結果等を見ながら、将来の状態を予測しながら、優先順位をつけて、その中で改築が必要になる施設を選定しております。一時期に改築を行いますと費用も高額となりますので、効率的な改築という意味でそういった計画を立てたのがストックマネジメント計画になっております。

以上でございます。

○大田委員

それが25年になったと、そういう解釈でよろしいですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○大田委員

耐用年数とか言われておられたから、ちらっとお聞きさせてもらったんですが、ポンプ場が正常に、常に動いてもらうようにしっかり点検してください。

次にお伺いしますが、一作年の豪雨だったと思うんですが、懸山の土砂、のり面が崩れて、あそこ通行止めになり、深山の汚水処理場が使えなくなりました。今も現在、懸山の工事が続いておりますが、その後は、深山の浄水場の状況がどんな状況になっているのか、その状況をお知らせしてもらいたいと思うんですが。

○小山環境事業課長

深山浄苑の状況ということで尿処理の状況について答弁させていただけたらと思います。

委員仰せのとおり、現在、深山浄苑への通行が不能となっておりますことから、浄化槽汚泥については周南浄化センターへ、し尿については下松市に現在お願いをしているところでございます。

以上であります。

○大田委員

し尿やら汚物についてはいろいろお頼みしておるといってございますが、深山汚水処理場の、今現在、通行止めになって使っておられないんですが、今後はどのようにされたいのか、お聞きしたいと思います。

○小山環境事業課長

先ほども申しましたように、現在、のり面工事が継続して行われており、搬入路につきましては、いまだ通行が不能となっております、稼働のほうは休止をしているところであります。

一方で、本年6月に御説明した光市汚水処理共同計画におきまして、将来にわたって安定的に処理することを目的に、周南浄化センター敷地内において、下水道と共同処理に向けて取り組むといたしたところでございます。

以上であります。

○大田委員

今、答弁されたように、周南汚水処理場ですか、あそここのところの敷地に、し尿・汚水の希釈装置を建設されて、汚水を希釈して、処理場に搬入の方針が、以前示されました。その後の進捗状況というのは、まだ、どうなっているのか、私どもにはお知らせさ

れておりませんので、今後の、どのようになっているのか教えてほしいと思っているんですが。

○山本下水道課下水道技術担当課長

委員仰せのとおり、本年6月の本委員会において、し尿等を下水道に投入し、下水と共同で処理する汚水処理の共同化を周南浄化センターの敷地内において実施することを御説明させていただき、共同化に必要となるし尿等受入施設を整備するとしたところでございます。

その後の進捗状況でございますが、今年度は本市の汚水処理共同化を下水道事業に位置づけるため、県が策定しております周南流域下水道事業計画の変更が県によりなされているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

6月に進められて、今現在、県から事業化がなされているということじゃったと思うんですが、それで速やかに、今後とも、周南処理場において、敷地の中において、希釈装置を速やかに計画され執行してほしいと願っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、今、世界中で話題になっておる放置プラ、マイクロプラスチックの問題が起っております。今、光市でも当然出てるんですが、当局が多分、環境のほうを担当だろうと思うんですが、どのようなお考えをお持ちなのかと思っております。

今現在、一番この辺で問題になっちゃうのが、土のう袋だろうと思うんですよね。土のう袋は、以前、麻袋でやって、自然に返っておったんですが、今現在はビニールですか、プラスチックで編んでおられて、それを土のうに入れて土のう壁ちゅうんですか、あれを組んで、水留め、土留めを今現在しております。

それが、袋がまだ風化しないで、そのままであつたら、そのままきれいに積んであるんですが、年数がたつにつれて、それが風化して、海の中やらに、マイクロプラスチックとか、その辺、海のほうに行つて大変迷惑ちゅうか、放置プラちゅうか、あれになっておるんで、そのような、今後プラスチックごみをどのようにお考えか、お伺いしたいと思うんですが。

○小山環境事業課長

放置プラの問題につきましては、雨や風などにより、河川を通じて最終的に海に流れ込み、それが海中を漂ううちにマイクロプラスチックとなり、海洋汚染の原因の一つと言われております。

また、マイクロプラスチックの問題は、海洋汚染の原因となっているマイクロプラスチックが食物連鎖により生物の体内に取り込まれ、生態系や人の健康への影響を与えるのではないかととも言われております。

市といたしましては、放置プラは陸域で発生したプラごみであり、海洋へ流出するこ

とによりマイクロプラスチックとなるため、放置プラとマイクロプラスチックを別々で考えるのではなく、発生元となっているプラごみの削減に向けて、ポイ捨てなどの不法投棄の撲滅を促し、陸域での清掃活動などのボランティアの協力も得ながら、継続して行ってまいりたいと考えております。

ポイ捨てなどにつきましては、当事者の意識の問題でありますことから、様々な取組を通じて意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

なお、土のう袋についてですが、環境事業課で取り扱っている土のう袋につきましては、自治会による側溝清掃時に側溝土を入れる袋としてお渡しをしているところでございます。

側溝清掃終了後に、側溝土が入った土のう袋を回収し、処分する際は、土のう袋と側溝土に分け、土のう袋はその他プラスチック類としてエコパークに搬入し、そこで適正に処理をしているところでございます。

しかしながら、土のう袋をそのまま放置してまいりますと、素材がプラスチックでありますので、朽ちてくることは予想をされると思います。そういったことがないように、事前に、朽ちる前に交換するなり、あるいは、そのまま、また上に覆いかぶせるような形を取って、適正に対応したいと考えております。

以上であります。

○大田委員

そういうふうに、それは適正に対応してもらえればいいんですが、ずっと置いてあったら放置になって、そのまま朽ちていって、海のほうに行くんですね。そしたら、よいよ細かくなって疑似餌みたいになるんですよ。それを魚が食べるわけですね。

それと、今後、生物に対するいろんな弊害が出てくると思うので、今後とも、そのような、ないように、いろいろな団体やら、また、市当局としてもいろんな対策を今後推し進めて行ってほしいと願っておるんですが、よろしく願いしたいと思います。頼みますよ。

次に移るんですが、先ほどから下水道のいろんなことがあったんですが、下水道管ですね、今度はポンプ場ではなく下水道管、今、順次推し進めておられると思うんですが、老朽化対策の進捗状況を今、どのような状態になっているか、お知らせ願いたいと思うんですが。

○山本下水道課下水道技術担当課長

管渠の老朽化対策についてでございますが、管渠の老朽化対策は平成28年度から令和3年度までを計画期間として、丸山団地、岩狩団地、旭ヶ丘団地において、おおむね整備後50年を経過し、一定の不具合が確認されたコンクリート製管渠、約1.6kmについて管渠の改築を進めているところでございます。令和元年度末時点で約1.1kmの管渠の改築工事を終えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今は1.6kmの計画をされているというような答弁で、1.1kmが終えているというような答弁じゃったと思うんですが、まだまだほかにいっぱいあると思うんですが、今、これだけの平成28年から令和3年までが1.6kmというふうにお答え頂いたんですが、そのほかにどのぐらい老朽管の管渠は把握されておられますか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

これ以外の管渠につきましては、虹ヶ丘地区の管渠も調査を実施しております。この中で約2.9kmについても改築の対象となるというふうに判断しておりますので、この管渠についても、今年度から着手して改築工事を進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そのように今年度から着手というふうに答弁頂きますが、下水道の老朽化対策工事の予定は、今後、その2.9km以外にもどのような計画されているのか教えてください。

○山本下水道課下水道技術担当課長

今後の老朽化対策についてお答えさせていただきます。

今後の老朽化対策につきましては、下水道施設全体を対象として、将来の施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に補修や改築が行えるよう、さきにも申しましたが、平成30年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築工事を令和2年度に着手したところでございます。

現在、この計画に基づき、老朽化が進む光井汚水中継ポンプ場の電気・機械設備の改築を進めており、今後は、室積汚水中継ポンプ場やマンホール蓋の改築も予定しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、言われると、いろんな計画をされておるんですが、順次、年次的にどこまでやるかとかいうのは、立てておられますか。それとも計画中ですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

先ほど申しました平成30年度に下水道ストックマネジメント計画を策定しております。

この中で、おおむね5年間で改築する施設を具体的に定めております。このストックマネジメント計画につきましては、おおむね5年程度を目安にしながら、見直しとか変更をかけながら、その時点といいますか、点検結果を踏まえながら、改築の必要な施設設備を選定していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、答弁では、5年間をめぐり、その都度その都度また、その次の5年間をめぐりに計画をしていくというような答弁じゃったと思います。順次計画どおりに着手していかれますように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、以前、潤田のマンホールのポンプ場で事故じゃないが、送水が動かなくなったようなことをお聞きしましたが、潤田のマンホールポンプ場はその後どのような状態でしょうか。また、将来的にどのような状態、定期的な維持工事などをなされるのか、お聞かせください。

○山本下水道課下水道技術担当課長

潤田マンホールポンプは、委員仰せのように、以前交換しております。これは、著しい排水機能の低下が見られたことから、平成28年度に更新しております。その後は、異物の詰まりによる異常が数回発生してはおりますが、ポンプや電気設備の不具合による異常は発生しておりません。

また、排水能力の低下やその兆候も見られていないことから、健全な状態を維持していると判断しているところでございます。

今後についてでございますが、これまでと同様に、運転状況の確認を行う週1回の点検などを継続し、適切な維持管理に努めていきたいと考えておるところでございます。

改築を含む維持工事につきましては、今後、電気設備やポンプ以外の電気設備が標準耐用年数を迎えることから、適切な改築の時期を見定め、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

週1回の定期点検をやるとか、今までのあれが、状態がそのまま維持できているから、今後も電気設備の整備なんかも見定めていきたいというふうに考えておられているみたいでございますので、ぜひとも正常に、故障のないように、ほかのポンプ場にしてもそのようなことが起きないように、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第84号 光テクノキャンパス研修センター設置条例の一部を改正する条例

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

1点質問です。

令和3年3月31日をもって、この現指定管理者Y I C学院の指定を取り消すと。そして、管理方法を変更するとありますけど、管理方法というのはちょっと教えてほしい。お願いします。

○萬治商工観光課長

管理方法でございますが、変更するというのは、現指定管理が3月31日をもって指定が終わりますので、そこから状況が変わるということでございます。

管理方法につきましては、市の直営で管理する方法、新たな指定管理とする方法等が考えられますが、現在、どちらにするかというのは、まだ決定していない状況でございます。

以上でございます。

○田邊委員

市の直営か、新たに指定管理にというのは、これから方向性を決めていくということですね、そういうことですね。今後。分かりました。

もう一点、利用実績など勘案したというところなんですけど、利用実績というのは年々減っていたんですか。お願いします。

○萬治商工観光課長

テニスコートの利用実績でございますが、令和2年度につきましては、11月末までの状況ではございますけれども、1件、人数は4人の利用でございます。令和元年度につきましては、3件、11人の利用ということになっております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。今後とも、そのテクノキャンパスのこれを十分使われるように、充実できるようにお願いします。

以上です。

○大田委員

ただいまの説明で、4月1日をもってテニスコートを廃止するというふうにお聞きしたんですが、廃止してその後、どうされるんですか。

○萬治商工観光課長

4月1日に廃止しまして、その後のことでございますが、一旦、普通財産として管理ということを考えております。その後の具体的な案については、経済部としては、今あるというわけではございません。

以上でございます。

○大田委員

となると、それなら空地のまま管理すると。全然使い道を考えなくて、空地のまま管理すると。草刈りだけをやるということでございますか。

○萬治商工観光課長

今現在で具体的な方法を決めていませんので、4月1日までに決まらなければ、当面は平地として管理するということになりますが、その後、有効的な管理の方法、活用の方法が決定すれば、そのように管理していくということでございます。

以上でございます。

○大田委員

それはそうかも分かりませんが。廃止とか決める限りにおいては、その後その土地をどういうふうにするかという考えを持って、廃止するべきじゃないかと思うんですが。「使わないから、もう廃止します」、「普通財産として管理しますよ」と。せっかく造ったんだから、「今後はそれをどういうふうに活用しましょうか」という考えなんかがあってもいいんじゃないかと思うんですが。どうでございますか。

○萬治商工観光課長

この時期の廃止につきましては、このテニスコートを廃止しようとする、議会の議決が必要になりますので、何か決まった時点で議案を上程するととなると、またそれからということになりますから、時間を要すことも考えられます。

ですから、この3月31日で指定管理者が代わるこのタイミングをもって、4月1日から廃止するという御議決いただきましたら、それを前提に活用方法も検討することができると考えますので、この段階で廃止ということにしております。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。そしたら、その後どねえなったか、次の議会で、また御質問させてもらうようにしましょう。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第75号 令和2年度光市一般会計補正予算（第10号）〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

すみません。20ページの新規就業者等産地拡大促進事業補助金287万円、全て国・県の支出金で賄うんですが。何か機械整備をとという説明じゃったと思うんですが、どこに対して、どのぐらいの機械を買うために287万円が出るのでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

皆さん、こんにちは。ただいまの御質問でございますが、まず、導入する機械については、大豆コンバインを予定しております。

価格につきましては、3分の1が補助となっておりますことから、コンバインの購入費用、税抜き862万1,000円が対象となっておりますところでございます。

以上でございます。

○大田委員

どこの……。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

答弁が漏れていました。大変失礼しました。

対象となる事業者は、農事組合法人光農会でございます。

以上でございます。

○大田委員

光農会さんは、どこにあるんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

光農会の概要を申し上げますと、耕作地域につきましては、三井、周防、浅江、岩田と広範囲に及んでおります。耕作面積は約10haと伺っております。

以上でございます。

○大田委員

ふうん。10haで大豆を作って、862万1,000円の3分の1の287万3,000円が、今のところ、補助金として認められたということで、解釈でよろしいですね。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

お見込みのとおりでございます。耕作面積を約10haと申し上げましたが、今後、大豆の産地拡大が図られるとことで、耕作面積のさらなる増加が見込まれる状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。

その次の22ページ。漁港施設補修工事で、八幡漁港の横断側溝が270万円でやると御説明いただいたんですが。具体的に、270万円いうたら結構な金額になるんですが、ちょっと具体的に教えてほしいんですが。

○西村農林水産課長

室積八幡地区の側溝補の工事の詳細な説明ということで、御質問にお答えいたします。

まず側溝ですが、八幡漁港の市道江の浦沿岸線に横断しております側溝でございます。この側溝ですが、八幡漁港で利用されております漁船を陸に引き上げるための巻上機械というものがございます。この巻上機械が市道を挟んで反対側にありまして、このケーブルを巻き上げるときに、市道を横断しておりますので、円滑にその巻き上げをしようと思うと、側溝を整備して、そこをガイドとして巻上機械を利用する必要があります。

この側溝が市道を長い期間にわたって通行していくんかで、劣化して躯体が破損しておりますので、更新するというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

何mぐらいあるんですか。

○西村農林水産課長

延長は11mでございます。

○大田委員

「分かりました」いうたら分かったんですが、11mで270万円ですね。

それと、繰越明許で海岸保全事業8,650万円。室積海岸の高潮対策という繰越明許事業がうたってあるんですが。これは、今後どういう事業をされようと計画されて、8,650万円の予算がつけられたんでしょうか。

○西村農林水産課長

光漁港海岸保全施設整備事業の追加内示の今後の使い道というところでの御質問であると思います。

光漁港海岸保全施設整備事業は、毎年、当初予算要望額に対して内示額が2、3割程度ということで、進捗があまりない事業ということでございますが、この度、新たに5,330万円追加内示をいただくことになりましたので、当初考えておりました防潮堤の整備100m程度を予定どおり実施するように考えており、事業費が約1億600万円程度かかりますので、この事業に充てたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

防潮堤ということですね。私は、砂崖の対応かと思うんですけど。砂崖の対応のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○仲山委員

ちょうど今、話がでましたので、光漁港海岸保全施設整備事業のほうですけども。

本年の予定していた進捗は、今のことで来年にもまたがるということであるかと思うんですけども、そのあたりの進捗の状況について、今年から来年の見通しまで含めてお伺いできればと思います。

○西村農林水産課長

光漁港海岸保全施設整備事業の繰越しに伴います今後の進捗状況ということのお尋ねと思います。

まず、当初6,000万円に追加5,330万円ということで、現状1億1,000万円をちょっと超えたぐらいの予算となっております。このうち、先ほど、ご説明いたしましたとおり、1億600万円の費用については高潮堤防の整備を既に発注している第1工区の工事と、また、第2工区というのを引き続き発注して、来年度も継続して整備を進めていきます。

今年度におきましては、昨年台風の影響等を解析して、養浜計画の精度を上げるために測量調査を行っております。この測量調査の工期が令和3年の3月末となっております。これを今、進めている状況です。

その他、次年度以降の高潮堤防整備の進捗を図るために、用地補償等も行ってまいります。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。ということであれば、浜崖の状況も今もう、先行議員も指摘おられましたけれども。そのあたりの対策を進めるために、その調査の結果待ちというような状態と理解してよろしいですか。

○西村農林水産課長

再度、養浜計画についてのお尋ねでございますが、室積松原海岸の状況を測量調査いたしまして、その結果から、どのように養浜計画を進めていくのかという調査を今、進めているところでございますので、この結果をもちまして、来年度以降、具体的な養浜計画を検討していくことになります。

以上でございます。

○仲山委員

計画をして、しかる後に実施という段取りかと思うんですけども、あの状況をでき

るだけ長引かせないように、努めていただければと思います。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西崎委員

現在、光市の牛島出張所脇に牛島唯一ともいえる公衆トイレがあるんですが、8年ぐらい前から壊れております。壊れておるといのはどういう状況かと申しますと、利用はできるんですけど、用を足した後に自分でホースを使って流さなきゃならないような状態になっているんですよ。この11月に私が帰ったときも、まだ蛇口にホースがつないでありまして、紙に自分で流してくれっていうのが書いてあったので、8年間ぐらい修理はされておられません。

これは、牛島唯一のフリーで自由に使えるトイレで、釣り客、それから観光客あるいは業者等が島を訪れたときに使える唯一のトイレですから、ぜひ修理をしていただきたいと思います。これは、市のほうで把握されておられますか。

○萬治商工観光課長

トイレのレバーのところが壊れていて、操作しても水が流れないというのは聞いております。今、委員さん言われたとおり、ホースでつないで対応しているということも聞いております。現場もよく確認して、対応したいと思います。

以上でございます。

○西崎委員

ありがとうございました。早急に調査をして、修理をしていただきたいと思います。

以上です。

○清水委員

おはようございます。まず、鳥獣被害問題の対策についてお尋ねいたします。

捕獲したイノシシや鹿の肉は、どのように処分されているのか教えていただきたいです。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

市内で捕獲されたイノシシ等の捕獲鳥獣につきましては、捕獲隊あるいは自衛的な農家といった捕獲者自らが、捕獲現場等での埋設あるいは自家消費といった形で処分をし

ておるのが現状でございます。

以上でございます。

○清水委員

埋設とか自家消費ということなんですが、これは何か、加工して販売とかそういったことは、今は誰もされている方はいないのでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

市内において、加工販売をされていらっしゃるにつきましては、市では把握しておりません。

県内には加工施設や販売店等がとは伺っております。参考までに県内の状況をお知らせしますと、まず、野生鳥獣の食肉処理施設につきましては、県に照会をしたところ、10月末現在で14施設、精肉加工品の販売店につきましては、5月末現在で40店舗と伺っております。

以上でございます。

○清水委員

この鳥獣被害の問題って、年々増えていっていると思うんです。今では虹ヶ丘も光カントリーの跡地のところで、イノシシや鹿、猿などが出てきたっていうのが、近隣の方が言っていて。あそこは民間の跡地なんで、なかなか手が出しづらい場所ではあると思うんですが。捕獲隊がなかなか増えないというか、苦勞されているところもあると思うんですけど。

ただ捕獲してそれを埋めたり、自分たちで消費するだけだと、なかなか捕獲隊も増えないと思いますし、私としてはぜひ、県内で処理施設が14施設あるということなので、加工して販売、販売に至らなくても、例えば、生活保護受給者だったり低所得の方たちの食べる食肉として、それをすごく安い金額で提供できたり、あるいは無料で提供できたりとかそういったことができるといいと思うんですけど。

あとは、僕もちょっと調べたんですが、意外とイノシシは全国的にも食べられることはあるんですけど、鹿っていうのを非常に食べられないと。でも、大都市圏とかに行くと、ジビエ料理っていうのはエゾシカが一番求められていたりとか、鹿肉っていうのは非常においしいですし、食べられると。ただ、そういった文化がない。

なので、その文化の啓発のところからしっかりと取り組んでいければ、捕獲隊も、もっと人も増えて盛り上がるんじゃないかなと。やっぱり、人に喜ばれる、捕って周りの方には喜ばれるし。それで将来、捕った方とかがお金になるって形になれば、もっとそういったところも根本から解決していけるんじゃないかなと思うので。今現在、なかなか難しいとは思いますが、そういった根本のところからの解決っていうのをいろいろ推し進めていただければと思って、これは要望とさせていただきます。

もう一つ、買物弱者への対策なんですが。御存じのとおり、免許証を返納して、車の運転をもうできない。しかし、要支援、要介護がついていないので、ヘルパーさんとか

を1時間2,000円とか実費で呼ばなきゃいけないと。でも、足がないので、買物に行くのがすごく不便だという方たちのために、例えば移動販売車、これの実施の状況とか計画を教えていただきたいです。

○萬治商工観光課長

移動販売車の実施の状況と計画ということでございますが、実施状況につきましては、詳しく把握をしておりません。それから、計画ということでございますが、市で移動販売車の整備等についての補助金の制度等は持っておりませんので、そういった計画もございません。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。今、公共交通の問題とかも別の所管でありますけど、市として、そういった移動販売車とか、民間で今やられているところとかに、委託とかそういった計画とかも、今のところはない。例えば、セブンイレブン、マックスバリュー、丸久とかのような、今やってる民間のところに委託したり、そのコーディネートをするとか、そういったものとかっていうのも特に計画は、今は一切ない状態でしょうか。

○萬治商工観光課長

民間の移動販売車が活動されているっていうことは聞いたことはございますが、それについて支援等の計画は、持ち合わせておりません。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ありがとうございます。

あともう一点、こういったコロナ禍で、非常に経済の衰退で税収もかなり大幅に少なくなるという見込みだと思っております。私としては、県外からの企業誘致っていうところを進めていくのが、非常に税収を増やすところで効果的だと思っております。

今現在、しかし場所がない。どこに誘致するのっていう場所がないっていう問題が一番だと思うんですが、今現在、市外・県外からの企業誘致の計画っていうのは、何かあるのでしょうか。

○萬治商工観光課長

企業誘致の御質問でございます。

今、委員さん言われたとおり、市が今、所有している工業用地、産業団地等はございませんので、民間同士のやり取りはあるとは思いますが。現在、企業から本市へ直接、企業立地の相談などは寄せられてございません。

以上でございます。

○清水委員

現在ある工業団地の拡張をするのは非常に効果的じゃないかなと、私は思っております。そういった計画とかは、今は全くない状態でしょうか。

○萬治商工観光課長

今ある工業団地を活用して拡張整備するほうが、全く新しい場所に造成するよりも効率的なので、拡張してはどうかという趣旨だと思いますが、現時点で、工業団地等を拡張する方針や計画は持っておりません。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○田邊委員

中小企業の振興で地域経済を再生しようという観点から、光市の中小企業融資制度について尋ねたいと。光市の中小企業融資制度には、どのようなものがありますか。それをちょっと最初に教えてください。

○萬治商工観光課長

本市の融資制度でございますが、小口融資をはじめ、不況対策特別融資、それから振興資金融資がございます。また、本年3月には、新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業不況対策特別融資制度を創設しております。

小口融資につきましては、長期資金、事業承継資金、設備投資促進資金、創業資金の4種類がございます。用途によって利用していただいている状況でございます。

以上でございます。

○田邊委員

小口融資、不況対策特別融資、振興資金融資など、そして、コロナによってのその融資制度ができたという形、4種類のあり、用途によって違うということなんですけど。これらの融資は、無担保・無保証の承認となっているのかどうか。このあたりをお願いします。

○萬治商工観光課長

まず、担保につきましては、土地や建物などの不動産を取得する目的で融資する場合など、信用保証協会が担保を必要と判断した場合は、担保を提供していただくこととなっておりますが、原則、無担保としております。

また、保証人についてですが、これも信用保証協会の制度運用により、法人に対する融資は、代表者個人が連帯保証人となることが要件となっておりますが、個人に対する

融資は、保証人は不要となっております。

以上でございます。

○田邊委員

大体、分かりました。

保証料についてのこの、対するこういった補助みたいなもの。こういったものはどういうふうになっているのか、ここらあたりの補助についてお願いしたいと。

○萬治商工観光課長

信用保証協会への保証については、保証協会の定める率によって保証料の額が決定しますが、振興資金融資を除き、市が全額を補助する制度がございます。

以上でございます。

○田邊委員

今、言った、「振興資金融資を除き、この市が全額を補助する制度がある」というところは、ただ、今、理解でよろしいんですね。

○萬治商工観光課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

それじゃあ信用保証制度、これには金融機関に、この20%の補填責任を負わせる、責任共有制度が導入されたと認識しております。このあたりはどうですか。

○萬治商工観光課長

委員仰せのとおり、20%の責任を金融機関が負う、責任を分担する責任共有制度が導入されていまして、本市の融資制度においても、コロナ関連の一部を除き導入されております。

以上でございます。

○田邊委員

それで今、金融機関が20%のこの補填責任を負うことにより、貸し渋りが行われる恐れがあると思うんですけど、これを防ぐために、金融機関が責任を追う20%の部分を市が補填する制度、こういったものをつくるつもりはあるのか、ないのか。

○萬治商工観光課長

責任共有制度の導入により、貸し渋りがあったという話を事業者から直接聞いたことはありません。また、責任共有制度の導入で、信用保証協会の負担が軽減されますので、これによって保証が受けやすくなるという面もあると考えております。

現在、その20%部分の補填制度について導入する予定はないかということでございますが、引き続き保証料の補填制度により、中小企業の資金調達を行いやすくなる支援を考えておりました、直接この20%部分に補填する制度は、考えておりません。

以上でございます。

○田邊委員

責任共有制度によって、20%のこの補填責任を負わせるというが、この市が補填するのは、今後、考えていきたいという予定はないが、資金調達を行いやすくするように支援していきたいというのは理解したということなんですけど。

融資制度では、事業者の資金ニーズや要望に沿ったこの制度メニューを見直していくことが必要と思うのですが、そのあたり、最後お願いします。

○萬治商工観光課長

これまでも資金ニーズに応えるため、平成28年度からは創業資金、29年度からは設備投資促進資金、そして、平成30年度からは事業承継資金といった新たな資金を創設しております。

今後も新たな資金ニーズがあれば、関係機関、金融機関等とも調整がありますが、検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。今後も、光市の資金ニーズに応えたこの中小企業融資制度を、関係金融機関とともに協議して創設することをお願いしたいということで、次は、農林漁業について質問します。

農林漁業を基幹産業に位置づけていくため、また、再生を図るということで、市場任せの米政策、こういったものを転換して、国の責任で米の価格を暴落させることを抑え、また、生産価格安定を図るためにというところが課題なんですけど。

光市において年間を通して、出荷や販売している直売所、業者、団体に対して、設置に要した費用の金利や、倉庫料など、こういったものの補助はあるんですか。設置に要したいろいろな経費に対しての補助、こういったものがあるのか、お願いします。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

委員お尋ねの、市内の直売所につきましては、JA山口県の設置している「菜さい来んさい！」や、「里の厨」等が該当するものと思います。また、その他は小規模のものになりますけれども、個別経営体が幾つか集まって、設置運営されております直売所や、いわゆるマルシェ等が該当するものと考えますが、いずれの施設に対しましても、現在、市から倉庫料あるいは設置に要した費用の金利に対する補助等は行っておりません。

今後、地域において多額の借入れを伴う、民設民営による農産物直売所や流通用倉庫、これらが設置されるようなことがありましたら、そうした補助制度の必要性を精査して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

J A山口が設置している「菜さい来んさい！光店」、「里の厨」などあるんですけど、それで設置するその倉庫に補助はないと。「補助をその都度また、必要性があれば検討をしていく」という答えなんですけど、そういった補助がなければ、なかなかやっつけられないんじゃないかと思うんですよ。今できたところは、それでできているんでしょうけど。今後、新たにやっていきたいと、農業関係でこういった暮らしを立てていきたいというのは、最初の補助がやっぱり必要なんじゃないかなと、私、思うんです。

だから、今後も光市独自の補助制度を、ほかがやっていないから、光市はやらないよというんじゃないくて、やっぱりそういったものを補助していかないと、ある程度は。全額とは言わないけれど。そして、できるだけやりやすいようにしていかないといけないと私は思いますので、よろしくをお願いします。

そして、農業漁業のニューファーマー及びニューフィッシャー。ニューファーマーは総合支援対策、ニューフィッシャーは確保育成。担い手確保対策、担い手づくりに取り組む必要があると思うんですが、新規就農者、新規漁業就業者に対する支援制度、現在、光市で取り組んでおられる補助制度、こういったものはどういったものがあるか。じゃないと、光市の農業漁業が衰退すると。だから、この補助制度はどのようなものがあるかということをお願いしたい。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

新規就農者及び新規漁業就業者に対する補助制度についてのお尋ねでございます。

まずは、農業のほうから幾つか申し上げますと、国の制度を活用し、新規就農から5年間、補助金を交付いたします光市農業次世代人材投資事業、新規就農者を受け入れて雇用をする農業法人等に対し補助金を交付いたします就農促進事業や、新規農業就業者定着促進事業といった制度がございます。

そのほかにも、認定新規就農者が就農に必要な資機材を準備する際に、日本政策金融公庫が実施しております青年等就農資金を無利子で借入れが受けられるよう、関係機関と連携しながら支援を行うといった取組みがございます。

次に、漁業のほうでございますが、新規漁業就業者の受入先となる漁協に対し、漁業就業希望者の正式就業前の研修期間である2年間、補助金を交付します新規漁業就業者定着支援事業や、研修終了後における、独立直後の経営安定化や自立を促すために、就業開始からの3年間、補助金を交付いたします経営自立化支援事業といった制度がございます。

また、農業漁業に共通した制度としまして、これは市独自の施策になりますが、市外からの転入により、新たに農業漁業に就業される方に対し、光市ひと・しごと定住総合支援事業補助金による支援も行っておるところでございます。

ただいま御紹介いたしました事業以外にも、新規就農及び新規漁業就業の希望者から

の相談に対しましては、関係機関と情報共有し、また、連携しながら進めてまいりますので、活用可能な事業があれば御紹介し、活用に向けた支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、各種事業にはそれぞれ要件ございますので、交付に必要な手続面での支援も併せて行いながら、対象者が必要な支援を適切に受けることができるよう取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

農業で3事業ということ、また、漁業で2事業とかいうのが分かったんですけど、なかなか長い文章なんで。

それで、その実績をちょっと教えてほしいと。実績とその今後の展開っちゅうか、この右肩上がりに上がるかないか。そのあたりをお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

それでは、新規就農者、新規漁業就業者の状況について御説明をいたします。こちらにつきましては、主要施策の成果にも掲載されておりますが、令和元年度末の人数で申し上げますと、新規就農者が14名。新規漁業就業者が7名となっております。

次に、令和元年度の補助実績ですが、まず農業から事業ごとに申し上げますと、農業次世代人材投資事業につきましては、2名の方に計300万円を、就農促進事業につきましては、2法人に就業された3名の雇用に対し、計108万円、新規農業就業者定着促進事業につきましては、2法人3名の雇用に対し、計85万円をそれぞれ交付しております。

それから、漁業のほうについてですが、新規漁業就業者定着支援事業につきましては、令和元年度、1名の方に合計22万5,000円の交付、経営自立化支援事業につきましては、1名の方に52万5,000円、ひと・しごと定住総合支援事業につきましては2名の方に53万500円をそれぞれ交付しております。

今後につきましては、農業では、令和2年4月から法人就業並びに自己経営でそれぞれ1名ずつ、計2名の方が新たに就業を開始しております。

漁業におきましても、就業には至っておりませんが、今年1月から新たに研修期間に入られた方が2名いらっしゃいますことから、先ほど申しあげました支援事業を確実に実施することで定着支援につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

着実に伸びているという判断でいいということですね。分かりました。

そして、先ほど答弁によって、各種事業においてはいろいろそれぞれの要件があるということをお聞きしたんですけど、要件というのは具体的にどんなものがある。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

一例を申し上げますと、就農促進事業であれば、人・農地プランに地域の中心経営体として位置づけられた農業法人等が新規就業者を雇用する場合の人件費等が助成対象になります。

また、新規農業就農者定着促進事業ですと、新たに新規就業者を雇用し、または構成員として受け入れる法人に対する女性に限定されますので、そうしたところが、まずは要件になろうかと思えます。

また、ひと・しごと定住総合支援事業で申し上げますと、本市の農業あるいは水産業に就業することを目的として、市外から本市に転入した方が対象になりますが、要件としましては、指定された研修を修了することや、研修終了後に本市の農業または水産業に就業することなどが挙げられます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。そうしたら、就農及びいわゆる漁業の就業実績、それを、後のその実績なども後からそういったものは付け加えて提出するようなものがあるんですか。その方が、どんなことをしたとか、そういったものは後に提出するようなものがあるのかというところ。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

補助を受けるためには、そうした実績報告はもちろんのこと、就業計画の提出を求めたり、実態確認のためにヒアリングを行ったりといったことも当然必要になってまいります。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。今後のいわゆる農業、漁業の、基幹産業とまでは行かないけど、なかなか難しいんですけどそういったものの再生を図るために、市としても努力してください。

それでもう1点。新型コロナの影響で消滅した需要を、政府が何らかの対策を取らなかったために2020年度の米価が1,000円以上も下落した。全国のこの稲作農家、コロナの影響を被っているということで、本市において農業の方にその持続化給付金、こういったものの実績はあるのか。来年の1月15日の期限の持続化給付金ですけど、今現在の農業関係の方で、持続化給付金のそういった申請をしたかどうか。そしてまた、15日までにそういったところを働きかけるかという部分をちょっと教えてほしい。

○萬治商工観光課長

持続化給付金につきましては国の制度ですので、市では実績を把握してございません。

持続化給付金に対象となる事業所につきましては、市の給付金の対象になりますが、細かい対象事業者の資料を今、手元に持っておりませんので、農家の方、農事組合法人の方について、はっきりとした記憶はございません。いずれにしましても持続化給付金の詳細については、承知をしておりません。

以上でございます。

○田邊委員

これは、2020年5月の国の農水委員会、農林水産の江藤大臣が、農繁期の時期と農繁期でない時期があって、1年をならして12で割って、そしてこれから来年の1月15日までの持続化給付金の締切りですから、その中で所得の売上げの低かった月と比較すればいいという極めて柔軟な対応が農林水産分野ではできるということになっておりますということで、光市の農業を営む方にもその持続化給付金、コロナによって1,000円も下落したというところで、周知ができるならお願いしたいということで終わります。

以上です。

○早稲田委員

今年度、コロナの対策で様々な経済施策があると思いますけれども、現在の状況、進捗とかそういうことをお聞きしたいです。

○萬治商工観光課長

私からは、商品券発行事業以外のものについて、現在の進捗状況等についてお答えしたいと思います。

まず、1点目として新型コロナウイルス感染症に伴う光市中小企業不況対策特別融資は3月から実施しておりますが、12月10日現在で融資の件数が36件、融資額約2億8,000万円となっております。そして、保証料も補給しておりますが、保証料の額が約567万円となっております。

それから、持続化給付金の上乘せ給付金の事業継続支援給付金につきましては、5月25日から申請の受付を開始し、3月1日まで受けておりますが、これが12月10日現在で642件、給付金額で言うと約1億2,385万円でございます。

それから、ただいま申しました支援給付金の対象にならなかった、もう少し、売上の減少率が低い、20%から50%、この辺りの事業者に対して給付します事業継続応援給付金は7月17日から申請の受付を開始し、こちらも3月1日まで受け付けており、12月10日現在で、受付の件数が67件、給付の金額は約657万円でございます。

それから、光で飲食キャッシュバックは、9、10、11の3か月間で実施し、対象期間は11月いっぱいでしたが、申請受付は12月18日まで行っています。

12月10日現在で1,882人、キャッシュバックの金額で言いますと941万円となっております。

このほか、新型コロナ対策推進宣言制度で、自らコロナの対策をされている店舗の方の登録制度も実施しておりますが、これにつきましてもまだ受付をしております。

私のほうからは以上でございます。

○古迫商工観光課地域経済活性化商品券担当参与

地域経済活性化商品券について申し上げます。これは、対象は11月1日現在で住民記録があることに加えまして、10月末まで御誕生された方も対象として1人5,000円の商品券を配布するものでございます。

対象者は、5万581人、総額は2億5,290万5,000円となっております。

商品券は、11月、1か月間かけて簡易書留で郵送を行っております。

12月1日から来年の2月末までの使用期間となっております。この12月1日の使用開始に合わせまして、里の厨でキックオフイベントを行い、商品券利用促進のPRを行ったところであります。

一方、取扱店の募集でございますが、9月から行いまして、12月10日現在で306店舗の応募をいただいております。

また、換金請求でございますが、12月7日から商工会議所のほうで受付を開始しております。7日から9日まで請求のあったものにつきましては、明日15日に振り込みをする予定でございます。11日までの換金請求は、合計で1万8,656枚、使用率が7.4%となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。

○大田委員

県道光日積線で、やまと苑において片山地区にはメガソーラー発電で、田んぼがほとんどなくなっているんです。また、その近くのやまと苑の周りには耕作放棄地がたくさんあるんです。その下に、岩田駅までの間には儀山地区には圃場整備がされておって稲作が続いておるんです。やまと苑の周りにも圃場整備ができないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいです。

○西村農林水産課長

やまと苑の周りの圃場整備の実施の方法等についてのお尋ねと思います。

まず、圃場整備を実施するためには、その地域が農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域、つまり農業振興地域に指定され、さらに農用地等として利用すべき土地の区域となる農用地区域であることが条件となります。

このほか、関係農地所有者の合意はもちろんのことでございますが、受益者分担金の負担を伴うことや土地改良区を設立しなければならないこと、また圃場整備後の土地について形状が変更されるなど、様々な御理解を得た上でなければ実施をすることが難しいものと考えております。

委員お尋ねのやまと苑周辺の農地につきましては、現状、周南東都市計画区域に位置づけられておりまして、自然的、社会的条件などを勘案いたしまして、その一帯の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域と位置づけられております。また農業振興地域からも外れておりますので、この地域で圃場整備をするのは現状では難しいものであると考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、周南都市政策振興区域という、今たしかそうやったと思うんですが、それでその政策を推し進めるためにはその荒廃された耕作放棄地はどのように向かっていくようになるのでしょうか。

○西村農林水産課長

この都市計画区域の話につきましては、所管が異なりますので内容についてはお答えすることができません。

以上でございます。

○大田委員

農業振興地域でないからできないという答弁だったと思います。

今後とも、耕作放棄地がいろいろ出てきておりますから、それについていろいろ市のほうも助言ないし手助けしてやっていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、光の特産品についてお聞きしたいと思うんですが、先ほどテレビでネギ農家が紹介されたんです。そのネギ農家というのは若い方で、わずか3年ぐらいで日本一の栽培をされているという報道でありました。光市もまだ、その可能性が私、あると思っております。光市の独自のブランドを図っていただいて、頑張っている農家もあつたと思っております。

こうした動きが広がりを見せれば、農業振興につながるのではないかと私は思っておりますが、光市としましてこうした農家を支援する支援策を何か考えるつもりはありますか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

委員御案内のとおり、ブランド化された農作物につきましては、農家の所得向上、安定的な消費、地産地消の推進、里の厨への集客効果や、光市の認知度向上等にもつながり、市としても大変貴重な財産で捉えております。

そうしたブランド化に尽力されておられる農家に対する支援でございますが、既に里の厨事業協同組合やJAでは取り組まれております、専門部会による生産体制の構築により、複数農家が連携してブランド農作物を生産していくことで、ブランド農作物の生産継続を図ることも有効な手段の1つではないかと考えております。

そのためには、専門部会の設立や会員の確保、技術習得の支援といったことが必要となりますことから、市といたしましても関係機関と連携し、取組みを進めるとともに、まずは農業者の確保、これが最優先となりますので、引き続き新規就農者の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今後新たに農産物のブランド化を行おうとする農業者に対する支援策につきましても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ブランド化する農家に対して、市としても支援をしていきたいという答弁だった。それでよろしゅうございますか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

先ほど申し上げましたようにブランド化は非常に貴重な財産と捉えておりますので、そこに向けた支援が、何かできるのであれば考えてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、ブランド化する、それは農家自身がブランド化するんじゃなくて、ブランド化するために市のほうに一緒に考えていこうという考えでよろしいんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

農家が主体となっていて、そこに対してサポートしていくという意味合いで申し上げたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

サポートする。そうしたら、今現在ブランド化された農家に対して、その次の担い手といえますか、それなんかが、もしおられない場合なんかだったら、その支援策としては市としてはどういうふうを考えておられますか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

ブランド化を行ってきた農家における、その後の継承という意味合いかと思いますが、農業全般の課題であります高齢化の視点を踏まえ、経営継承が難しい場合の対応についてお答えします。

農作物の生産者が高齢化に伴って廃業等をされる際、他の方へ事業を継承されたいという御相談が、市に寄せられた場合については、農林水産課または農業委員会において受付ける体制を整えておりますが、即座に継承ということではなく、相談窓口として、まずは受付けをさせていただくということでございます。

その後、周南農林水産事務所やJ A、山口県立農業大学校や、公益財団法人山口農林振興公社といった関係機関と連携し、引受け意向を持つ農家を探していくことになろうかと思えます。

こうした御相談を受ける中で、活用可能な事業を確実に実施しながら、支援を行っているところでございます。

具体的な施策というものではございませんが、こうした相談窓口体制を継続している状況でございます。

○大田委員

何か、随分こう複雑な相談窓口の紹介だったというふうにお聞きしたんですが、一番手っ取り早い方法というのは、極端な言い方をするとブランド化された商品に対してそこにもう一遍誰かを紹介するとか、またそれを継承してくれる人を探してくるとか、そういうのが一番手っ取り早い方法だろうと思うんです。今、言われたようにやはりどこそこのあれ、どこそこのあれじゃなくて。

そねいな人を探してくるような体制を私どもとしては取ってほしいと思っているんです。そのようなところのお考えはないですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

こうした第三者への経営継承、あるいは設備等の移譲に関しましては、譲渡価格等の条件設定が難しいことから、市が直接介入するとの厳しい部分もございます。

そうした中でも、御相談には乗らせていただいているというような現状であります。

そうした難しさがありますことから、具体的な施策を持ち合わせておりませんが、今後も、相談体制については整備をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いろんな、市長も言うておられる「豊かな社会、光市」というのを、光市も今後目指していかれるというふうにお聞きしておるんですが、今のような答弁ではちょっとなかなかそれが難しいように思えて仕方がないんです。

もう少し、私どもとしては、市といたしましても積極的にそういうような、光市を豊かな社会にするために、いろんな積極的に前に出て、そういうような方々を探して一生懸命に次に担う農家を育てるという積極性も、私どもとしては見せてほしいと願っております。

ぜひ、その辺の努力をお願いしたいと思うんですが、頼みますよ。

それから、次に栽培漁業センターの跡地問題でございしますが、この間、何とか目鼻がつきそうなんだが、またそれが断念になったということでございましたが、それで残念な結果でありました。

でも、その後の方針はどねいなっているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

栽培漁業センターの跡地の活用につきましては、先の公募型プロポーザル実施の際に掲げました、「光の海の恵みを感じるにぎわいの場づくり」の基本コンセプトと、それを踏まえ、市のほうで整理をしてまいりました「水産業6次産業化に向けた水商工連系の拠点」、「安全安心な地元産品をそろえる地産地消の拠点」、「漁師等と消費者の交流や水産業の情報発信の拠点」の3つの施設整備方針を今後も基本的な方向性の1つと考えております。

これらに沿って、本市水産業のさらなる発展を実現できる拠点施設の整備を目指し、引き続き検討を進めているところでございます。現時点におきまして、具体的な方向性をお示しできるものはございませんが、目指すべき拠点施設の実現に向けては、漁業従業者はもちろんですが、市内の水産関係事業者、消費者である市民の皆様、さらには地域のニーズを確実に把握していくことが重要であると考えております。

それぞれのニーズを結びつけていく作業が、我々にとって一番重要であると認識しておりますので、互いにしっかりと連携を深めながら本事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

その公募型プロポーザルをやったのは、市内に限ってやられたんですか。それとも、周辺または県外。どのようなところで公募型プロポーザルはされたんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

今回のプロポーザルについては、市内の事業者に限定して募集をしております。

以上でございます。

○大田委員

市内の業者で、残念な結果に終わったということで、先のことはまだ考えられていないような答弁だったんですが、そうすると市内のできないとなると、そしたら市外からか県外からか呼ぶような段階になるかと思うんですが、そこらに対する、本店がなけりゃ税金がそこに落ちないということもあるんですが、そこんところをうまいこと持ってきて、税金が落ちるような仕組みの考え方というのはできないもんですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

そこまで考えが至っておりませんが、今後そうしたことも含め、様々な視点から研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ、深く検討をして、市内でだめだったから市外から持ってきて、そこに税金を全

部持っていかれるんじゃないなくて、この我が光市に税金が落ちるような仕組みを取ってもら方策で進めてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、その横にあるアワビの中間育成施設というのがあると思うんですが、その家賃収入というのは、現在どねいなくなっておるんでしょうか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

アワビの中間育成施設として運営しております光市栽培漁業センターにつきましては光市栽培漁業センター条例に基づきまして、現在、公益社団法人山口県光熊毛地区栽培漁業協会にその管理運営を業務委託しております。

このため、施設運営にあたっては家賃収入を求めておりません。

以上でございます。

○大田委員

それで、先ほども言ったように、せっかくある。そこで、中間育成やって土地も貸しておる。それで、お金は全然光市に入ってきていない。そういうたしか、答弁だったですね、今の答弁。

それやったら、ただあるだけでから光市の税金が入ってくる。それを税金が入ってくるようにできないんですか、このアワビの中間施設なんかは。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

専門的知識が必要となるアワビの中間育成、放流という業務を、栽培漁業協会に委託をしております。言い換えれば、市の施設を利用して漁業振興に向けた業務を行っているということでございます。

従いまして、家賃はいただきずに、施設を漁業振興に活用していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

もっと突っ込んでお聞きしますが、そうしたら我々光市のほうでお願いしている。それで、アワビの中間育成して海に放流している。それで、光市の漁業協同組合に、アワビにはそれだけ増えた収入、上がってきている実績がありますか。どうですか。

○藤岡農林水産課地産地消担当課長

数字上で示せるものはないんですが、漁協に聞取りを行う中では、アワビ、育成機関等も当然ありますけれども、成果として一定程度、上がってきているように伺っているところでございます。

以上でございます。

○吉本副市長

補足をさせていただきますと、この施設は、つくり育てる漁業の推進を図るために、市が設置しているものです。ですから、その設置条例というのがあるわけなんですけれども、現在、アワビの中間育成を実施しております。

その運営は現在委託しており、当然、漁業振興の一環ですから、それにつながるように運営はしているところですが、具体的にこれだけ効果があったというのは手元に資料がありませんけれども、いわゆる施設を市が造って、テナントとして他の民間業者等に入ってもらっているものではございませんので、御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○大田委員

それはそういう答弁、あるじゃろうとは思っておったんですが、せっかくアワビをやりよって、それからアワビが増えてきたというようになればいいんですが、聞くところによると、アワビもあまり採れないようになっておるといように聞いておるので、ちらっとお聞きさせてもらったんですが、今後ともアワビがたくさん採れるような育成施設で、海に放流していつてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、一昨年豪雨ですか、いろいろ災害が起きて、大和地区でもいろいろ起きました。特に、大和の石田地区と片山地区においては、それ以前に崩壊をしまして、その後、治山事業といいますか、工事がおかれまして、それからそれがそんなに幾年もつかないうちにこの間の、おととしの豪雨でまた崩壊しました。

実際に、治山事業をしたところが起きたということは、ちょっと我々素人として考えても考えにくいところなんです、そこのところのお考えがお聞きできたらと思っております。

○西村農林水産課長

豪雨災害で山林が崩壊し、その後、小規模治山事業で復旧を行ったものなど、一定の期間を置きまして、再度崩壊が生じた原因についてのお尋ねと思われま。

委員御承知のとおり、小規模治山事業は受益戸数2戸、そして事業費の上限額600万円を採択要件として、申請者から事業費の25%の受益者分担金を負担していただいております。

小規模治山事業は、豪雨等によって被災し、木などがなくなった法面を切り直し、植生を行うことで再び木々に覆われた山林に再生することを目的としております。

このため、その工事内容も安定した切土勾配の法面を整形して植生を行うなど、自然の山林に回復しやすい形状とすることに努め、さらにそれに加えて事業費の上限、この上限を超えますとその費用が申請者の全額負担となりますことから、できる限り必要最小限度の構造とすることを基本として、費用の増額を抑えるように事業計画の調整を図っているところでございます。

こうした状況から、近年顕著となっております、例えば7月豪雨災害のときのような時間雨量が40mmを超える豪雨、また今年7月に見られた驚異的な長雨に伴う地下水位の

上昇のように、健全な山林であっても防ぐことができない、こうした外的要因が生じたことが今回の再度災害の原因であると、我々は分析しております。

以上でございます。

○大田委員

切土勾配やら費用を抑えるということで、今まで25%の自費負担、自己負担にすることがあってやっておられた。切土勾配だから、それに対する大それた大きな工事じゃできないということでございましたでしょうが、一般の市民といたしましては、せっかく治山事業をやった後、そんなに年端も行かない中でもう1回崩れたというのは、非常に不安を抱くわけでございます。だから、そういうことがないように、今後は切土勾配にしても費用を抑えるにしても、それは絶対必要でしょうが、そこのところがよく考えられて、今度からの工事にかかってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、同僚議員も言われたんですが、光市の企業の受入れ状況はどのようになっているのかということで、現在の状況を教えてくださいということで、現在はないという答弁をされました。

では、経済部のほうとしては、企業誘致するための人間というのは、どれぐらいの人間が常勤しておられるのでしょうか。

○萬治商工観光課長

企業誘致のための専任の職員ということでよろしいですか。

これは、その1人が企業誘致だけをしているというわけではなく、企業誘致、工業団地等も担当している者が1名おりますが、この1名だけではなくて係として取り組むということでございます。係員は4名でございます。

以上でございます。

○大田委員

係として取り組むと。今、係の人が4人でおるから4人で取り組んでおるといような答弁だったと思うんですが、企業誘致する、今現在では受け入れる場所が光市ではなかなか見受けられないんです。

山口市では、企業の受入れ場所がなくなってきたので、新しく企業団地を造成されて企業を受け入れて、雇用の確保や税制の増収を図っておられます。

我が光市も今、人口減少状態になっておりますが、ただ黙っているばかりではなく、税収がコロナによってから抑えられるということになるわけでございますが、今後も税収を図るとか、人口減少を抑えるとかいうことを観点に考えると、企業などが来られて、たとえ10人の確保、20人の確保でも、それが5社、6社と増えるとそれだけ人間が増えるわけでございます。そうすると、税収も増える。光市に住んでもらえれば増えてくるわけでございますが、そのような考えを光市としてはお考えできませんでしょうか。

○萬治商工観光課長

産業団地等の造成のお尋ねだと思います。

今、土地があれば企業が来て、人が増えて、税収が増えてというのは委員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、工業団地等を造成とか拡張するためには、財源の確保をはじめ、企業のニーズ、土地の状況、またどの程度の広さにすればいいのか、また、地権者からの用地買収のこともございます。それから、区画整備してその分譲が長期化した場合のリスクというのもございます。

こういった課題もあるということも考えながら検討しないといけない課題だと思っておりますし、団地を造るとなると、先ほども申しましたようにかなりの財源が必要だと思いますので、市としてはかなり大きい事業になり、慎重に判断していく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今の答弁を聞くと、随分後ろ向きの答弁であったと私は感じております。

当然、企業誘致するために企業団地を造るとなると、長期の借入れなんかをしてやらずにちゃいけないんですが、それ以上に人口減少、また税収の増加というのを考えると、今のところ企業誘致してもらおう企業を起こしてもらおうという考えが、一番先行きを見通せるんじゃないかと思っておるんです。

そこで、企業誘致をするためには造成がある程度必要だろうと、今ないから。また、するために係の4人で取り組んでおられると言っておられたんですが、その行った先の企業受入れ、企業、来てもらうところが、行くたびにさっきの病院じゃないですが行くたびに違う人が来て、何のために来たんかというような、光市は来るたびに違う人が来て、本当に企業誘致を本気で取り組んでおるのかという相手企業から思われるんじゃないかと思うんです。

となると、それを常に、企業誘致をして行かれる人が同じ顔だったら、この人は企業誘致にまた来たんだな、それならこの人の顔を立ってやってやろうという気も起らないでもないではないかと思っておりますが、そういうふうに積極的に行動してほしいんです。金がかかるから、やれできませんとか、そういう後ろ向きの考えでなくて、税収を上げるために、人口減少を止めるためにも、そういうようなことを一生懸命、先のことを考えて、目の前の金がようけ要るからやらない。そういうのじゃなくて、私はそういうふうに思うんですが、もう一度答弁できたらよろしくお願ひしたいと思うのですが。

○萬治商工観光課長

先ほどの繰り返しになりますが、委員仰せのように、造成して企業が来て人が来れば、税収も上がるというのはそのとおりだと思いますが、やはり財源というのは必要なものでございますので、今現在造成等をやっていくという計画も持ち合わせておりませんので、慎重に判断するというのが今の段階でできるお答えでございます。

以上でございます。

○吉本副市長

企業誘致、これは都市において、特に地方においては重要な課題だと認識しております。

ただ一方では、先ほども課長のほうが御説明をいたしましたけれども、造成するには、とかなりのコストがかかってくる。それから、一旦造成したとしても、完売するまでに結構分譲が長期化してしまう。一方ではそういったリスクもありますので、いわゆる市場でのニーズなんかもしっかり把握しながら、今後こういった施策を考えていけばいいのか。これは引き続き調査、研究をしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市としては、企業誘致というのは重要な課題であると考えております。

以上でございます。

○大田委員

副市長の言うとおりの、そうでしょう。それはまず造成してから企業を集めるのではなくて、先にどういう規模の企業が来てくれるちゅうのを先に、そうしたらどのくらいの土地造成をできるかというふうな考え方もできるんですよ。だから、ぜひとも企業誘致など一生懸命されて、今後とも企業を入れて人口減少に歯止めをかけるとか税収の増加を図るとか、ぜひとも努力してほしいと思いますからよろしくお願いいたします。

続いて、観光事業についてお尋ねしたいと思います。

今後の展開はどのようになっているのかとかいうことでございます。ある程度の観光客が来ているので、現在のままでいいと思っておられるのかどうか、ちょっとお聴きしたい。

○萬治商工観光課長

観光事業についてでございますが、今後の展開等のお尋ねだと思います。

光市の観光の振興につきましては、観光アクションプランに沿った施策の展開により進めてきておりますが、このたび新型コロナ等もありまして、主要な観光イベントが中止になるなど観光客の誘客の面で影響が出ております。

観光振興につきましては、今のままでいいということはもちろん考えておりません。今以上に観光に来ていただけるような取組を進めてまいりたいとは考えております。

例えば本市で言いますと、各地に魅力的な観光資源が点在しておりますので、観光ガイドブック等でも紹介しており、光市の観光においては1か所どこか施設を訪ねていただくというよりも数か所を回ってもらいたいと思います。このため観光ガイドブックでは、これらの観光施設等をテーマごとに巡る6つの観光ルートを紹介しております。また、観光マップも添付しておりますので、市内を巡る観光プランを立てやすいような工夫もしながら誘客に取り組んでまいりたいと思っております。

また、市内だけではなくて、少し広域での観光プランも効果があると思っております。今、本市、下松市、周南市、それから3市の観光関連団体等で構成します周南広域

観光連携推進協議会で今年度は3市の観光施設を巡る、ぐるりんスタンプラリーなども開催しまして多くの参加者もございました。こういったように、これまでの既存の海水浴とか梅まつりとかいった多くの観光客が訪れるものも実施しながら、新しい試みも行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

周南3市で取り組んで周南観光振興……。何だったのですかね。すみません、もう一遍。

○萬治商工観光課長

周南広域観光連携推進協議会でございます。

○大田委員

周南広域観光連携推進協議会、これが3市で行っているということでございますが、それを3市でやって光市はどのような対策で、いかに光市の今後の観光を行うかちゅうのは、どういう目的でどういう方策があるのか、お知らせ願いたいと思います。

○萬治商工観光課長

これは3市で連携して取り組んでいこうというものでございますので、光市だけというわけではございませんけれども、例えば先ほど言いました、ぐるりんスタンプラリーでは、最低、各市一つは巡るように制度設計していたり、これは昨年度の事業になりますが、瀬戸内サンセットクルーズというのをやりまして、これは室積港を出発して宿泊も市内でしていただくようなプランを立てまして、光市にももちろんお客が来て光市を楽しんでいただけるような工夫もしております。

以上でございます。

○大田委員

周南3市での連絡協議会では、瀬戸内サンセットクルーズとかをやって光市に泊まるちゅう観光をやられたとお聴きしました。

では、もっと広域に考えて以前、何か観光協議会が設立されていたと思っております。現在は何か岩国錦帯橋空港利用促進協議会とかの名称で協議会が興されていたと思うんですが、その事業はどのように活用されているのか、お聴きしたいと思います。

○萬治商工観光課長

委員仰せの188号線の関係のものはR188観光連絡協議会が以前ありまして、この団体は平成24年度をもって活動を終了し、岩国錦帯橋空港利用促進協議会、こちらに入っているという状況でございます。

こちらの空港の協議会のどのような事業に活用しているかということですが、この協議会は岩国錦帯橋空港の利用促進を図り、地域の振興に寄与するというを目的に平

成23年2月に発足をしております、県東部を中心とした市町観光協会、商工関連団体と全部で41団体で構成されております。

当協議会の事業につきましては、主に空港利用の促進に係るPR事業、空港施設内の事業等がございまして、このうち本市では、空港の開港周年イベントでの観光PRブースの出店やイベントでの物産品の販売、また本市の観光施設を含んだ観光周遊ルートの設定等のPR事業に活用しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今の答弁をお聴きすると、錦帯橋空港の利用促進のためにできちよるような、そういう感じをちらっと受けたんですが、その協議会に毎年毎年4万円ぐらい会費を納めていると思うんですが、これはどのように活用しておられるのか、お聴きしたいと思うんですが。

○萬治商工観光課長

毎年この協議会には負担金を4万円支出しております、この使い道につきましては、先ほど申し上げました協議会の空港利用の促進に係るPR事業、空港施設内で事業等の経費の一部として活用されております。空港利用の促進から、この光市を含んだ県東部の観光誘客、これが増えればということで、この負担金を支払って協議会に参加しております。

以上でございます。

○大田委員

その協議会に参加して岩国錦帯橋空港を利用して光市まで足を延ばそうかという観光客、把握しておられると思うんですが、その把握している時点でいいですから、どのくらいか教えてもらいたいと思うんですが。

○萬治商工観光課長

申し訳ありませんが、岩国錦帯橋空港から光市のほうまで足を延ばしている方の実際のニーズというのは把握しておりません。

以上でございます。

○大田委員

把握しておりませんというけれど、4万円もお金を出しているわけでしょう。空港から光のほうに来るとい、そこぐらいは把握されてもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○萬治商工観光課長

どのように把握するかということもございますけれども、実際に来ていただくのが一

番でございます。例えばこの協議会では飛行機の時刻表等も作っておりますが、この表紙に梅まつりの写真を使っていたこともございまして、こういったことも効果ではないかと思っております。

以上でございます。

○大田委員

それで光市の写真を用意してもらったのが効果と、それはちょっとあれやろと。

まず、最初の説明を聴くと、空港の利用促進のためにということでございましたが、では光市の人間がこの空港を利用しようと思ったら優先的に利用できるようになっているんですか。

○萬治商工観光課長

この協議会で空港自体を運営しているわけではございませんので、光市の方が優先的に利用できるということはないと思いますが、その辺の運営自体については承知をしております。

以上でございます。

○大田委員

何とも言い難いんですが、せつかく協議会をやって4万円もの会費を納めているのでありますことから、空港を利用される方が降りられて、もし光市まで足を延ばしてもらような、そういう利用の促進の仕方を今後とも展開して行ってほしいと願っているわけでございますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

昨年まででしたかね、光セレクションという光名物のお菓子を命名されていたイベントがあったと思うのですが、今年はお聴きしていないように思うんですが、どのようなになっているのか、お聴きしたいと思います。

○萬治商工観光課長

光セレクションでございますが、平成30年度からスタートしておりまして、30年度には6品、令和元年度には5品ほど認定、合計11品となります。平成30年度、令和元年度、そして今年度の3年間でやるという予定でございましたが、今年度につきましては新型コロナの影響等もありまして、このイベントを開発する事業者さん等の状況も考えまして、この募集を見送り改めて来年度実施したいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今年度はコロナで実施せんじやったが、来年度は実施するという方向で行かれるということでございました。

光セレクションで命名されていた商品、現在どのような取扱いになっているのでしょ

うか。私もあまり歩かないんですが、店に行っても目につかないように思うんですね。せっかく光セレクションという名の下に始められた企画が世間に広まらなくてはイベントの意味がないように私は思っておるんでございます。今後の見通しとしては、いかにこの光セレクションのイベントをどのように持っていかれるのか、お聴きしたいと思うんですが。

○萬治商工観光課長

光セレクションにつきましては、販売場所は、ひかり花館であったり、それぞれの事業者さんのところでももちろん販売されております。里の厨でも販売しております。

光セレクションのPRにつきましては、県内外での観光PRイベント等への出店とか周知を行っているところでございます。

それから、平成30年度にスタートしまして2年たったわけですけれども、すぐすぐに広がるというものではなくて、長く継続してPRを行っていくことで、少しずつでもこの光セレクションというのを浸透させていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

PR活動、啓発活動、実際はどのようにされているんですか。

○萬治商工観光課長

イベント等に出向いてPRをしており、今年度はコロナの関係がありましてなかなかイベントがなかったんですが、例えばレノファ山口のホームタウンデーが9月30日にありましたので、そのときに出店して光セレクションの紹介・PRを行ったり、また、周南市で周南みなとまつりが11月にございましたが、こちらでも出店しましてPRをしております。

これからで言いますと、梅まつりが年明けに開催されますので、そこでも十分にPR等をしたいと思っております。

それから、昨年度のことにはなりますが、例えば県外でありましたら、これは政策企画部のほうの所管になりますが、ふるさと光の会で在京の方にPR等もしております。

以上でございます。

○大田委員

ひどい言い方かも知れませんが、以前、光スポーツセンターにバドミントンが国体か全国大会か何かがあつて来たんです。そのときに山口県の名産品がずらっと並んじよつたんです。その中に光の名産品ちゅうのはどの辺に並んじよつたか知っておられますか、課長。

○萬治商工観光課長

これは昨年のバドミントンS/J……（「一昨年」と呼ぶ者あり）一昨年でございます。

すかね。すみません、一昨年のご事は、把握しておりません。
以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬治商工観光課長

先ほど私の答弁の中で、1か所誤りがございましたので、報告させていただきます。
周南広域観光連携推進協議会の事業の中で、サンセットクルーズで市内に1泊したと御回答しましたけれども、これは同じこの推進連絡協議会で行った事業ではございますが、周南3市瀬戸内バス旅というバス旅のほうで市内に1泊していただいておりますので、訂正しまして、おわび申し上げたいと思います。申し訳ありませんでした。

○委員長

先ほどの大田委員の質問に対しての答えを今、訂正したということでございますね。

○萬治商工観光課長

はい。

○委員長

じゃあ、まだ回答が残ってございましたらお願いいたします。

○萬治商工観光課長

先ほどのバドミントンでの販売・PR等でございますが、昨年12月にこれは観光協会が出店しまして、光セレクションの販売・PRをしております。
以上でございます。

○大田委員

私、実際に光産の品物を買に行ったんですよ。そうしたら、20品目から30品目がずらっと並んじょるんですよ。その中で光のものはどこかというたら、ほんの一部、どこにあるのか分からんぐらいの小さいスペースで、せつかく地元の光でやっとなるんだから、光産をメインに出して売ってもらいたいと私は思うちよったわけですよ。そうしたら、光産のはほんのおまけ程度で出ていたちゅうのがあるわけですよ。

そのようなこともあっているから分かりませんが、この光セレクションを作られたんじゃないかと私は感じておるわけですよ。せつかく光セレクションというので光の名をつけたと、6品目、6品目の12品目。そうしたら、光にこういうようなものがありますよというのをまずは光市民の人に知ってもらって、それで光市民の人から、光のお土産はこういうのがある、光の名産はそういうものがある、またよそへ持っていくのを光のセレクションから持っていってもらおうというように、光市民の方にまずは知ってもらいべきじゃないかと思うんですよ。

そうでないと、せっかく何のために光セクションとやったのか、市役所はせっかく銘を打って光の名前をつけてブランド品として6品目、6品目の12品目。今年は駄目やったから、また来年も何品目かやってあると思うんですが、せっかく作る、やって、それを名前をつけただけで「はい、終わりですよ」じゃ私は光の産業はなかなか発達せんじゃろうと思うんですよ。

以前のことを持ち出しても悪いんですが、私が議員になる前にハモやらイワシも一応、光の特産品としてやろうという動きがあったのを人から聴いて一遍か二遍質問させていただいたんですが、それもすぐ尻切れとんぼになってなくなったんですよ。そのようなことがないように今後とも光の品物、せっかく光セクションという名の下に12品目も作られたんです。そうしたら、それをまずは市民の人に知ってもらって、それから日本全国に順々に広げていってもらうのが当たり前じゃろうと思っているんです。

ふるさと光の会に持って行って置きましたと、それじゃあ駄目なんですよ。ふるさと光の会がどれだけ皆さんに発信力があるんですか。それよりは光市民の皆さん一人一人、全5万人の人に知ってもらったら、それだけ発信力があるわけですよ。だから、私が思うのには、せっかく光セクションで12品目も作られて、そうしたらまずは光の市民の人に知ってもらって、それから皆さんに知ってもらうように。

光セクションのこの品物は、光のどこに行ってもあるような感じで観光、花館、あすこの里の厨にあります。そうじゃなくて、どこに行ってもあるような感じで品物を出してもらいたいと私は思っているんですよ。そういうような啓発運動も私はしてもええんじゃないかと、せっかく作ったんだから。私はそういうふうに思っているわけですよ。

先ほどのブランドのものにしても同じことです。観光資源にしたって同じことです。皆さんが全員で「光のものはこれだから、皆さん、これを買いましょう」とか「これは売ったらいいですよ」とロコミで広がるような感じに持って行ってほしいわけですよ。そのように思っておりますので、ぜひしっかりと光の特産品といわれる品物を売るように、皆さんに知ってもらうように今後とも努力して行ってください。よろしく願います。

○清水委員

すみません、先ほどの質問でちょっと漏れておりました観光事業についてお伺いしたいんですが、光市の観光の要というと、やっぱり虹ヶ浜、海水浴場がやはり要だと思っております。

平成29年度、30年度というのは利用者数も10万人を超えて、令和元年度は10万人をちょっと切ってはいるんですが、これだけ利用者が非常に多い。県内でも29年度、30年度というのは海水浴場でも県内で3番以内にたしか利用者数は入っておったと思うんです。

そこで、せっかくたくさん来ていただくのであれば、税込増加というところでしっかりとお金をできるだけ落としてもらうと、こういった施策が非常に重要だと思っておりますが、それにはやはり海の家がまずはメインになってくると思うんですが、海の家、これはもう初歩的なことなんですけれど、今年度の募集の締切はいつなんでしょうか。

○萬治商工観光課長

海の家につきましては、観光協会が事業実施をしております。

それで、海の家募集の締切り、時期につきましては毎年3月中旬頃に募集していると聞いております。

以上でございます。

○清水委員

すみません、観光協会ということでもう何点かお伺いしたいんですが、この条件、海の家を出店するに当たっての条件はどういった条件が今年度あるんでしょうか。

○萬治商工観光課長

出店の条件でございます。主な条件でございますが、市内に在住しているということ、それから市税等を完納していること、それから暴力団等でないことなど聞いております。

以上でございます。

○清水委員

虹ヶ浜の海水浴場での海の家は、昨年度はたしか2軒ぐらいしかなかったんじゃないかなあと思っているんですけど、あそこは条件としては何軒できるんでしょうか。

○萬治商工観光課長

虹ヶ浜につきましては、5軒と聞いております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。

先ほども申し上げたんですが、やっぱり光市の観光の要、特に夏は本当に海水浴場にどれだけ人を連れてこられて、どれだけたくさんのお金を使っただけかというのが一つ要であろうと思っております。

コロナ禍で緊急事態宣言が解除された後は、やっぱり外で公園とかで家族連れが遊ばれるというのが非常に増えておる、というのをあるニュース番組でも見ました。実際、私の知っている中でも、今まで商業施設内で子供たちを遊ばせていたのをできるだけ密にならない、外で遊ばせるという親御さんが非常に増えております。

なので、3月中旬が締切りということで、これは観光協会とは思いますが、光市全体でも5軒、海の家が造られるのであれば、5軒しっかりと造って観光を盛り上げる、そして利用者数をまた10万人以上に増やせるようにしていただくことが、観光事業が非常に盛り上がり収益を増やすところにもつながると思うので、この辺りをしっかり力を入れてやっていただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○木村委員

1点だけお尋ねしておきたいと思います。

これは改選後初めての委員会でもございます。私、本会議でも御質問をしておりますが、ため池の問題です。

現在、一昨年度の7月豪雨災害、様々な災害、予期できぬ災害がございます。そんな中でも令和元年7月1日に施行されました、農業用ため池管理及び保全に関する法律の第4条第3項、位置、名称その他の基礎情報を掲載した、ため池マップ等を作られております。

そのような中で、ため池というものの今の存在、ため池が雨水に対する調整機能というものもありますけれど、今、利水者、利権者にとってどういう状態になって、それがどういうふうに使われているのかも含めたところで、現在、危険ため池として指定されているもの、またその進捗状況。今、国も県も様々な補助メニューを作っております。そんな中で地域の安心、安全を守る観点から、ため池の現状をお知らせ頂きたいと思っております。

○西村農林水産課長

それでは、危険ため池のリスク除去の進捗状況についてのお尋ねと思っておりますので、こちらについて御回答していきたいと思っております。

まず、危険ため池のリスク除去の進捗状況でございますが、市内に光市地域防災計画に位置づけられております危険ため池は、現在6か所ございます。このうちの浅江の柏木ため池、これは西河内でございますが、こちらにつきましては、今後も使っていくということで堤体を改修する工事を現在、行っており、今年度で完了する予定となっております。

次に、室積の藪田ため池、そして浅江の上堤ため池・下堤ため池でございますが、こちらにつきましては、もう利用者がいなくなったということで廃止するため、昨年度から繰越工事として引き続き、廃止するための工事を進めており、今年の8月末に工事が完了しております。

次に、室積の大峯ため池、こちらのため池も方向性としては廃止ということで、今年度、廃止に向けた工事を実施するという事になっております。

そして、最後になりますが、島田の宮ノ尾1号ため池、こちらについては、今後の対応について現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○木村委員

年度ごと、年次をもって、こういったものをしっかりと対応していただけているのはありがたいことだと思います。そして情報も得ておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思っておりますが、特に今まだ決まっていない島田の宮ノ尾1号・2号、この件についてはやはり大きな不安を持っております。雨水の調整機能もありながら、やは

り堤体はしっかりしておりますが、これがオーバーフローしたり、また様々な災害にこれがどういうふうに影響するかというのは予見できません。

そうした中で対応・対策というのは一朝一夕にはできませんけれど、それに対する対策・対応、これをしっかり地元住民に周知していただき、そうした予期できぬ災害に対応、備えておきたいというふうに考えてございますので、当局のほうとしましてもその辺りをお示しいただき、この件は要望としておきますので、今後ともよろしく願います。

以上です。

○仲山委員

その前に先にため池のことで少し追加させていただきます。

当然のことながら、ため池の大きさ等によって、その危険度あるいはその下流にある住まいであるとか、そういったものを見て危険ため池というふうにされているんだと思いますけれども、大きいものは特に心配ではあるんですけども、中小のものでもこの管理状況が悪いと先行委員もおっしゃいましたけれども、危険性が増すということがあったりします。

身近なところでも、ため池の管理者が変わるということが近年あります。そのときに、亡くなってから変わるというような事態だったものですから、その管理の引継ぎというのがどうだったのかちょっと心配な状況ではありました。その辺りの継承について何か対策していらっしゃる、あるいはこれから考えていきたいというようなことがございましたらお願いしたいと思います。

○西村農林水産課長

ため池管理について管理者の継承というところでのお尋ねと思われれます。

委員から御案内いただきましたとおり、これまでため池の管理につきましては、明確に誰が管理者なのか、誰が受益の農業者なのかというところが分からないような状況が続いておりました。

こうした状況を受けまして、また平成30年の7月豪雨災害を受けまして、ため池の管理者が誰なのかを特定するため、責任を明確化するために県に届出するという制度が開始されております。この届出制度によりまして、誰がこのため池の管理者になるのか、そうしたことが今後、明確化されていくこととなります。

また、このため池の届出制度が開始されたことによりまして、ため池管理者の方々も今後どうしていかなければならないのかを議論するよい機会になっているのではないかと考えておりますので、我々も、そうした引継ぎに関する御相談等に応じながら、適切な管理が進められていくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。ため池自体は公共的なものではあるんだけど、民間のもの

のであったりするところもあるので難しいところだと思いますけれども、影響は市民に出ますので、ぜひしっかりとずっとやっていただければと思います。

あともう1点だけ。これまで引き続き取り組んでおられる光市地域公共交通網形成計画のほうの進捗といいますか、動きというのをちょっと教えていただければと思います。

○萬治商工観光課長

公共交通網形成計画の進捗についてでございます。

計画策定後に実施してきた主なものとしましては、光総合病院の移転に合わせたバスの乗り入れの開始とルートの見直しをしております。

また、光駅、島田駅への防長バスの乗り入れを開始し、交通結節点の強化をしております。

そのほか公共交通ガイドブックを作成しまして利用促進を図ったほか、公共交通マップの作成、それから地域内交通の検討を行っております。

以上でございます。

○仲山委員

各種進められていることは着実にあるというところかと思いますが、公共交通としての機能と、それだけでは賄い切れない交通の課題はたくさんあるかと思います。経済部所管だけの課題ではない部分もあるかと思いますが、しっかりと連携を取ってつないでいただくというか、利用がうまくいくような仕組みを作って考えていただきたいと思います。

それと周知がやはりすごく大事なところだと思います。各種のガイドブックやマップ等を作っていただいております。私たちは比較的触れることがあるのですが、案外、市民の方々に届いていないというようなことを感じております。その辺りもぜひしっかりとやっていただければと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第75号 令和2年度光市一般会計補正予算（第10号）〔所管分〕

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西崎委員

道路管理者が市になっております道路敷地の除草問題について質問いたします。

これは市内一体といいますか、ほうぼうで起こっている問題であると思いますが、市が管理する道路の舗装部分には草は生えないんですが、土の部分があるんですよ。これに草が生えて、高さが場所によっては2 mぐらいになる。車が通ると、草の先端が車に触れるようなところ、随分あると思うんです。

それで、市のほうにお伺いしましたところが、市が管理する道路の敷地であっても、隣接する民地の所有者が除草することになっているという説明でございましたが、これ間違いないですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

道路の草刈り等についての御質問をいただきました。

市内の市道延長といたしましては約350kmありまして、その全ての草刈りを市で実施することは、費用の面から困難な状況でございます。また道路など、市民の皆様にご身近な公共施設につきましては、地元自治会や利用される市民の皆さんにお願いしているのが現状でございます。

以上でございます。

○西崎委員

ただいま、部長さんからお話がありましたけど、これは法律とか条例とか規則には根拠はないと思いますが、全くお願いであるというふうに解釈していいのでしょうか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

御答弁させていただきましたとおり、地元自治会や利用される皆様にごお願いをしております。

以上でございます。

○西崎委員

問題はですね、隣接している民地の所有者が自発的に除草すれば問題ないんですけど、2年も3年も経ってですね、2 mぐらいの背丈になって、車が通る道路側にかなり倒れ

込んでおるような状態になっている場所がかなりあります。

それで、市のほうにお尋ねしましたところが、車の通行に支障になったら初めて、今の民地の所有者に対して除草のお願いをするんだと。その際、景観等は一切考慮しませんという回答がございましたが、これはそのとおりですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

良好な景観形成につきましては、地域住民との協同などによる維持管理が重要であると考えております。このため、繰り返しにはなりますけども、草刈り等につきましては、地元自治会や利用される市民の皆さんに御協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

今、自治会という言葉が2度ぐらい出てまいりましたけど、明らかに、個人の所有者がいるところを自治会がやるというのは、これは不適切だろうと思います。神社とかお宮とか公園なんかになったら、これは別ですね。これは自治会が年に一度か二度は、今、溝の側溝の掃除とかやっておりますけど、個人の所有者がいるところを自治会が、しかも、道路敷に入っていって草を刈ると。

今、問題になっているところは幅が4m、長さが25mぐらいあるところで、相当草が生えてます。これは、草刈機でやるんですよね。そういう道具も持ってないし、市のほうの説明では、草を刈ってもらったら、持って帰るぐらいは持って帰ると。これは、刈って道のへりへ置いとったら、風で道路の車のところへみんな散らばったりするわけで、この辺の説明も不適切ではないかと思うんですけど、それ、間違いないですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

繰り返しにはなりますけども、市道沿いの草刈りにつきましては、地元自治会、通行される皆様方の協力をいただきながら、市内につきましてはお願いしているような状況でございます。

以上でございます。

○西崎委員

それでは、もし交通に支障があるような事態になった場合、例えば、草がもう、3年も5年も放置されておって、アスファルト部分に根が張って割れ出したとか、そういうふうな事態になった場合に市で除草するわけですけど、これは業者に委託するんですか。それとも、市にそういう職員の方いらっしゃるんですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

草刈りの状況でございますけども、その現場を確認した上で業者に委託するものか、もしくは、職員で対応ができるものかの確認はしております。

市に草刈りをする職員はおりますので、早急な対応が必要な場合につきましては、市

の職員で対応が可能になっております。

以上でございます。

○西崎委員

市のほうで道路整備員とかなんか、これ、県の場合道路整備員という人がいるんですけど、そういう方がいるのなら、もう2、3年放置して、もう景観上も、2mぐらい草が生えているようなところはやってもらえたらと私は個人的には思うんですけど、いかがでしょう。

○酒向建設部長兼道路河川課長

市道につきましては、危険な箇所というのは、市でも確認いたしまして、市の作業員、又は委託をかけて、草刈り等はしてまいります。ただ、維持管理的なものにつきましては、やはり、利用されている市民の皆さん、自治会等をお願いしてまいりたいと今後も考えておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○西崎委員

というふうな市の一貫したこの問題に対するスタンスがあるんですけど、委員の方、皆さんの地域でもこういう問題があるんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうかね。納得できますか。

○吉本副市長

今の取組については、県内他市も、基本的には同様でございます、地域の皆様方の御協力があるからこそ、皆さん方が利用される道路が維持できているわけでございますので、今後とも、基本的には地域の皆様方の御理解、御協力をいただきたいと思います。

ただ、交通に支障があるような場合、あるいは危険な状態にあるような場合、この場合については、当然市のほうで草刈り等を実施いたしますので、委員の皆さん方におかれましても、そういったことを発見された場合には、建設部のほうにいち早く御連絡をいただければと思っております。

以上でございます。

○西崎委員

一応、今、当該地は団地もできつつある場所でございます。そういうふうな団地のほうからでも、あるいは近隣の住民から、もし話があったら、この草どういうことになっちよるんかと話があったら、今のところ、市のほうのお考えを私が伝えるしかないんです。

それで、市民の方、どういう反応を受けるか、ちょっとわかりませんが、それしかないですね。別に今、陳情があったわけじゃないんですけども、私はこれ、見てそう思う場所がありますので。

以上で終わります。

○清水委員

一般質問でも私、申し上げたところなんですけど、島田虹ヶ浜線市道の島田虹ヶ浜線のこと、光駅前国道188号線から北側に並行して走る、光駅に直接アクセスできる道路なんですけど、その泥上げのところを、私、ちょっと要望として定期的にでも、あそこはすぐ水が側溝からあふれてきて、光駅も整備されるということで、あそこは非常に重要な道路で、通学路でもありますので、その泥上げというのは、要望としてお願いしたんですが、ああいった側溝の泥上げに関して、実際に市として実施していただくことというのは可能なんですか。お聞かせいただければと思います。

○酒向建設部長兼道路河川課長

側溝の泥上げについてのお尋ねでございます。

側溝の泥上げにつきましては、基本的には、地元自治会の方々にお願いはしております。ただし、本議会でも御答弁いたしましたように、地元の方々に危険が生じるような場所、または交通誘導員が必要な場所については、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

あそこ島田虹ヶ浜線、光駅の近くの西の河原川までのあたりが、朝と夕方というのは非常に交通量が多い。すごく渋滞する道路で、日中というのはもちろん、そこまでもないんですが、あそこで自治会の方とも話す中で、やっぱり、交通誘導が必要であろうと。そういった場合に、交通誘導だけを市にお願いするというような考えなんですか。お聞かせいただければと思います。

○酒向建設部長兼道路河川課長

交通誘導員が必要な危険な場所ということでございましたら、市民の安全を確保するためには、市のほうでの検討も必要かと考えますので、現地を確認させていただきながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。

もう1つ、その島田虹ヶ浜線のところで、ほかのところにもあると思うんですが、基本的に自治会で、地域の皆さんでやっていきたいと思います。例えば今、私が申し上げているところ、酒仙洞の前のところにすごく大きなグレーチングがあって、これはなかなか、重機とかがないと取り外しができないんじゃないかなと思って、そういった場合というのは見に来ていただいて、ほかのところは地域の自治会で

やるよと、そこだけちょっとお願いしますということとかも可能なんですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

水路のかなり大きな断面ということでございますので、道路河川課に相談いただけましたら、その都度、検討はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。ぜひ、地域住民の方からのお声もありますので、また相談させていただければと思うんですが。

続いて、市営住宅の跡地の処理だったり活用だったり、お伺いしたいんですが、室積の汐浜2区の跡地というのは、これからどうされる、今、予定があるのでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○沖本建築住宅課長

室積の汐浜2区住宅、昨年度、解体をいたしました。その後の用地の活用方法についての御質問でございます。

今現在、同一敷地内に別の市営住宅がございます。こちらの住宅の入居者の駐車スペースということで、当面の間は活用をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。

今、駐車場ということなんですが、その後、何かそれを売却したりとかというところは、特に予定としては、今のところはないのでしょうか。

○沖本建築住宅課長

今現在は、市営住宅24戸ございますので、当面の間はそういった考えはございませんが、これも同一敷地内、市営住宅が建っていた跡、北側の市有地、ここに今現在、警察官の職員宿舎が建っております。この土地は県に貸している土地でございますが、県のほうから、この宿舎をいずれ廃止をしたいということをお聞きしております。この土地を含めると、市営住宅が建っていた敷地の約倍の広さとなり、土地の有効活用が図れると思いますので、今後、県の動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。

警察宿舎の売却計画もあるということなので、そうなったら、かなり広大な跡地にな

と思うので、ここはしっかりと有効に活用していただければと思っております。
以上でございます。

○田邊委員

こんにちは。災害に強い県、また市づくりということで、2020年度に国の地方財政計画では緊急防災、また減災事業費に5,000億円に浸水対策を追加するとともに、緊急自然災害防止対策事業費3,000億円の対象に、道路事業や、また市町村の急傾斜崩壊対策事業等が追加されました。

各自治体においては、防災・減災対策として、積極的にこれを活用するべきであるということで、本市においての急傾斜地、また内水浸水対策、そして大規模盛土造成地においてのこの質問をさせていただきます。

先に急傾斜地なんですけど、私が持っている資料によりますと、平成30年3月末時点で、土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設の整備率、光市は、対象土砂災害危険箇所が128か所あります。この時点では、24か所の整備率であります。18.8%。そして、令和2年3月時点で、この整備率、変わっていません。そういったところで、今年度の実施状況などをお聞かせ願いたいと。

30年から2年たって、これでもう、整備率は変わっていないと。国のほうでは、この急傾斜土砂災害危険箇所においては整備をしていこうではないかということなんですけど、そのあたりの経緯をお願いします。

○酒向建設部長兼道路河川課長

土砂災害危険箇所についてのお尋ねでございます。

この事業につきましては県が実施する事業でございます。今年度は光市内において事業を実施しておりませんことから、市内における進捗率は変わっておりません。しかしながら、毎年、県内どこかの数か所を事業を実施しておりますことから、山口県としては、進捗が図られている状況でございます。

以上でございます。

○田邊委員

それはわかりますよ。山口県内で、3年で22か所。岩国で5か所、そして、周南で1か所、美祢で3か所、下関3か所、萩市6か所なんです。光市は0なんです。県にこれは働きかけてできることなの。それとも、これは県が決めることですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

この場所につきましては県の事業になりますので、県のほうが採択して行っております。

○田邊委員

今、局地的に雨が降ったりするこの土砂災害危険箇所。県が行うんですけどね。県も

3年で22か所はやったということなんですけど、光市においての18.8%、これは、いざこの、そういった災害が起きたときに、3年前のまま、そしてまた、災害が起きたというところなんですけど、こういったところが、県がやるからやってないというところが、それをもっと働きかけてできることはやるべきことなんじゃないです。この急傾斜のことについては。そこのところ、どうです。

○酒向建設部長兼道路河川課長

委員仰せのとおり、県への働きかけというのは必要になってまいると思います。しかしながら、県事業でございますけども、当然、市の負担金、地元の負担金も生じてまいりますので、その調整も、多少必要になると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

3年でほかには何か所かやっているというところなんで、光市においても、これを十分に、データを方向でお願いしますよ。今後ね、今後、対策するという形でお願いします。

続きまして、これも同じ、内水の浸水対策。先ほど言った、国のほうではそういったものを働きかけると言っているんですよ。内水についても。全国各地で、この内水による浸水被害発生しておる。国や県から内水浸水対策についての支援、指導、これがあるのか。

そして、先ほども先行議員が言われたでしょう。島田虹ヶ浜線。あそこも、西の河原川が氾濫するのと同時に、山から、この内水によって水はけが悪いから、結局、内水という形でたまるわけです。そのあたり、そうなんです。あそこのあたりがたまるのは、西の河原川だけの氾濫だけじゃなくて、内水によるものもあるわけですよ。そこのところ、ちょっとお願いします。

○酒向建設部長兼道路河川課長

内水の問題ということでございますけども、最近は頻発化、激甚化しております雨の関係で、一時的に雨が降るということで、各排水機能を持っているものが一時的にのみ込まないという状況で、部分的に水がたまってくるというような状況が生じているものだと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、それで今、先ほども言った内水浸水対策についての支援と指導などが、あるなら教えてください。

○酒向建設部長兼道路河川課長

国におけます内水浸水対策に関するガイドラインの策定がされております。この策定につきましては、浸水被害軽減に取り組む地方自治体を支援するものとなっております。

て、平成27年に改正された下水道法等によって、官民連携による浸水対策の推進や雨水排渠に特化した下水道整備が可能になったということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

これが今の内水浸水対策をしようとする、それなりの事業費が必要であると。また、国や県の補助制度などはどんなものがある。今現状でどんなものがあるんですか。そこは教えてください。

○酒向建設部長兼道路河川課長

内水対策に係る下水道施設の整備に、国の交付金や補助金の支援事業等がございます。しかしながら、この事業というのが多種にわたっておりまして、どういう内容かというのは、細々ちょっと要件がございますので、この場で答弁というのは、控えさせていただけたらと思います。

○田邊委員

だから、その対策をするのに補助制度はあるという形ね。だから、全部がその市の財源の持ち出しじゃないという形で理解してよろしいんです。

○酒向建設部長兼道路河川課長

補助事業でございますので、国費は入ってまいります。それについて、国費を除いたほかの部分については市のお金が必要になってまいります。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。

内水対策として、そして、住民への注意喚起、内水ハザードマップも、このソフト対策として1つの手段と考えております。これも内水ハザードマップは県が出すとかいう話が以前あったと思われませんが、これはこういった形で、内水のハザードマップは今後出るわけですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

内水ハザードマップについてのお尋ねでございます。

現在、島田川の洪水ハザードマップが作成されております。この島田川流域の洪水による浸水区域、これを市民の皆様にお示ししている状況でございます。この状況と内水ハザードマップ、内水の関係が多少重複する部分というのが考えられます。このことでもありますことから、今後、内水ハザードマップにつきましては研究課題にさせていただきたいと存じます。

○田邊委員

だから、今の島田川だけの浸水のマップじゃなくて、内水という形で、今問題になっちよると。山に直接、集中豪雨が来たと。そして、川に流れずにそのまま町中へ流れるというのが内水、そういったハザードマップが必要であるというところなんです。だから、今は島田川の洪水のハザードマップはあるけど、内水ハザードマップがないとおかしいわけなんですよ。だから、今後よろしくお願いします。そのあたりね。もう内水はいいです。

今度は大規模造成地、この盛土造成地。これも昨年、県において、この大規模盛土造成地マップが公表されると、今後、この大規模盛土に対してどのような対策策が進められるのか。県からそういったものが来ているのですか。これをお願いします。

○松並都市政策課長

県が作成しました大規模盛土造成地マップは、大規模盛土の概ねの位置と規模を表したものでございまして、危険な箇所を示したものではありません。

これらの大規模盛土造成地の安全性を把握するためには調査を行う必要がありますことから、国から地方自治体に対しましては、どの盛土から調査を行うのか、これを令和4年度までに決めるよう示されているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

令和4年度までということは、あともう2年ぐらいですか。それまでには、ちゃんとした位置と規模、安全性、こういったものを示したものが出てくるという形ですね。それで理解していいんですか。

○松並都市政策課長

公表されたマップを見ると、概ねの位置と規模につきましては、把握はできます。ただ、これが安全かどうかを把握するためには調査が必要となることから、どの場所から調査を行うのか、これを令和4年度までに決めるよう、国から地方に対して示されているところでございます。

○田邊委員

だから、どの場所からを決めるということですね。分かりました。

そしたら今、どの場所からというんですけど、優先度が高いものとかいうところとか、そういったものの進め方というのものもあるんですか、そういった考えは。

○松並都市政策課長

国の資料によりますと、盛土の崩落や滑りが、現地の変状、例えば、ひび割れがあるとか、湧水があるとか、そういったものが調査の結果認められる場合には、ボーリング調査などより詳しい調査をすることとされておりまして、それらのことから優先度とい

うものを選定してくることになると考えております。
以上でございます。

○田邊委員

それは令和4年までにやっていくと。市当局としては、調査に対しては、何か協力したりするんですか。どういった形か協力するの。それとも、市は協力しないんですか。

○松並都市政策課長

国から地方に対して示されておりますことから、実施の時期等につきましても検討していく必要があると考えております。

○田邊委員

今現在は、そういった実施したとか、そういった実績はあるんですか。それとも、まだ今からのことですか。

○松並都市政策課長

現時点では、県においてマップが作成されたことだけでございます。
以上でございます。

○田邊委員

はい、分かりました。しかしね、その令和4年までにこれをちゃんとやらないといけないというので、さっき、ひび割れが出たり、こういったものがいろいろ出てくると、早くやらないとこれもう、間に合わないんじゃないです。そのあたりどうですか。

○松並都市政策課長

国におけるスケジュールで、令和4年度までにこうしたことを決めるとされているところでございますが、本市では、実際問題として、住民の方等からこうした心配の声等も寄せられていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○田邊委員

心配は寄せられていないという形で、今答えられちゃったんですけどね。熊本なんかみたいに、直下型の地震があったり、そういったところじゃったら、まず先に、盛土の造成地が崩れるんじゃないかと私は思うんですけど、そういったところでね、今現在じゃ、そういった心配の声はないというんですけど、やはり、そういったものが危険性があるというんじゃないじゃたら、そして、令和4年までにやらんといけんというんじゃないじゃたら、ある程度の形は、今後示してほしいということをお願いします。

続きましてもう1点、これも公共施設等の適正管理推進事業費に、これは国のこの地方財政計画で、これは主に地方債であると。地方債充当率が90%だ。それで、後年度の、

5年度の返済に交付税措置され、メニューによっては、財政力の弱い自治体の交付税措置率を引き上げると有利な地方財政度、そして、このインフラの老朽化、長寿命化、社会基盤の施設として、2019年から橋梁都市公園施設等を対象に追加された、国のこの公共施設等適正管理推進事業費、これでインフラの今の老朽化についてお聞きしたい。

上関大橋が橋の北側、本土側がへた橋部20cmほど浮き上がったということで、今現在、光市の橋や道路などのインフラが老朽化している中、もし仮に、光市が管理している橋などに、国や県からの補助制度など支援はあるか。あるなら、その補助要件はどういったものか。そしてまた、今現在、光市が管理している橋、こういった危険性がある部分があるのか、お答え願いたい。

○酒向建設部長兼道路河川課長

インフラについてのお尋ねでございます。

インフラ整備の補助制度につきましては、道路メンテナンス補助や社会資本総合交付金事業の防災安全交付金がございます。

あと、市内の危険箇所ということでございますけども、平成26年度から平成30年度までに市内181橋の橋梁点検1巡目を終えております。その後、第2巡目の点検をしておりますので、今のところ、危険な橋というのはありません。

以上でございます。

○田邊委員

どういった検査方法、いわゆる非破壊、それとも、そんなところをどういった形でやるんです。

○酒向建設部長兼道路河川課長

これは国の基準が決まっております、近接目視で行うということが決められております。

以上でございます。

○田邊委員

橋げたなんか取り付けているボルトとか、ああいったものはどういった形で調査するの。

○酒向建設部長兼道路河川課長

近接目視点検ということでございますので、手の届く範囲まで近づいて点検をいたします。ボルト等はたたくということも必要になってまいりますので、打音による点検はしております。

以上でございます。

○田邊委員

チェックした、ちゃんと何年か残しているの。そういうようなものは。記録表とかというものはちゃんとあるんですか。その検査して記録のもの、何々の橋の部分を検査したという部分は。

○酒向建設部長兼道路河川課長

点検表はございます。保存もしております。

以上でございます。

○田邊委員

年間、大体どれぐらいのやるんです。その検査は実施として、また予算はどれぐらいです。

○酒向建設部長兼道路河川課長

1巡目の点検で申し上げますと、平成26年に1橋の点検、27年、22橋、28年に100橋、29年に35橋、30年に23橋の点検をしております。今年度の金額につきましては手持ち資料がございませんので、御了承お願いしたいと思います。

○田邊委員

分かりました。そして、上関の大橋がヒンジが上がったと、取付部分が。20cm浮き上がったというところは、県から、光市なんかそういった情報を、何らかの情報はあったんですか。ないんですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

県からの情報提供はございます。

以上でございます。

○田邊委員

あったと。

○酒向建設部長兼道路河川課長

あります。

○田邊委員

はい。その情報を用いて、光市において、同じような構造とかいう橋はあるんですか。それとも、そういった危険性のあるところはあるんですか、ないんですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

同じような構造の橋というのは、市内にはないと思われま。

以上でございます。

○田邊委員

それなら、そういった可能性のあるようなところはないという判断でよろしいんですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

そうでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。最後、今後の橋梁についての実施する計画、この長寿命化修繕計画というんですかね、この部分をお示し願いたい。

○酒向建設部長兼道路河川課長

橋梁長寿命化修繕計画の中身ということでございますけども、昨年度、令和2年3月に橋梁長寿命化修繕計画、改定をしております。この改定に基づきまして、橋梁については保守・点検等を実施してまいっております。

以上でございます。

○田邊委員

先ほどは、予算は答えちゃったんですね。大体幾らかというやつ。

○酒向建設部長兼道路河川課長

資料を持ち合わせておりません。

○田邊委員

わかりました。ああいった事故があったことですし、また、本当に数字が実績ないということ。やったことの数字。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○酒向建設部長兼道路河川課長

当初予算ベースで申し上げますと、2,050万円でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。これ、道路、橋の、いろいろメンテナンスするという形なんですけど、この財源においてはどんなもの。財源は有利な財源とか今。私が先に言った公共施設等適正管理推進事業費ではあるわけ。それとも、ほかのものですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

道路メンテナンス補助を使用しております。補助率としては55%でございます。

○田邊委員

じゃから、補助率は全体の55%、これが一番有利な状況ということですね。それで理解していいんです。

○酒向建設部長兼道路河川課長

委員仰せのとおり、有利な財源となっております。

○田邊委員

分かりました。今後もそういったインフラ整備については、極力、有利な国のメニューに沿ってお願いしたいということで終わります。

○大田委員

先刻に見えた土砂災害危険地域、いわゆるレッドゾーンですかね。その地域というのはどういう地域ですか。

○邊見監理課長

土砂災害防止法で定められた土砂災害警戒特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと称しておりますが、このレッドゾーンは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる地域を都道府県知事が指定したものになります。

レッドゾーンでは、居室を有する建築物の場合、新築の場合は、建築物の構造が土砂災害を防止、軽減するための基準を満たす必要があるほか、住宅宅地の分譲や社会福祉施設、学校、医療施設などの建築を行うための開発行為については、土砂災害を防止するための対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術水準を満たしているとか、そういったことを知事が判断した場合に限り、許可がされることになっております。

以上でございます。

○大田委員

現在、それを満たしていない地域というのを知事が指定したと、それがレッドゾーンですか。

○邊見監理課長

そうではなくて、レッドゾーンにつきましては別の基準で定めがあって、そうした地域につきましては、先ほど言ったような制限がかかっているというような考え方になります。

○大田委員

だからレッドゾーン、特別警戒地域を知事が指定しているわけでしょ、現在。違いま
すかね。

○邊見監理課長

繰り返しになりますが、レッドゾーンにつきましては、急傾斜地の崩壊等が発生した
場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命に危害が生じるおそれがあると認められる
地域のことです。それらについて、先ほどのような制限がかかっているというような考
え方になります。

○大田委員

制限がかかっている地域を指定しているんでしょ。知事が今現在、レッドゾーンちゅ
う。

○邊見監理課長

どちらが先かというような話がありますが、特別警戒区域につきましては、基本的に
条件的なものがあります。

それにつきましては、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により、建築物に作用
する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して、住民の生命または身体に
著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大き
さを上回る地域というような定義になっておりまして、要は、これは危険であるという認
定が先であって、その後に制限がかかっているというような考え方だろうかと思います。

○大田委員

だから、レッドゾーンという地域は、知事が、ここは危険ですよ、人体に損害を与え
る、家屋に損害を与える地域ですよちゅうのを、知事が今現在、指定しているわけ
でしょとお聞きしているんですよ。

○邊見監理課長

だから、そのように申し上げていたと考えております。（笑声）

個別の制限につきましては、その後に、こうしたものを制限として課しているとい
うような考え方になるかと思えます。

○大田委員

それで、そねえな人体におそれがある、家屋に損害が土砂災害でおそれがあるとい
うのを、レッドゾーンとして指定していると、知事が。それに対する対策というのは、
何かするんですか。

○邊見監理課長

いわゆる土砂災害防止法のほうでは、対策について、ソフト対策が中心になります。こちらにつきまして、要は避難するということを目的とする対策が、土砂災害防止法では考えられております。

以上になります。

○大田委員

そのレッドゾーンの指定された地域が、災害を起こした場合、そこはレッドゾーンであるから言うて、レッドゾーンがないような対策は行われるんですか。それとも、そのままの状態の対策なんですか。

○邊見監理課長

レッドゾーンにつきましては、基本的に、先ほど申し上げたように、建物等に対する対策というものが幾つかございます。

先ほど申し上げましたように、建築物の造るときの基準が、まず違います。

それから、特別な開発行為を行う場合には、そこにも対策工事の計画をつくることで、安全を確保するというような要件が加わってまいります。

○大田委員

本は読まんでもいいんですね。

レッドゾーンと指定されました。そこが土砂災害、崩落が起きました。この災害対策に対する対策としては、レッドゾーンでないような対策が行われるんですかとお聞きしているんです。

○吉本副市長

まず、レッドゾーン、これは土砂災害防止法に基づいて制定されるものなんですけども、先ほどから課長が申し上げているように、斜面等の崩壊防止のための工事、いわゆるハード対策をするための法律ではございません。そういう制度ではございません。

そういう土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにして、住民への周知、あるいは警戒避難体制の整備、さらには、先ほども少し課長のほうが申し上げましたが、住宅等の新規立地の抑制、このための法律でございます。そういうソフト対策を進めるためのものでございます。

一方で、委員が言われるハード対策云々というのは、また根拠となる法律が違っていて、例えば、砂防法であったり、それから急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律であったり、地滑り等防止法であったり。こうした砂防三法というのがあるんですが、これに基づいて指定された区域において、県によって年次的に計画的に対策工事に取り組んでもらっているという状況です。

以上です。

○大田委員

それは分かん。それじゃが、レッドゾーンの地域において、現在、土砂災害が起きたと。それに対する、今度は防災対策で工事を行いました。対策を行いました。その工事を終了した時点では、レッドゾーンの解消になるんですかってお聞きしているだけです。

○邊見監理課長

レッドゾーンの解除要件はありますが、今言われた範囲であれば、恐らく原形復旧とか、そういったことであろうかなと思ったんですけども、そうであれば、レッドゾーンの解除にならないと思います。

レッドゾーンが解除されるためには、レッドゾーンの条件を解除するための要件が定められておりまして、その要件を満たすことが必要になりますが、基本的には、レッドゾーンの指定された要件の原因となった条件がなくなるということが必要になろうかと思います。

以上になります。

○大田委員

具体的な場所でお聞きしますが、レッドゾーンの地域でありました、虹ヶ丘2丁目ののり面が崩壊して、あれは、光市の土地開発公社が行った工事でございます。その工事、レッドゾーンに指定されて、それが崩壊が起きました。

そしたら、崩壊が起きましたから、その災害復旧工事をしました。その災害復旧工事で、押さえるためののり面工事をされました。それは、当然、光土地開発公社が行った、市の工事であります。それがレッドゾーンへ指定されました、新しい法解釈で。そこんところが土砂災害が起きました。

そしたら、そうなると、土砂災害が起きないように、当然、市としては、レッドゾーンの区域指定解除になるまでの工事を行うべきと私は考えるのですが、現在は、レッドゾーンのままのように記されております。

そこんところの市の考え方というのは、のり面をただ原形復旧しただけで終わって、それでいいと思っておられるかどうかというのをお聞きしたいんですが。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

委員がおっしゃられます、30年7月豪雨の虹ヶ丘ののり面災害、災害復旧工事でレッドの解消という目的ではなく、あくまでも災害復旧、おっしゃられるように原型復旧です。被災原因の除去というところが、災害復旧の目的になります。

この被災原因の除去につきましては、風化岩、この中の浸透水というところの部分で、コンクリートののり枠工で原因の除去は行われております。

指定解除についてのことなんですけど、この土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域の解除につきましては、土砂災害防止施設に関する全体の計画、のり面南側・東側の一部がレッドにかかっていると思います。そういったところの全体の計画施設及び、やはり後の維持管理が伴いますので、維持管理体制等の内容が満たされる必要があること

が前提になろうかと思えます。

このことに関しましては、指定及び解除権者である県との今後の協議を踏まえて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

その解除になる中身について、今の原型復旧したままでは、私はできないと思っているんですが、もしそれをやらないで、そのままレッドゾーンじゃったら、下に今現在、空き地があって、家を建てようと思ったら、レッドゾーンのために擁壁をあそこ造るか、家の外壁を土砂災害に対する増強して工事を進めなくては、家が建たないという状況になっておるわけです。

それじゃが、その前に、今、レッドゾーンに指定されて、そのままが崩れたわけでございますので、当然、レッドゾーン解消に向けて、復旧工事はされるべきだったと考えておるんですが、そのレッドゾーン、市の公社がやった工事に対して災害が起きたら、それを当然直すのが、当然、市としての義務言うたらどうか分かりませんが、当然だろうと考えられるわけでございます。原型復旧だけでなく、構造的に直すのが当然だろうと考えられます。そここのところのお考えをお示してください。

○吉本副市長

繰り返しになりますけども、市はあその箇所を、レッドゾーンを解消するためにやっているわけではありません。あくまでも災害復旧工事として斜面对策をいたしました。

今後も、安全の確保、防災上の観点から安全の確保のために、その付近をもっとやっしていこうということで、今年度、実施設計、調査と設計を行っているところです。

一般論として、参考までに申し上げますと、レッドゾーンになっている斜面があるとします。斜面对策をして、今の斜面のまま残った場合、これは個別に県と協議する必要がありますが、レッドがいきなり何もなくなるということはないというように聞いております。個別に県と協議が要するという前提で、一般的には、レッドであったものが、斜面对策をしてイエローになるというのは聞いております。

これをゼロにする、要はレッドが何もなくなるようにするためには、斜面そのものをなくすということまでしないと、そこには至らないというように聞いております。

あくまでも一般論です。個別によって、それぞれの協議になろうかと思えますので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

以上です。

○大田委員

だから、イエローゾーンになったら、下の住宅を建てる、緩和が少し緩むわけですよね。

○吉本副市長

イエローは特段の制限はございません、個人的なことを申し上げれば、私の自宅もイエローゾーンに入っておりますので。

以上です。（笑声）

○大田委員

だから、家を新築する、緩和が少しレッドよりも緩むわけですよ。

だから、急傾斜地のレッドゾーンで崩れました。ほしたら、補強工事しました。それがレッドでなくて、イエローじゃったら、少し緩和が緩むわけですよ。

だから、そこへ初めから建っちゃったら、そのままでいいわけですよ。新築する場合には、レッドじゃったら、すごい新築費がかかるわけですよ。

だから、そのレッドゾーンをゼロにするんじゃないで、イエローになったら、少し緩和が緩むから、建築費も少しかからなくて済む、家も建てやすくなるわけですよ。そこんところをお聞きしちよっただけであって、ゼロにせえとは言ってないです、そりゃ。ゼロにしちゅうのは、そりゃ更地が一番ゼロですからね、それは当然のことでございます。

レッドゾーンじゃなくて、レッドゾーンよりもイエローゾーン、まだそれよりも軽いゾーンにしてもろうたほうが、本当はいいわけなんです、じゃあ、それが現地においては、そのままの状態でも補強しなくちゃいけないということであれば、レッドゾーンを少し緩和してもらえたほうな工事をしてもらいたいと思っておるわけなんです。分かりますかね、私の言っちょるの。

○委員長

今ちょっと、イエローとレッドの新築の規制の違いについての説明がまだないと思います。その辺がちょっと説明できればと思いますが。

○邊見監理課長

イエローゾーンにつきましては、建築の制限等はかかっておりません。レッドゾーンについて、先ほど申し上げたような制限がかかっており、建築の場合には、先ほど申し上げましたように、一定の基準を満たす必要があります。

以上になります。

イエローは、全く建築の制限はかかっておりません。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○大田委員

だから、言っているでしょ。レッドゾーンじゃったら、すごい建築制限がかかっておると。（「休憩して」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

じゃから、レッドゾーンにおいて急傾斜の危険地域であって、今現在、崩落が起こって、そののり面の復旧工事というのを補強してもらおうというのであって、またそれに対する現況の崩落以上にも、今後、押さえの工事をされるということでございますが、今後もレッドゾーンの解消に向けて一生懸命努力してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

鋭意取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○大田委員

ぜひ取り組んでいって、解消に向けて取り組んでいってもらいたいと思っております。次に移ります。

今、世界中に放置プラ、マイクロプラスチックの問題が起こっております。

当局のお気持ちもお聞きしたいと思いますが、まず、土のう袋についてお聞きいたしたいと思います。

土のう袋の管理は、どのようにされておりますか。土のう袋、崩壊や水の浸入を阻止されるために、土のう袋が使われております。その後の管理はどのようにされておられますでしょうか、お伺いします。

○酒向建設部長兼道路河川課長

土のうの管理というお尋ねでございます。

土のうの管理につきましては、まず、土のうを買った状態からお話しさせていただきますと、土のうを買った状態で、箱に入ってまいりますので、そのまま水防倉庫での保管ということになっております。

その後、災害に備えまして、砂を入れて土のうとして使える形で、消防署の東側に市有地にパレットを置き、その上に重ねて設置いたしまして、ブルーシートをかけて保管をしております。

その後、使い終わった土のうにつきましては、市で、使ったものにつきましては、中の砂と土のう袋を分けて処分しております。

以上でございます。

○大田委員

今、要するに、土の崩壊やら水の浸入を防ぐために、土のう袋を置きますよね。そして、土のうによって土壁ができます。それを置いとかななくては、また崩壊が起きますから、多分そのまま置いておかれると思うんですよ。それが自然崩壊して、土のう袋が編みであるから、切れ切れになるんですよ。それがマイクロプラスチックですかね、放置プラ、あれになって、海なんか流れて疑似餌みたいになって、生態系食べて崩れて

いくというに、今のところ考えられておるわけなんですけど、そこんところ、土のう袋、水の浸入を防いで、持って帰った管理は、それは分かりました。

そこに置いた土のうによって土壁ができた。そこんところ、どういうふうにされるかとお聞きしているわけです。

○酒向建設部長兼道路河川課長

現地に使用した土のうにつきましては、永年そのまま置いております。それが劣化してプラスチックが出てくるということでございますけども、まさに今、市販されている土のうというのが、そういうポリエチレン製の土のう袋が汎用的に出ております。

この袋を使っておりますことから、今時点ではやむを得ないものと考えております。以上でございます。

○大田委員

やむを得ない、それはそれかも分かりませんが、一応、世界的にマイクロプラスチック、放置プラの問題が沸き起こっておりますので、土のう袋、麻袋が一番ええんでしょうが、麻袋は使い勝手が悪いから、今、プラスチック製の袋になったと思うんですが、そこんところを考えていただいて、古くなったのをどうにか回収するとかいうな方向に、私は進んでいってもらいたいと思っておりますので、ぜひともそのようにしてもらいたいと思っております。これ、要望としておきます。

次に、新しく大和コミュニティセンターができました。その前に、道路を拡幅されました。それから、大和コミュニティセンターが拡幅されて、県道に出るところが、いまだに拡幅されておられません。

今現在、結構、三輪小学校のほうから下り坂で下りてきて、旧市山医院の前を右折する車が増えております。ほいで、上から、コミュニティセンターのほうから出てくるのも、坂道になっておるので、半分ぐらい乗り出さんにや、車が来るのが見えません。

交通事故、今は現在、起こっていないんですが、交通事故が起こってからでは遅いと思うんですが、そこんところの拡幅というのは、以前から私はお聞きしておるんですが、お願いしたいと思うんですが、どうでございましょうか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

大和コミュニティセンター付近の市道の拡幅についてでございます。

今現在、拡幅されたところにつきましては、車道が7m、歩道が3.5mの10.5mの道路として整備しております。

その先、県道光上関線、この辺りまでにつきましては、確かに道路幅員が狭い状況になっております。これは、現在の道路整備する上では、道路構造の技術的基準というものがございまして、それに適用する必要がございます。このため、高低差もあり、交差点付近には15m程度の平らな部分、勾配の少ない道路を造らなければならないということもございます。今現在、すぐには拡幅は困難な状況になっております。

以上でございます。

○大田委員

困難な状況というのは分かるんですよ。困難な状況やから、交通事故が起きてもいいという考えですか、そうなるよ。

○酒向建設部長兼道路河川課長

交通事故というのは、ないのが一番ですが、道路拡幅とは、少し違った話になるのかなとは思いますが、今時点、道路拡幅というのは、難しい状況にはございます。

○大田委員

コンパクトシティ、その前の光駅前拠点化整備計画、あれなんかでも考えてもらったら分かると思うんですが、要するに、いかに使いやすい施設、道路構造やるかということだと思うんですよ。

今現在において、ただ、あそこの傾斜がちょっときつからできません、そういう問題じゃないと思うんですよ。いかに使いやすい通路を造る、そういう問題じゃろうと思うんですよ。

ただ道路構造上の傾斜があるからできません、その1点の下に却下じゃ、ちょっと考えが違うんじゃないですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

確かに、委員仰せのとおり、道路拡幅というのは考えていかなければいけないかと思えますけども、構造令等に従って造ってまいりますと、かなりの用地幅と、あと事業費等も増加することや、事業関係者なども調整ができるのかといったことが、今時点、不明なところもございます。

その辺も含めまして、今現在は非常に難しい状況にはなっていると思います。御理解を賜りたいと存じます。

○大田委員

そこんところを、あそこ途中で拡幅して、やっぱり県道まで、そりゃ当然拡幅するのが当たり前でしょうが、そりゃ。ほいで、交差点においては、急傾斜じゃなくて、ある程度、平らな状態にせんにゃいけんというのは分かります。

あそこなんか、特に右折線、3車線ないですから、右折線もないから、交通事故が起きやすいんですよ。特にあそこは、三輪小学校から来た、左側から回って下り坂なんですよ。だから、スピードもつきやすいんですよ。そこで、目の前でぱっと、4、5台止まっちゃったら、見えにくいから交通事故が起こるんですよ。

ほいで、コミュニティセンターのほうから出ても、右側に家があるから、右側から来る車が見えにくい。少し出てから、止まらんやいけん。右から来よったら、どんと当たりやすいんです。今んところは、交通事故がないからええようなもんですが。

ぜひとも、そこんところを再考してもらいたいんですよ。そりゃ、コンパクトシテ

ィをうたって造っている限りは、そこんところは造ってもらいたいと思っておるんですよ。ぜひ再考の件、そういう、すぐ却下するのではなく、検討してみてください。よろしくをお願いします。

続きまして、光井島田線の県道の拡幅は、あそこの（ホルヤリン）ところから一向に進んでいないように思うんですが、どのようになっているのでしょうか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

光井島田線でございます。これは、山口県の単県道路改良事業として、県により事業が進められております。

今年度の事業といたしましても、10月8日に入札が執行されまして、11月上旬から現地に着手していると、県からは聞いております。

したがいまして、事業が止まっているということではなく、少しずつでも事業が進捗しているものと理解しております。

以上でございます。

○大田委員

入札が終わったって、何mぐらい拡幅されるんですか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

道路拡幅というよりも、のり面のカットということで、土工工事ということで聞いております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも早く、あそこ拡幅されて、交通が行きやすくするように、ぜひとも県のほうに要望しちよってください。

それから、そっから島田畑線ですかね、市道があるんですが、このたび入り口ところが、何ちゅうか、待避場所をつくっておられる。あれから、下にずっと行って、なかなか待避場所がないんですが、あそこも待避場所を二、三か所ぐらいつくってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

山田畑線の待避所についてのお尋ねだと思います。

山田畑線の待避所につきましては、平成24年度に1か所整備いたしまして、その後、県道付近の、今、工事をしているところですけども、その1か所を、待避所としての事業を進めております。

今後の計画につきましては、今現在、どうなるのかというのは、まだ見通せない状況ですけども、現在、着手している待避所について進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも、あと数か所の待避所をつくってほしいと思います。

また、立野慶見によって東荷、伊藤公から出る、たしか一ノ瀬線と思ったんですが、野尻のところから慶見んところへ出るまで、川沿いで道が狭いんですよ。あそこんところ、以前、前、私が議員になりたての頃も、一般質問をさせてもらったんですが、あれから一向に拡幅といいますか、あれが進んでないように見受けられるんですが、その後の進展はどねえなっているのでしょうか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

県道東荷一ノ瀬線の道路改良につきましては、毎年、県のほうに拡幅要望は出しております。

しかしながら、県によりますと、現時点で具体的な整備計画はないということをお聞きしております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも線も、川も蛇行しているから、川も直線的に持っていくと、だいしょう道も直線的になるんじゃないかと思うんですが、ぜひとも強い働きかけをしてから、拡幅をしてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ところで、同じ光上関線ところに、立野付近ところに道路が拡幅されまして、旧道との境んところが閉鎖状態になっております。旧道との境が閉鎖になっておるところで、草木が生えてから、小さな森状態になっておるんですよ。その草木の伐採は、していただけないのでしょうか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

これまでも道路管理者である山口県に連絡、そしてお願いはしてまいっております。

山口県によりますと、通学路でもあるということから、通行に支障のないように対応していくとのございですが、大がかりな伐採はできませんという回答を頂いているとござい。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも、至るところに、そねえな感じ、見受けられるんですよ、拡幅された後の旧道の境んところ。じゃけ、そこんところをぜひとも伐採を、強く県のほうに要望してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いします。

さきのこの議会でも、専決事項で、道路のグレーチングが跳ね上がって、物損事故が起きました。横断側溝のグレーチングが、1,900か所ぐらいあるという答弁でございま

したが、現在、点検を行って直しているということでございましたが、点検とは、車の通過時に異常を聞いてやられるんだらうと思うんですが、降車して実際に検査なんかをされておられるのでしょうか、お伺いします。

○酒向建設部長兼道路河川課長

委員仰せのとおり、横断側溝の上を車を通過させて確認しております。その後、職員が降りて、グレーチングの上に乗りがたつきがないか確認しております。

以上でございます。

○大田委員

そのところにおいて、これは直す、まだ大丈夫という検査で済ましておるということでよろしゅうございますか。

○酒向建設部長兼道路河川課長

仰せのとおりでございます。

○大田委員

ちょっとでも異常音があると直してほしいと思っておるんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、認定道路についてお聞きしたいと思います。

新しい改正で認定替え道路、市道にされるというのは、なかなか難しいようでございます。そのときの条件が4mで、道路横に側溝がなければ、認定替えの市道にはできないようにお聞きしております。

でも、以前から花園住宅や和田住宅については、全く同じ条件で、市営道路と認定道路に分かれております。なぜそねえなったのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○邊見監理課長

当時の住宅団地内の道路につきましては、仰せのように、市道にされたところと、されていないところが存在しております。

これにつきましては、調査したところ、はっきりした理由や原因について分かりませんでした。過去の職員等にいろいろ聞いてみた範囲で考えますと、当時の市道認定の基準に従って認定しているということでございますので、当時の認定基準が、何らかそういうことの違いを生むようなものだったんだらうと考えております。

以上でございます。

○大田委員

当時の人に、それをお聞きしたら、何らかの基準があったんだらうという答弁じゃったと思うんですが、その当時は、基準ちゅうのは、どういうなんがあったかとかいうの

は分かりますか。

○邊見監理課長

先ほど言われたような住宅は、かなり昔の市道認定でございまして、現時点では、当時の基準がどうだったかというのは、残っておりませんので、お答えはできません。

○大田委員

当時と同じ状態で、今も現在もあそこのところは、和田住宅なんかは、何ら変わっていないと思うんですよね。以前から、市道に認定されたときと。

それで、今現在の新しい認定基準は、しっかりした認定基準ができておると。

だから、今現在ではできないというふうになっておるんですが、以前のままの状態、今現在、和田住宅やらあるんで、そこをどうにかして市道に認定するということはできにくいのでしょうか、どうでしょうか。

○邊見監理課長

現時点で市道認定するための条件といいますのは、委員仰せのような、光市市道認定要綱というのがあるんですが、こちらの条件満たすことが必要になってこようと思います。

ですから、そういったことを考えますと、現時点では、過去にされなかった、市道認定されなかった道路につきまして、新たに市道認定するというのは、ちょっと難しいんだらうと考えられます。

以上でございます。

○大田委員

私、無理なお願いかも知れませんが、そこんところ何とか、同じ条件でずっとあったのだから、市道認定の方向に持っていくような考えはできませんでしょうか。

○邊見監理課長

委員仰せのように、本市におきまして、旧海軍工廠関係の住宅団地とか、現行の都市計画法の開発許可の手續によってなく、造られた道路というのが多数存在いたします。

こうしたものの管理につきましては、市道認定ということもありますけれども、いろんな課題や状況も異なりますことから、他市の状況等も調査研究しながら、考えてみたいと考えております。

○大田委員

ぜひとも海軍工廠時代の同じ条件であるので、ぜひとも考えを改めて、市道認定にするように努力して行ってほしいと思いますので、お願いいたします。よろしく申し上げます。

市営住宅についてお聞きしたいと思います。長寿命化についてお聞きしたいと思いま

す。

長寿命化の現在の進捗状況についてお知らせください。

○沖本建築住宅課長

光市営住宅等長寿命化計画、この進捗状況についてでございます。

光市営住宅等長寿命化計画では、7つの団地、101戸の住戸を用途廃止の対象住宅として定め、現在も入居者の移転や建物の除却を順次進めております。

これまでに2つの団地を廃止し、その他の古い団地の一部解体を含め、合計、現在までで合計34戸の住戸を除却してまいりました。残り5つの団地につきましても、現在、入居者と移転に関する交渉を個別に続けているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

長寿命化計画において、公共施設等総合管理計画で定められた目標設定というのがあると思うんですが、達成できるのでしょうか、どうでしょうか、お伺いします。

○沖本建築住宅課長

公共施設等総合管理計画では、2035年、令和17年度になりますが、これまでに本市の公共施設の建物の総床面積の20%を削減することを基本目標としております。

市営住宅に関しましては、光市営住宅等長寿命化計画で定めました用途廃止住宅の削減と、さらなる総量の縮減を目指しております。

市営住宅のみの個別の目標は、この公共施設等総合管理計画にはございませんが、用途廃止として定めた住宅以外の古い住宅につきましても、棟単位で空きが出れば随時除却し、さらなる総量の縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

古い住宅についても、さらなる削減について考えたいと。また、20%削減率としておるといふふうにお聞きいたしました。20%の目標についても達成できるのでしょうか、どうでしょうか、お伺いします。

○沖本建築住宅課長

光市公共施設等総合管理計画では、公共施設の総床面積の20%削減という基本目標を達成することは、容易なことではなく、公共施設の在り方を行政と市民が一緒に考えることが重要であるとしております。

市営住宅は、本来、住宅に困窮する低所得者のために低廉な家賃で住宅を提供する、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するセーフティネットであると考えております。

移転を伴う用途廃止を進めるに当たりましては、そこで生活をしている入居者一人一人の理解と協力を得ながら、事業を進めていくことが必要であると考えております。

入居者との交渉は、想定以上に時間がかかることもございますので、期限内での目標達成は容易ではないとは思いますが、着実に進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○大田委員

20%の達成は、いろいろな条件が諸条件があって、入居者の理解も要るから、なかなか容易ではないという答弁じゃったと思います。

では、市営住宅の長寿命化計画は、いつまでの計画じゃったのですかね。たしか3年ぐらいまでじゃったと思うんですが、いかがですか。

○沖本建築住宅課長

計画期間は、令和3年度までの計画としております。

以上でございます。

○大田委員

3年までの計画と、今、答弁じゃったんですが、その計画期間が過ぎたら、今度のこの長寿命化計画というのは、また新しく1歩から始まるんですか。また、そこから違う計画が上がるんですか。今後の予定があったら教えてください。

○沖本建築住宅課長

現在の計画は、計画の策定時から約9年を経過しようとしております。市営住宅の需要や建物の劣化状況等、変化していると思っておりますので、再度調査を行う必要があると考えております。

また、この計画の後に作成をされました光市公共施設等総合管理計画におきましても、さらなる総量の縮減が必要とされておりますので、今の計画を基に見直しをする必要があると考えております。

以上でございます。

○大田委員

再度調査して、今後のことを考えると。また、今の計画を基に見直すかどうかもある必要があるというふうな答弁じゃったと思います。

長寿命化計画は今後とも20%達するように、そして、今後とも市営住宅が健全なる経営ができますように、よろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。